

令和元年度全国肢体不自由特別支援学校
PTA連合会会報 第127号 大会特集号



2019 全肢P連 奈良大会

発刊に寄せて

全肢P連「奈良大会」実行委員長 植月 智子

(奈良県立奈良養護学校PTA会長)

元号が変わり、令和最初の記念すべき年に、第62回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会総会およびPTA・校長会合同研究大会「奈良大会」が8月22日・23日の2日間にわたり開催されました。暑い中ではございましたが、全国各地からたくさんの方が奈良にお越しくださり、皆様とともに、実りのある時間を過ごせたことは、本当に貴重な体験となりました。

開催にあたり、本大会の趣旨にご賛同いただきました協力団体、協賛団体、名鉄観光サービス株式会社様をはじめとする協賛企業、そして、常日頃より温かく支えてくださる近畿地区肢体不自由特別支援学校PTAの皆様のご協力のもと、ご参加いただきました方々とともに、本大会を成功へと導くことができましたこと、心より感謝申し上げます。

今回の奈良大会のテーマは「えがおひろがるみんなの輪 奈良から始まる新しい時代」でしたが、会員研修、分科会、懇親会、どこの会場に行っても参加者の笑顔があふれていました。各分科会では、限られた時間ではございましたが、活発な意見交換が行われ、会員研修では、株式会社オールケアライフ 代表取締役 鎌倉義雄様より「障がい福祉と人格向上」をテーマに、福祉サービスへの取り組みなど、とても興味深いお話を聞かさせていただきました。またアトラクションでは、奈良県立奈良養護学校と長年にわたり交流させていただいている、奈良県立王寺工業高等学校吹奏楽部の皆さんが駆けつけてくださり、「踊って歌える吹奏楽」で会場の皆様に笑いと感動の渦へと導いていただきました。

本大会2日間を通して、全国の皆様と、直に向き合い、お互い語り合い、温かい交流を深められたことは、私たち肢体不自由児をもつ親達が強い絆を結ぶことができた実感しています。この経験を通じて子供たちの未来がよりよいものになるよう願っております。来年度は「五輪でつなぐ日本から 島根でむすぶ縁（えにし）の輪」島根での開催となります。オリンピック年の島根大会に期待し、発刊に寄せてのご挨拶とさせていただきます。

最後になりましたがこの度の台風19号により、お亡くなりになられた方々のご冥福をお祈りすると共に、被害を受けられた方々に心よりお見舞い申し上げます。

一日も早い復旧と、皆様が平穏な日々を取り戻せるよう、心よりお祈り申し上げます。

令和元年9月

目 次

開 会 式	3
主催者あいさつ	4
来賓あいさつ	5
歓迎のあいさつ	6
基 調 講 演	8
分 科 会	
第1分科会「学校」	14
第2分科会「地域」	19
第3分科会「福祉」	24
第4分科会「進路」	27
第5分科会「医療」	31
第6分科会「機器」	36
会 員 研 修	41
講演「障害福祉と人格向上」	
全 体 会	48
分科会報告	
全体講評	
閉 会 式	54
開催地校長あいさつ	
次年度開催地校長あいさつ	
大 会 宣 言 文	56

開 会 式

日 時 令和元年 8 月 22 日 (木) 12 : 30 ~ 13 : 00

会 場 なら 100 年会館 (大ホール)

- | | | |
|-----|--|-----------|
| 司 会 | 奈良県立奈良養護学校教頭 | 小 嶋 一 祥 |
| 1 | 開式のことば
奈良県立奈良養護学校 P T A 奈良大会実行委員 | 高 田 千恵美 |
| 2 | 主催者あいさつ
全国肢体不自由特別支援学校 P T A 連合会 会長
東京都立光明学園 P T A 会長 | 澤 村 愛 氏 |
| 3 | 来賓あいさつ
(1) 文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課
特別支援教育調査官 | 菅 野 和 彦 氏 |
| | (2) 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課
障害児・発達障害者支援室 障害児支援専門官 | 鈴 木 久 也 氏 |
| | (3) 奈良県教育委員会教育長 | 吉 田 育 弘 氏 |
| 4 | 来賓・指導助言者紹介、祝電披露
全肢 P 連「奈良大会」副実行委員長
奈良県立奈良養護学校長 | 平 井 克 季 |
| 5 | 歓迎のあいさつ
全肢 P 連「奈良大会」実行委員長
奈良県立奈良養護学校 P T A 会長 | 植 月 智 子 |
| 6 | 感謝状贈呈
平成 30 年度第 61 回福井大会実行委員長 | 清 水 かおり 氏 |
| 7 | 閉式のことば
奈良県立奈良養護学校 P T A 奈良大会実行委員 | 高 田 千恵美 |



◆主催者あいさつ◆

全国肢体不自由特別支援学校 PTA連合会会長

澤村 愛氏



皆さまこんにちは。先ほどの総会で引き継ぎ会長に就任いたしました光明学園の澤村です。

本日はここ奈良にて開催いたします、「全肢P連・校長会合同の第62回全国大会奈良大会」の為に、御多用の中、文部科学省、厚生労働省、そして開催地の奈良県並びに奈良市教育委員会の皆さまをはじめ沢山のご来賓の方のご臨席を賜りましたこと、全国の保護者を代表いたしましてお礼申し上げます。誠にありがとうございます。

私達の子供には障害があると言われていて、何故弱者と言われる障害者を人間の社会では税金だのなんだで生かしているのでしょうか。弱いものが強いものに捕食されるのが自然界の掟なのなら、今の人間社会は理にかなっていないのではないのでしょうか。

人類は文明を高度に発展させることによって、今まででは生かす事が出来なかった個体を生かすことが出来るようになってきました。可能であるならば、できる限り多くのパターンのイレギュラー、つまり障害を抱えておくほうが、生存戦略上の、子孫の反映の可能性が最大化する、すなわち人類が死なない為の「保険」となります。

「弱者」達が集まって出来るだけ多くの「弱者」を生かすようにしたのが人間の生存戦略です。社会学では「人間社会」の本質は協働（協力して働く）と言われています。

集団は単一だと弱いのです。

今日、全国津々浦々の会員が一同に会しました。住む地域によって、日々の暮らしは違います。保護者会員も、お仕事しているとかしていないとか、子供に医ケアがあるとか、無いとか、小1と高3とでは、悩みも違います。個性豊かでとてもカラフルです。教職員会員も、大学出たての先生から、教育のプロ中のプロの校長先生まで幅広くいらっしゃいます。

おのずと、私達は一人一人出来る事が違うのです。だからこそ、私達は手をつなぎましょう。

集団は単一でないほうが強いのです。

内閣府がめざすソサエティ 5.0の社会の中から、障害者を外す理由はどこにもありません。平成27年9月の国連サミットでは「持続可能な開発目標」SDGsが採択され教育はSDGsの17の中の1つの目標として「全ての人に包括的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進させること」としました。29年4月には「特別支援教育の生涯学習化に向けて」と題するメッセージが、文部科学大臣より発出されました。その直接的きっかけ

は大臣がうけた特別支援学校の保護者の生の声からだともいわれています。その後有識者会議が立ちあげられました。それを受け障害者本人の主体的な学びが実現できるよう具体的な対策と進め方が検討されるはずで

生きることは学ぶこと。学ぶことは生きる喜び。これからは学ぼうとする障害者に対する社会の理解が必要なのです。

私たちの子供達が過ごす学校は、福祉の場ではなく、学びの場です。そしてそれは、一日の4分の1の時間しかありません。先生方には教育のプロとして、制限時間を意識しながら一人一人のニーズに合った授業をデザインする責任があるし、4分の3の時間を受け持つ保護者には、子供の体調を整え、毎日その子なりのファインな状態で授業を受けられる環境作りをする責任がある。そんな真剣勝負な役割分担も必要ははずです。

新しく改定された学習指導要領が本格実施となります。各学校の校長先生はこれを指針に学校を運営していきます。改定は、メッセージです。保護者も。教師も。地域の人々も。

学習指導要領という共通の学びの地図を持ち、目標を定め、結果を検証し、子供の日々の学びを真剣に積み重ねていかなくてはなりません。大人にも勉強が必要なのです。

この後、文科省の菅野調査官様より、新しい学習指導要領も含めた、最新の教育行政の動向をお話していただきます。必ずここでの情報は、各学校の会員へ持ち帰ってください。

又、会場では日本肢体不自由児協会様のご協力を得て、新しい学習指導要領を丸ごと一冊特集したはげみ8月号を手にとりいただけるようにしました。はげみは年間購読を前提とした雑誌ではありますが、保護者向けに大変わかりやすくまとめられたとても良いものです。全肢P連会長の私も編集に携わっています。

先生方へはこちら。教職員向けの日本肢体不自由教育研究会発行の肢体不自由教育で勉強してください。保護者とともに両輪となって進めていって欲しいと願います

結びになりましたがこの奈良大会の開催に至るこの瞬間まで、多大なご尽力をいただきました、運営事務局の奈良県立奈良養護学校の皆さまへ、改めて心から感謝申し上げます。本当にありがとうございました。さあ開会です。引き続きどうぞ宜しくお願いいたします。

以上をもちまして、主催の全肢P連と全国校長会を代表し、奈良大会開催の挨拶とさせていただきます。

◆来賓あいさつ◆

文部科学省 初等中等教育局
特別支援教育課
特別支援教育調査官

菅野和彦氏



第62回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会、及びPTA校長会合同研究大会奈良大会の開催にあたり、お祝いの言葉を申し上げます。貴連合会は会員の協働のもと、特別支援教育の諸課題等の実践研究を進めるとともに、誰もが自分らしくともに生きる社会作りへ向けたPTA活動を推進するという趣旨のもと、毎年、研究成果の発表や最新情報を共有し、多大なる成果を上げてこられました。今大会におきましても、活発な意見交換のもと、課題の共有や解決に向けた分科会となることにご期待申し上げます。

さて、文部科学省では、子どもたち一人一人の自立と社会参加を見据え、その時点で教育的ニーズに最も的確に答える指導や支援を行うことができるよう、教職員の専門性の向上、教育環境の整備、障がいのある子どもに対するさまざまな各種施策の充実に取り組んでいるところでございます。本年1月には障害者活躍推進チームを設置し、障害者の雇用や学校教育、生涯学習、スポーツ、文化、芸術などの各分野において、重点的に推進すべき6つの政策プランを打ち出し、障害のある子どもたちへの支援の充実に向けた具体的方策が盛り込まれました。また、本年2月には特別支援学校高等部学習指導要領が告示され、幼稚部から高等部までの新しい学習指導要領が整い、来年4月には小学部より全面実施となります。新しい時代に求められる資質・能力を子どもたちに育む、社会に開かれた教育課程の理念を、社会との連携及び協働により、その実現を目指していくことが示されております。さらに、本年2月には、平成29年10月から検討して参りました、学校における医療的ケアの実施に関する検討会議の最終のまとめが報告され、3月に各自治体に向け周知したところでございます。引き続き、学校における医療的ケアをより安全、かつ、適切に実施できるよう務めて参ります。皆様方におかれましては、こうした文部科学省における取り組みについて、今後とも格別のご理解を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、本大会の開催に際し、ご尽力いただきました関係の皆様方のご苦勞に対し、心から敬意を表しますとともに、貴連合会のみまますのご発展を心からご祈念申し上げ、お祝いの言葉といたします。本日は誠にありがとうございます。

◆来賓あいさつ◆

厚生労働省 社会・擁護局
障害保健福祉部 障害福祉課
障害児・発達障害者支援室
障害児支援専門官

鈴木久也氏



皆様こんにちは。ただいま、ご紹介いただきました、厚生労働省、障害児支援専門官の鈴木と申します。令和元年度、第62回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会総会、及びPTA校長会合同研究大会奈良大会の開催にあたり、一言お祝いの言葉を申し上げます。初めに、日頃からお子様たちの思いを受け止め、愛情を込めて支えておられるご家族の皆様、また、特別支援学校や地域において支援に携わっておられます関係者の皆様のご尽力に対し、心から敬意を表したいと思います。本大会が、学校、家庭、地域が一体となって、特別支援教育の諸課題等の実践教育を進めるとともに、誰もが自分らしくともに生きる社会作りを目指して行われますことは、大変有意義であり、本大会が実り多き大会になることを心からご期待申し上げます。厚生労働省では、障がいのある方々を支援するため、近年さまざまな制度改正に取り組んでいます。昨年度に本格施行となりました障害者総合支援法の改正法には、障害児通所、入所支援などのサービスの提供体制を計画的に確保するために、自治体において障害児福祉計画が初めて作られることになりました。医療的ケアが必要なお子さんを地域でしっかりと支えられるようにするための、医療、保健、福祉等の連携体制を構築することを自治体の努力義務とすることが規定されており、こうした取り組みの一層の推進を行ってまいります。また、平成30年度、障害福祉サービス等報酬改定においても、障がい者の重度化、また、高齢化を踏まえた地域移行、地域生活の支援や医療的ケア児への支援等について拡充を図りました。引き続き、皆様のご意見を十分にお伺いしながら一つ一つの課題に真摯に向き合い、障害福祉施策の着実な進展に取り組んでまいりたいと考えております。先ほど会長のほうから、教育と家庭の連携で、家庭は4分の3をお母さんたちが支える、真摯に向き合いたいということを述べておられましたが、私たち厚生労働省行政は本当に教育と連携し、また、ご家庭のお母さんたちを支えるのが、私たち厚生労働省行政の役割だと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。最後になりましたが、本大会開催のため、企画から運営までご尽力いただきました、奈良大会実行委員長をはじめ、実行委員会の皆様、全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会、及び、校長会の関係者の皆様方に厚く敬意を表します。本日、ご参会の皆様のご健勝を祈念いたしましてお祝いの言葉とさせていただきます。本日は誠にありがとうございます。

◆来賓あいさつ◆



奈良県教育委員会教育長

吉田育弘氏

皆さん、こんにちは。ようこそ、ここ奈良の地においでをいただきました。第62回全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会総会、及び、PTA校長会合同研究大会奈良大会が、このように盛大に開催されますことを心からお喜びを申し上げます。本日、お集まりの皆様と共に、私たちは誰もが互いの人格と個性を尊重し、人々の多様な在り方を認め合える全員参加型の共生社会の実現を目指しております。奈良県教育委員会におきましても、特別支援学校と高等学校の生徒が共に学ぶインクルーシブ教育システムを構築するため、平成28年度から高等学校3校に高等養護学校の分教室を設置し、日常的な交流を実現いたしております。また、特別支援学校と県立高校との交流も推進しており、肢体不自由の特別支援学校では、学校独自に交流委員会を設けて、交流の内容や役割について話し合い、高等学校との合同発表会を生徒自らが計画するなど、交流及び共同学習の充実が図られております。さて、来年度から実施される特別支援学校の学習指導要領では、改定の基本的な考え方の柱の一つに、障がいの重度、重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実を掲げております。そのために、教育内容の主な改善事項として、卒業後の視点を大切にしたカリキュラムマネジメントを、計画的、組織的に行うことを規定しております。本大会の分科会の研究協議を拝見いたしますと、社会自立を育む、将来にわたり安全で豊かな地域生活を支える、将来の自立生活を支えるなど、自立と社会参加が研究協議の重要なキーワードとなっております。こうしたPTAの願いをしっかりと受け止め、学校では自立と社会参加を、特に高等部卒業後の最も大事な視点とし、小・中学校や小・中・高等部を見通した体系的なカリキュラム編成が重要となります。そして、本大会で研究を深めていただいた内容などもそれぞれの学校のカリキュラムに生かし、絶えず学校では指導の方法や内容を改善していくことは、大変意義深いことであると感じております。われわれ教育委員会も、障がいのある子どもの能力や可能性を最大限に伸ばし、社会参加へ向けた自立の基盤づくりのために、学校やPTAの皆様方と共特別支援教育の更なる充実に向け取り組んでまいります。これからもご理解、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。最後になりましたが、研究大会を開催されるにあたり、ご尽力いただきました関係者の皆様にご感謝を申し上げますとともに、本日ご臨席の皆様方のご健勝とご活躍をお祈り申し上げます。私の挨拶とさせていただきます。本日は、ご盛会、誠にありがとうございます。

◆歓迎のあいさつ◆



全肢P連「奈良大会」

実行委員長

奈良県立奈良養護学校

PTA会長

植月智子氏

皆さま、こんにちは。全国の肢体不自由特別支援学校PTAの皆さま、先生方、ご来賓の皆さま、ようこそ奈良にお越しくださいました。本大会実行委員長をつとめさせていただきます、植月智子と申します。

数日前も大きな台風が日本列島を直撃しましたが、皆様のごところは大丈夫だったでしょうか。

昨年は、全国各地で災害が多く、それによる被害も甚大なものとなりました。今もお、被災地では復興活動が続いていると聞いております。1日も早い復興を願うとともに、令和の時代は災害の少ない年であってほしいと切に願うばかりです。

最近では大きな自然災害が起こると交通機関はストップし、避難勧告や避難指示が早めに出されるようになったと思います。肢体不自由児をもつ私たち家族は、避難所に移動することや避難所での生活には大変な不便を伴います。テレビなどで災害情報を見聞きする度に「我々の住んでいる地域に避難指示が出たら、どうしようか?」と考えますがなかなか結論には至りません。

今大会では毎回の研究課題である「教育」や「医療、福祉」のことだけでなく「子供たちの安全」についても全国の皆さまと考える機会になればと思っています。2日間という短い期間ではございますが、基調講演、分科会、会員研修会、会員懇親会などを通じて全国の皆さまと学び、語り合うことで、子供たちの明るい未来につなげましょう。

ところで、最近では奈良にも日本人だけでなく、外国人観光客の方々がたくさんおこしになりますが、残念なことに、大仏と鹿を見てすぐにはかの地域に行ってしまうようです。奈良は大仏と鹿だけではなくありません。みんなが大好きなあの方もいます。そうせんとくんです。せんとくんはお忙しい中、奈良大会を盛り上げるために駆けつけてくれました。「2日間よろしくお願ひ致します。」

この後も、せんとくんはいろんな所で、奈良大会を盛り上げてくれる予定ですので、みなさん楽しみにしてください。

その他にも、徒歩ではちょっと遠いですが、バスで数分行けば奈良公園、東大寺、春日大社、山焼きで有名な若草山があります。時間があれば、是非奈良散策を楽しんで頂きたいと思います。修学旅行で奈良に来たことがある方も大人になって見てみる大仏さんはひと味違う趣がありますよ。また、東大寺の近くに氷室神社という氷の神様をまつる神社があり、最近奈良ではキンキンに冷えたかき氷が、今「熱い」です。この近辺でも近鉄奈良駅、ならまち界隈を中心にかき氷店が30軒近くもあります。一杯1000円前後とちょっとお高めですが、インスタ映えするかき氷を一人二杯

三杯と食べられる方も珍しくないそうです。皆様方も、是非奈良を楽しんでください。

奈良大会実行委員会一同「おもてなしの心」をもって一生懸命運営させていただきます。行き届かない点多々あるかと思いますが、どうぞよろしく願いたします。

基 調 講 演

日 時 令和元年 8 月 22 日 (木) 13:30 ~ 15:00

会 場 なら100年会館 (大ホール)

司 会 奈良県立奈良養護学校教頭

小 嶋 一 祥

1 講師紹介

近畿地区特別支援学校肢体不自由教育校長会会長
大阪府立堺支援学校校長

西 浦 由 夏 氏

2 講 演

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課 特別支援教育調査官

菅 野 和 彦 氏

テーマ「特別支援教育の動向と肢体不自由教育の充実に向けて」
～子どもの学びを支えるために～

文部科学省 初等中等教育局
特別支援教育課
特別支援教育調査官
菅 野 和 彦 氏



文部科学省初等中等教育局特別支援教育課特別支援教育調査官の菅野でございます。昨年4月より文部科学省で勤務しております。それ以前は、肢体不自由の特別支援学校で教諭として子どもたちと一緒に学校で過ごしておりました。これからお話しすることは、基調講演ということでございますので、午後の分科会に関連するような内容、位置付けながらお話をするとともに、動向として、どんな施策が今、出ているのか、あるいはどういう方向性なのかということ、新しい学習指導要領が改訂され、社会に開かれた教育課程の理念を実現していくために、保護者の方も含めて社会との連携・協働が大切ということについてお話しします。

特別支援教育に関する動向ですが、昨年度の中央教育審議会及び文部科学省における主な報告書等について6点お知らせをします。まず、学校教育法の一部が改正され、学習者用のデジタル教科書の効果的な活用の在り方等に関するガイドラインが出ました。次に新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導、運営体制の構築のための、学校における働き方改革に関する総合的な本策について答申が出されましたので、これについても最後に触れます。3点目は、特別支援学校高等部学習指導要領について告示されましたので、大変大きなトピックとなります。4点目は、学

校における医療的ケアの実施に関する検討会議の最終まとめが2月になされまして、3月に各教育委員会に周知したという流れになっています。5点目は、障害者の生涯学習の推進方策について、誰もが障害の有無にかかわらず、ともに学び、ともに生きる社会を目指していくという方策が、3月に公表されました。それから、交流及び共同学習のガイドが今回改定され、そちらも主なトピックとなっております。もう一つ、今年の4月に中央教育審議会への諮問として、文部科学大臣から「新しい時代の初等中等教育の在り方について」が諮問されました。この諮問事項、1から4とありますが、新時代に対応した義務教育の在り方、新時代に対応した高等学校教育の在り方、増加する外国人児童生徒等への教育の在り方、これからの時代に対応した教師の在り方や教育環境の整備等と大きな柱が4点あります。特別支援教育に関することについても、1番・2番・4番などについて、横断的に議論されていくということですので、詳細についてはこの1年間、あるいはもう少し時間をかけて、これからの新しい時代の初等中等教育の在り方について、検討していくということになります。

この中に、Society 5.0時代の教育、学校、教師の在り方ということで、一番上にありますが、Society 5.0についての内容が次のスライドです。Society 5.0とは、サイバー空間、仮想空間とフィジカル空間、現実空間を高度に融合させたシステムにより、経済発展と社会的課題の解決を両立するものです。このような時代の到来を踏まえて今後、教育も検討していかなければならないとなっております。Society 5.0を応用した教育のイメージは、ロボットを利用したり、様々な情報をコンピューター等で必要に応じて提供したりするなど、イノベーションによって様々なニーズに対応する社会を踏まえて、これからの教育を考えていこうというものです。その中で、学校教育法等の一部の改正する法律が昨年の8月に改正され、障害等により教科書等を使用して学習すること

が困難な児童生徒の学習上の支援のために、必要に応じてデジタル教科書を通常の紙の教科書に代えて使用できる、併用性を位置付けた点が大きく変わりました。例えば、特別支援学校の子どもの場合については、すべての教育課程において替えることができることになっています。また、小・中学校、高等学校においては、教育課程の一部においてそれらは使用可能ということで、平成31年4月1日に施行されています。これから新しい時代に向けた教育の在り方がますます進展していく方向性の一つとしてご理解いただければと思います。デジタル教科書は皆様もご存じの紙の教科書をそのままデジタル化したものです。それらに付随して読み上機能やあるいは背景色を変える機能とか、テキストの書体変更の機能や書き込みなどはデジタル教材として分けていますので、それらを効果的に活用しながら、障害のある子どもたちの学びをしっかりと支えていくということを、今進めています。まだまだ十分に普及されておりませんので、国としては教科書やデジタルデータを活用した様々な普及プロジェクトということで予算編成をして、教科書デジタルデータ管理運営機関でこれらの普及に向けての方策の検討を進めています。

次に、医療的ケアの現状についてデータ等で確認していきたいと考えています。これは学校において医療的ケアが必要な児童生徒等の全国の実況です。これは公立特別支援学校幼児部から高等部ということでお聞きいただきたいのですが、平成29年度の児童生徒数は8,218人となっています。対応する看護師が1,807名、教職員数は4,379人です。注意書きにありますように、認定特定行為事業従事者の資格を持つ教員数を示しています。看護師の数については、平成28年から見ると、もちろん児童生徒の増加ということもありますが、各教育委員会や学校において看護師等の配置を積極的に行って、現在に至っています。それから医療的ケアの行為の多様化について、全国的なデータで確認します。文部科学省のホームページでも確認できますが、様々な医療的ケアがあります。例えば、胃ろうと人工呼吸器をどちらも使用している生徒は2つカウントされますから、1人の子どもで、2つの項目、3つの項目、4つの項目ということになります。延べ人数にすると2万6,883人という、これだけの医療的ケアの行為がされているということをご理解ください。

注目いただきたいのは、人工呼吸器の使用については、平成25年の1,270人から、現在1,418人、酸素療法についても、1,447人から1,663人と高度な医療的ケアを必要とする児童生徒が増えている現状です。

それから、皆様の資料に戻ります。通学、訪問教育の別として学部別という集計が、お手元の上段の資料です。小学部は1学年から6学年までありますから、人数は多くなりますが、通学、訪問教育ということでこのようなデータになっています。このように人工呼吸器等をはじめとした高度な医療的ケアを含めて、各学校における様々なことを含めて、検討会議を平成29年10月より進めてまいりました。この医療技術の進歩を背景として、日常的に医療的ケアが必要な児童生徒等の増加に対応するため、国として取り組んできたわけですが、これからこの内容について要点を確認します。ホームページのアドレスも載せましたので、詳しくは、

後程ご覧いただければと思います。大きくは1から10の項目に分けて検討会議で議論され、まとめられました。今日は2番、3番、4番、それから6、8、9番に焦点を当てていきます。まず学校における医療的ケアに関して基本的なことですが、教育委員会や学校だけではなく、主治医や保護者など医療的ケアにかかわる者各々が責任を果たして、学校における医療的ケアの実施にあたる必要がある、このような趣旨が、この2の(1)にまとめられています。

(2)は、医療関係者との関係です。地域の医師会や看護団体等の協力を得て、小児医療や在宅医療の専門的事例を活用することが必要です。指示書に主治医との連携も大変不可欠であるということでもまとめられましたが、医療との連携、主治医との連携に関わる課題について、分科会の意見交換を通して解決に向けた話し合いを期待しています。また、教育委員会は医療的ケアや在宅医療に知見がある医師を学校医としたり、医療的ケアの指導医を委嘱したりすることが重要です。したがって各学校においては、このような安全かつ安心した医療的ケアの実施ができる体制整備を整えることは大変重要だという趣旨です。

学校での医療的ケアに関する基本的な考え方について、以前は「特別支援学校における」という表現でした。しかし、今回は「学校における」ということで、幼稚園や小・中学校、あるいは高等学校も含めた多様な教育機関の中に、医療的ケアを必要とする児童生徒等が在籍しているという現状を踏まえて、特別支援学校に限らず体制を作っていくという趣旨です。

(3)の保護者との関係については、保護者から健康状態や医療的ケアの頻度や緊急時の対応などについて説明を受けた上で、学校で対応できる範囲について共通理解を図ることが必要であるということです。当然、改めて保護者からしっかりと状況を伺って共通理解を図り、学校における医療的ケアを実施することが重要です。体調不良時に無理な登校を控えたり、緊急時の連絡手段を確保したりなど、保護者にも一定の役割があるということです。やはり学校は医療の場ではないので、体調不良時、あるいは感染症が疑われる際などは、学校と保護者が協力して一定の役割を果たしていきながら、よりよい医療的ケアを進めていこうという趣旨です。保護者の付き添いについては、文部科学省で平成27年、28年で調査をして減少傾向になっていますが、本人の自立を促す観点からも、真に必要と考えられる場合に限りよう努めるべきであるということで、検討委員会から指摘がありました。それを受けて各学校において現在も適切に進めているものと承知しています。また、教育委員会における管理体制の在り方については、特定行為以外の医療的ケア、例えば、酸素療法であるとか人工呼吸器の使用等について、個々の状態に応じて、安全性を考慮しながら対応の検討が重要ということです。例えば、人工呼吸器があるということで一定の対応をとるのではなく、使用頻度や状況など個々の状態を保護者と確認して対応を考えることが重要です。

4. 学校における実施体制の在り方について考えていきます。こちらについては、学校ごととありますが、実施要領をきちんと策定して教育委員会の指導のもと、あるいは通知やガイドライン等に基づいて策定していくことが重要です。また、看護師等

についても大変数が多くなっている学校もあるようです。看護師等がより安心して医療的ケアを実施するための指導的立場の看護師の配置も検討していただいて、より一層学校の一員として、看護師が活躍できるようにすることも重要です。それから、個別の教育支援計画については、主治医やあるいは放課後のことも含めて再度意見交換することは大変望ましいことです。

本日第3分科会では福祉について議論されると伺っております。福祉は内容が多岐にわたりますが、分科会においても福祉に関する情報であるとか、あるいは福祉を活用するに当たっての諸課題などが議論されると考えております。

6番目につきまして、特定行為以外の医療的ケアを実施する場合の留意事項ということで、国ではここ3年間、モデル事業を実施してきました。高度な医療的ケアを必要とする子どもたちへの実施体制をどのように変えていったらいいのか、あるいはどのように充実させたらいいのかについて、全国の特別支援学校、あるいは県の教育委員会にて、モデル事業を委嘱して進めてきました。各学校においては、それらに基づいて対応の在り方等を各学校が検討しやすいようにということで、ホームページ等において、その実施の在り方等を公表しています。それから、看護師が長年学校に勤務していると、最新の医療情報がなかなか入ってこず、十分に対応できない、あるいは、対応に不安があるなどといった話もありました。

国は、参考となる情報提供や実践集あるいは実践報告等を含めた研修の企画・実施に努めることが重要であることご指摘いただきました。さっそく文部科学省では、今年から指導的な看護師等を対象として、様々な医療情報を受け止めて対応していただくための研修を、実施する予定になっています。

校外における医療的ケアにつきましては、今回校外学習や宿泊学習を含むとなっています。また、これまでは「看護師等、または」という表記でしたが、認定特定行為業務従事者について教員で対応できる場合は、実施体制を整えていくことが重要です。小・中学校等においては、校内と同様に看護師等が当たることが適当であるとされました。それは、特別支援学校であれば複数の看護師がいますが、小・中学校においては教員が特定行為を実施することが、現実的に難しい状況も踏まえてこのようになっています。それから、泊を伴うことについては、勤務体制や人員確保の面での課題があります。スクールバスなど専用通学車両においては、看護師等による対応を基本とします。看護師からもスクールバスでの医療的ケアの実施は、かなり技術を要するという話を数多く伺いました。実施の際は、運行ルートの設定、あるいは停車可能な地点などをあらかじめ確認し、停車した上で医療的ケアを実施することなどがまとめられました。そのほか、緊急時においてどのような対応をするかについて、しっかりと保護者と学校関係者の共通理解を図ることが重要であるので、スクールバス乗車中の緊急時については、しっかりと安全対策を講じることが重要です。国におきましては、学校における医療的ケア実施体制構築事業を今年度も実施し、各学校や各自治体の参考になるように進めております。また、切れ目ない支援体制整備に関する事業において、看護師、外部専門家の配置として300人ずつ年毎予算の拡充を

してきました。今後も引き続き、各学校における看護師等の配置が充実されるように進めていきたいと考えています。

今回は第4分科会が進路です。こちらの資料、平成29年の特別支援学校肢体不自由高等部卒業者の進路の状況がこちらの表です。まず進学者についてほとんどが大学等に進みます。全体の3.1%です。平成24年に比べれば微増していますが、一人一人の能力を最大限に伸ばす趣旨からも、可能性のある児童生徒が大学等で学ぶことが実現できるしっかりとした教育課程の編成も望まれています。また、就職者、社会福祉施設等入所・通所者の項目、これらについてみてみますと、就職者について平成29年は94人で、うち事務従事者が約半数以上です。恐らくパソコン等に関連した企業に就労しているのではと思われます。社会福祉施設等については84.8%です。卒業生の8割以上が入所施設等を進路先としている現状です。障害者の生涯学習がキーワードのひとつになっていますが、もちろん社会福祉施設等の進路先がそこであったとしても、学び続ける、あるいは生涯にわたって様々なことを学ぶことは重要なので、資料のとおり、生涯を通じた学習活動の充実に関する取り組みを紹介します。趣旨は学校から社会への移行期の学びや交流の充実、生涯を通じた学習活動の充実です。3. 令和元年度の取り組みということで、まず文部科学大臣表彰の実施です。これは障害者の生涯学習支援活動に取り組みされている個人や団体についての表彰です。昨年は67件でした。そして障害者の多様な学習活動を総合的に支援するための実践研究も併せて行っています。効果的な学習プログラムや体制のモデル開発を行っており、現在全国で21件取り組んでいただいています。

戻りまして、ともに学びともに生きる、共生社会のカンファレンスなど様々な取り組みがコーディネーター育成部会やスペシャルサポート大使などを活用しながら、今、進められています。冒頭の説明のとおり、障害者の生涯学習の推進、方策についての報告がこの3月にされました。この報告の概要は、障害者の生涯学習の現状と課題の把握をしっかりと行った上で、様々な報告がまとめられてきています。上の枠の現状と課題については、特に障害者本人から挙げられた様々な意見の中に、知りたいことを学ぶための場や学習プログラムが身近にあると答えた割合は3割程度となっています。これにより、学校卒業後の障害者の学ぶ場がまだまだ不十分という課題が明らかになり、目指すべき方向性として2点挙げられました。誰もが障害の有無にかかわらず、ともに学び生きる共生社会の実現、それから障害者の主体的な学びの重視、個性や得意分野を生かした社会参加の実現、それらに向けた方向性として取り組むべき施策として、次の1から4が報告されました。報告の第3章では、各障害者の学びについて整理されました。肢体不自由者の学びについては、身体の動きの困難さや移動手段の確保、環境の整備等が大きく影響しますが、やはり本人が自ら他者とかかわり体験することによる学びの推進が望まれています。学びの場に参加するために必要な支援が適切に使えるようにしていくことが重要です。

肢体不自由の特別支援学校においては、重度重複化が進んでいる現状ですが、重度重複者の学びについて着目したい点があります。東京都重症心身障害児(者)を守る会の各分会の協力のもと

実施された調査によると、重度重複障害者の生涯学習ニーズとして音楽を楽しむことのほか、健康・からだ作り・アロマセラピー・読書活動等が挙げられました。また、重度重複障害者が卒業後も生活年数を重ねる中で、感情表現などが豊かになることが非常に多いとのことでした。それを鑑みると、ICTを活用した意思伝達や意思表示機能のある装置を使用した学習、タブレット端末を活用した音楽学習、あるいは身体活動に関するプログラムなども大変重要な視点ではないかとまとめられております。

下の太線を読みますが、本人や保護者、支援者には就学期間中できていた学習や周りの人との交流について卒業後も継続したい希望が極めて強いことも念頭に置いて、この学びの場作りの必要性が報告されました。特別支援学校に期待される内容が次のスライドです。真ん中の枠囲みをご覧ください。特別支援学校に期待される取り組みとしては、特別支援学校高等部学習指導要領等の改定を踏まえ、学校教育段階から生涯学習への意欲を高める指導、社会教育と連携した教育活動の推進などです。また、卒業時に個別的教育支援計画を的確に引き継いでいくことが生涯学習への参画も含めて重要です。実際に学習指導要領に書き込まれているのが次のスライドです。これは高等部の記載事項として出していますが、小学部・中学部にも同じくこの規定があります。高等部生徒を例にすると、生徒が学校教育を通じて得た知識及び技能を活用し、持てる力・能力を最大限伸ばせるよう生涯学習への意欲を高めること、その情報提供にもしっかりと努めるようにすること、とあります。多様なスポーツあるいは文化芸術活動の体験ができるように、各学校において配慮しながら進めていくことが重要と規定されました。ここで大切にしたいことは生涯学習も念頭に入れつつ、しっかりと毎日の学習の積み重ねが重要ということを、ここで皆様と共有したいと思います。また、生涯学習にかかわる記載事項がどのように書かれているかは次のスライドです。例えば、今回主体的・対話的で深い学びの実現という言葉がありますが、その中にコンピューター等や教材教具の活用という点について触れます。スマートフォンやタブレット、PC等情報機器の使いやすさの向上もあり、生徒が情報を活用・発信する機会も増えています。職業生活だけではなく、学校での学習や生涯学習・家庭生活・余暇など、さらには自然災害等非常時にも情報を適切に選択活用することが不可欠な社会が到来しつつある旨が示されています。また、文化芸術について学校図書館の利用促進なども記載されています。

各教科について見ていきます。高等部の学習指導要領等より音楽を例に挙げます。それによると音楽を愛好する心情とは、生活に音楽を生かし、生涯にわたって音楽を愛好しようとする思いであるとあります。この思いは音楽のよさや美しさなどを感じ取ることによって形成されます。音楽の学習が基盤となって生涯にわたって音楽に親しみ、人間形成の一側面となることがこれを読むとご理解いただけるのではないかと考えます。学校での学習を基盤として「自分はこういうことが得意だな。」「僕は音楽のこういうことが得意だ、好きだ、興味がある。」といった子供の思いを尊重しながら進めていくことが大切となります。また、校内の授業だけではなく地域で発表する機会を設けることも指導計画の作成

と内容の取り扱いに規定されたため、各学校において様々な取り組みが展開されるでしょう。既にPTA活動の中に生徒の発表があったり、地域のお祭りの中でダンスを披露したり、あるいは自分たちの活動を地域の方々に知っていただくことも含め、地域とのつながりにも留意することが重要となっています。

例を挙げます。児童生徒を含めた肢体不自由を持つ方々の作品展という場があります。文部科学大臣奨励賞を受けた昨年度の作品です。左側の絵は版画で、作者は手先がほとんど動かないのですが、地道に何枚も色を重ねながら刷り版画で絵を入れていった作品です。

それから、こちらのヒマワリの元気な絵ですが、これはデジタルアートというものです。タブレットの端末上に指で絵を描いてぼかしの色や他の色を入れていき、自分が好きなヒマワリを描いて表彰されました。

PTA連合会会長賞受賞作品は、桜をモチーフにした物で桜の幹や一枚一枚の花びらが丁寧に表現されていますが、夢中になって丁寧に取り組めることがらを日頃の指導の中から見つけていくのはもちろん、保護者からも子供が最近夢中になっていることを発信したり、学校とともに子供の能力を最大限見つけたりできるように、学校と家庭との連携を図ることが重要です。

こちらのスイカの絵はデジタルアートで視線入力によって描きました。視線であれば色々な選択ができますし、自分がおいしそうだなと思ったスイカを描けるわけです。このように技術の進歩・ICTも含めてお伝えしたいのは、絵について言えば、大人になっても大会や作品展に応募できるなど、生涯に渡って一人の子供にとって励みや支えとなり得るということです。よって、卒業後も幅広く子どもたちの能力が最大限に生かされていく視点を持って、保護者の皆様をはじめ、学校としても進めていくことが重要であることをご理解いただきたいと思います。

先ほど学校として交流及び共同学習のガイドブックが改定されたということですが、第2分科会に関連することで、国としても障害者理解、心のバリアフリー推進事業を行っております。既に各学校では副籍制度や地域の小中学校、高等学校との交流及び共同学習を学校同士で連携しながら行うなど、様々な取り組みが実施されていることと思いますが、共生社会に向けてさらに進めていくために、大変重要なこととして位置付けているところです。

今回学習指導要領が改定されましたが、今日は社会とのつながりの中で、あるいは保護者の方にも大卒としてご理解いただきたいことを、これから話します。高等部に関わる改定のポイントを説明します。今回学習指導要領の改定においては、社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立などが大きな方向性です。これについては、小学校と特別支援学校の小学部、中学校と特別支援学校の中学部、高等学校と特別支援学校の高等部、みんな方向性は同じということです。今回の改定趣旨です。三点目は、障害の重度重複化・多様化への対応と卒業後の自立と社会参加の充実を踏まえて、改定をしまりました。もう少し具体的には、教育内容等の主な改善事項ということで、重複障害者等に関する教育過程の取り扱い

について丁寧に書き込みました。

それから、今回知的障害特別支援学校の各教科を見直し、それから初等中等教育全体で資質・能力の育成を一体化させ改定したことがポイントです。そして自立と社会参加に向けた教育の充実、特に高等部においては卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定しました。それから、二つ目は、社会的・職業的・自立に向けて必要な基盤となる資質・能力を身に付けられるように、家庭や地域、関係機関との連携を図りつつ、キャリア教育の充実を図ることなどを改めて規定をしました。そして、その枠の一番下にあるように、生涯学習への意欲を高めることや豊かな生活を営めるように配慮することを今回規定しました。キーワードとなっている社会に開かれた教育過程については、学習指導要領には3つポイントがあります。学校教育を通して保護者も含めて社会と目標を明確にして、共有していくことが重要ということが一つ目のポイントです。二つ目は、資質・能力を身に付けられることが明確となるような計画を立てることが重要ということです。最後に、学校が社会と連携・共同する理念の実現に向けて進んでいくことが重要という趣旨です。文部科学省のホームページに生きる力、学びのその先へと、その中にリーフレットや動画を入れています。ぜひご覧いただきたいと思います。

次に、今回育成すべき資質・能力を三つの柱で示したことで説明します。この三つの柱は、知識・技能、思考力・判断力・表現力、学びに向かう・人間性等という大枠です。そして学習する子どもの視点からの言葉が加わっています。子どもがどのようにこれからの社会や世界とかかわって、よりよい人生を送るかという視点から、それらの資質をしっかりと育成していくことが大切です。また、子どもが何を理解しているかについてです。理解しているだけではなく、理解していること、できることをどう使うかということも大切にする。この三つの柱を大切に、今回見直しを図りました。ゆえに、子どもの視点に立って整理をした点が大きなポイントです。これからの社会は、経済活動あるいは人口動向等について困難が予測されています。どういう段階でどのような課題があるか大変予測困難な状況であっても、子どもたちが豊かに生きていくための力を学校教育で育成していくのだという趣旨が、今回の改訂の大きな趣旨です。その趣旨のもと、何ができるようになるかを各学校で明確にして指導することが重要です。そして、子どもたちが何を学ぶかという視点から教育内容を充実させていき、主体的・対話的で深い学びの授業改善を通して、しっかりと学べるカリキュラム・マネジメントの実現を目指していきます。それらを保護者や社会と共有し、開かれた教育課程の実現に向けていくことが大きなコンセプトとなっています。

このように各学校においては、子どもたちに身に付けてほしい力を、保護者をはじめ地域の方に説明し理解していただき、一緒にそれらを作り上げていくことが今後望まれています。少し詳しく述べると、知識や技能だけを教えるのではなく、それらを使って考えたり、表現したり、工夫したり、そういう力の育成を目指すのです。ですから、一方通行的な授業ではなく、授業も改善していきましょう。ただし、しっかりと教えなければいけないことは

しっかりと教え、考えさせる場面はしっかりと考えさせるなどの工夫をしていくという趣旨でご理解いただきたいです。アクティブラーニングについて触れます。既にご理解いただいていると思いますが、アクティブラーニングという指導方法があるわけではありません。

次に、カリキュラム・マネジメントについて説明します。教育課程とは、各学校において教育内容をどれぐらいの時間をかけて指導するか、国が示した学習指導要領に基づいて学校が編成するものです。これを基に、組織的かつ計画的に各学校の教育活動の質を図っていくことがカリキュラム・マネジメントです。教育活動の質の向上を図るために先生方が授業を充実させたり、子どもたちに育成する肢汁・能力を明確にしたりすることなどを以下に挙げる視点から充実させていただければと思います。この中の項目(ア)、「教科等横断的な視点で組み立てていくこと」に少し触れます。教科等横断的というのは、学びの基盤となる言語能力・情報活用能力・問題発見解決能力などの育成を単独の教科にとどまらず複数の教科にまたがってとらえていくということです。

例えば、言語能力は国語だけで育成するのではなく、音楽でも感じたことを自分の言葉で表現することを通して言語能力の育成を図っていくということです。

キャリア教育の充実について大切なポイントは、学ぶことと自己の将来とのつながりをきちんとつなげていく点です。そのための必要な資質・能力を身に付けられるようにすることが大切です。それらは自分の生き方や生涯通じての興味関心のほか、家庭での役割や色々な環境での役割も含まれます。生涯にわたる自己実現を図っていくことができるように、学校では育成を図ることが大変重要です。そのためには、保護者と密接な連携を取りつつ指導をしっかりと進めていく必要があります。

キャリア教育の視点から、肢体不自由教育は表彰を受けています。昨年度は文部科学省・経済産業省共同による第8回キャリア教育推進連携表彰の受賞団体として、全国の肢体不自由各学校の取り組みが優秀賞となりました。受賞内容は、重度の障害で実習先に通えない生徒を対象に、自宅や学校にいながらにして職場実習ができる遠隔職場実習を導入している事例が表彰されました。テレワークシステムなど、多様な働き方を紹介する出前授業をはじめ、移動が困難で社会見学等に行けなくとも、ICT機器を活用した疑似体験を行う遠隔社会見学の取り組みも実施し、社会的職業的自立に向けた支援を、企業・産業界と一体となって推進している事例が表彰されました。今後、情報技術の進展に伴い、ますますそのような面も充実してくると想定しています。

個別的教育支援計画については重要ですので若干お話をします。個別的教育支援計画は、保護者の方との連携によって作成され、個々に応じて福祉施設や医療機関等と連携する際に用いられるツールです。それらを学校在学中だけではなく、卒業後も見通して切れ目ない支援に生かすことが大変重要です。改めて各学校の個別的教育支援計画について、関係する関係機関の役割分担などが明確になっているか、見直しや改善が重要であるのご理解ください。

もう一つご理解いただきたいのは、自立活動という指導領域が

特別支援学校にあります。小中学校・高等学校には、特別支援学級とか通級による指導で自立活動の指導領域があります。これは子どもたちが学習上や生活上の困難さを、主体的に改善克服していく態度、あるいは技能等も含めて養うことを大切にしている指導領域です。しっかりと目標を立てて指導内容を実施して評価する、その一連の過程を、今回しっかり行いましょうということを規定しました。その際、自己選択や自己決定する場面は大変重要です。重度の障害を持っていても食べたいものを選べる、見たいものを指差しできる、これらも大切な一つの視点だと思います。そういうことを含めて、指導内容をしっかりと取り上げること、そのほか資質・能力との関係において、自立と社会参加に必要な資質・能力の育成を含めて、指導内容を取り上げることなどを今回追加しました。

そのほか、進路先への情報提供にあたっては個人情報にも留意しなければなりません。各学校においては、個人情報をしっかりと守るのは言うまでもなく、十分注意を払って先方に情報提供するが構わないかというように保護者の理解を得るようにしていくことが重要であると今回書き込まれております。さらには、自立活動については、例えば、専門の医師等との連携協力は重要と書いてあります。必要に応じて専門の医師及びその他の専門家の指導助言を求めるなどして、適切な指導ができるようにしております。学校によっては作業療法士や理学療法士、あるいは言語聴覚士などが定期的に入っていたり、あるいは常駐している学校もあったりするかもしれません。ただ、ここに書かれているように、医療で行うリハビリ等を理学療法士が学校にいるからと言って同じようにはできません。あくまでも学校の場合は教育の場です。各学校が必要に応じてその方々からの知見を生かして、それらに基づいて自立活動の指導を行っていくということです。今回の分科会でも専門職との連携の事例が数多くありました。

今回学校における働き方改革に関する取り組みの徹底についてということで、今回ご理解いただきたいのは、この働き方改革の目的は先生方自らの授業を磨くとともに、子どもたちに対して効果的な教育活動を行うことができるようにすることが目的です。働き方改革とはそのような趣旨で徹底するのです。ここで学校における働き方改革の実現に向けてということで、文部科学大臣からのメッセージを一部紹介します。

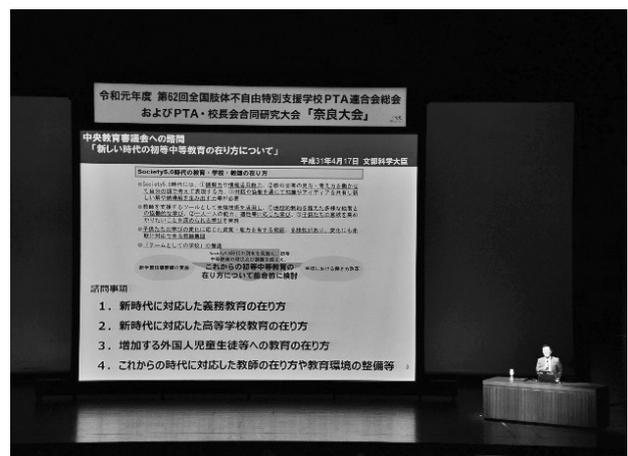
組織マネジメントは管理職の重要な仕事です。これまで慣例的に行ってきた業務も優先順位をつけて必要性の低い業務は思いきってやめることや家庭や地域との適切な役割分担を進めるために、学校運営協議会の場等で話し合い、保護者の理解や協力を得ることも大事であるとメッセージ述べています。教育の目的はすべて子どもたちのためということです。

それから、保護者、地域の皆様へということでメッセージが出力されておりまして、まさしく本大会などにおいては、大変意義深いことではありますが、地域全体で子どもたちのよりよい教育環境を充実するため、学校・家庭・地域が教育目標を共有し、それぞれができるか考え連携分担することが重要です。特にPTAに期待される役割は大きく、学校や地域との役割分担をしっかりと話し合っ、共通理解を得ながら活動を充実することが大切です。

未来を担う子どもたちです。子どもたちのためにみんなで取り組んでまいりましょうとあります。大臣からのメッセージということで紹介をさせていただきました。

今回学習指導要領で示された理念を具体的に述べると、例えば、社会に開かれた教育過程の実現に向けたコミュニティスクールであったり、様々な方に学校教育に関わっていただくことであったりします。もちろん保護者にもしっかりと関わっていただいて、より良い学校教育の実現を目指していきます。その中で起こってくる数多くの課題は地域によって全然違うと思いますが、大切なことは学校運営協議会をはじめとする公の場において、地域の方や保護者とともに地域に存在する学校としてどのような教育をしていくかについて考え行動していくことであると考えます。重ねて申し上げますが、学校は社会に開かれた教育課程の実現の理念に向けて、今後ますます進展していくことが期待されているということです。また、コミュニティスクールについては、学校運営協議会制度を導入している学校が全国的に増えてきております。驚くべきことに、特別支援学校においても平成28年から比べると9.6倍もの増加になっており、今後の発展に期待しております。

ちょうど時間となりました。引き続き文部科学省において特別支援学校の充実に努めてまいります。ご理解、ご協力のほど、よろしくお願いたします。



第1分科会 「学校」

日 時 令和元年 8 月 22 日 (木) 15:30 ~ 17:00

会 場 ホテル日航奈良 5F 天空

研究協議題

「子どもたちの学校教育を支え、社会自立を育むため、PTAは、学校との連携をどのように深めていくか」

- 特色あるPTA活動を進めるための学校との連携のあり方
- 個別の教育支援計画の作成と参画のあり方
- 特別支援教育を進めるための交流及び共同学習のあり方
- センター的機能を活用し、学校間の啓発を促すためのPTAのあり方

指 導 助 言 者 大阪府立堺支援学校前校長 宝塚医療大学 講師 橋 本 輝 幸 氏

発表校・テーマ 秋田県立秋田きらり支援学校
「地域とともに歩むPTA活動を目指して」

発 表 者 秋田県立秋田きらり支援学校 PTA会長 佐々木 江美子
司 会 者 秋田県立秋田きらり支援学校 教諭 吉 崎 真 紀

発 表 要 旨

1 学校概要

発表のテーマは、「地域とともに歩むPTA活動を目指して」です。地域、新たな取組という2つのキーワードをもとに発表します。

本校は平成22年に第1次秋田県特別支援教育総合整備計画により、肢体不自由特別支援学校2校が再編、統合され、誕生し、10年目を迎えました。校舎は視覚支援、聴覚支援と併設しており、秋田県立医療療育センターが隣接しています。「かがやきの丘」という教育と福祉の総合支援エリアの一画に本校があります。小学部51名、中学部24名、高等部33名の108名の全校生徒が在籍しています。そのうち、医療的ケアを必要とする児童生徒は13名おります。私の娘は高等部2年生で2年前に胃ろうと気管切開の手術をし、医療的ケアのお世話になっていますが、とても安心して学校に通学させております。あとは、聴覚支援学校にも2名の医ケア生がおり、計15名を非常勤職員の看護師7名が担当しています。通学形態は自宅や隣接する医療療育センターからの通学生、センター及び在宅への訪問教育と多岐にわたっています。

次に本校の特色です。かがやきの丘には3校が併設されていることから、3校の児童生徒と一緒に活動を行うことがあります。朝の挨拶運動や地域の方々との交流を楽しむ年1回のかがやきの丘祭りでは、3校の生徒会役員と一緒に活動に取り組むなど、交流活動が盛んに行われております。開校と同時に誕生した学校周辺の町内が10年を経て、宅地がほとんど埋まったことから、本校が取り巻く周辺的环境も大きく変化しました。10年間地道に交流活動を実施し、成果と課題を明らかにしてきたことで、近隣保育

園、小、中学校、高等学校との交流、ポッチャ競技での交流と、交流の内容も充実してきました。地域の老人保健施設への訪問は、地域貢献の一つとなっています。

2 取組の内容

本校には三つの専門部である、親睦部、研修部、広報部があり、保護者全員がいずれかに所属しています。部長、副部長がリーダーシップを取り、さまざまな活動をしています。それぞれの事業内容は、昨年度の活動を中心に、このあとお話しします。このほか、任意の活動としてお父さんたちを中心としたおやじの会があり、年4回の活動計画があります。

はじめに、親睦部の取組について紹介します。4つの取組があります。1つ目は、かがやきの丘祭りという、地域の方との交流を楽しみ、3校の地域理解推進を目的とする夏祭りで出店を担当しています。一昨年度から、千本引きの出店を出店しました。売り子活動で3校の児童生徒、保護者、地域の方との関わりをもちました。

2つ目は、親子レクリエーションです。親子で楽しむ&作るというコンセプトで、学校職員によるミニコンサートとバステルアート作りを行いました。

親睦部の3つ目は、学校祭でのPTAバザーです。値付け、商品陳列、ポップ作りなどの準備活動と当日の販売を行い、来校する多くの方々と楽しく関わりました。

4つ目は、ベルマークの仕分け、収集作業です。平成29年度から収集を始め、昨年度集計を行いました。今年度の話し合いにより、創立10周年に向けた記念品購入を目標に収集を呼び掛けています。

次に研修部です。研修部には大きく3つの取組があります。1つ目は保護者懇話会です。昨年度は卒業生保護者から在学中のこと、現在の進路先での様子について話題提供していただき、活発な質疑応答になりました。

2つ目は研修会です。昨年度は割り箸書画講習会、ストレッチ教室を実施しました。この2つの研修は、学校周辺の地域の全世帯に案内を配付しました。この取組は2年目でしたが、初めてストレッチ教室に地域の方2名の参加がありました。本校が地域とつながりがもてたと感じる場面でもありました。

研修部の3つ目の取組は、卒業後の進路選択のための事業所見学です。保護者の見学先希望アンケートやこれまでの見学箇所を考慮しながら、見学先を決めています。昨年度見学した障害者支援施設では、施設設備や利用者の方の様子を見学しました。自分の子どもの将来の姿を見据えた活発な質疑応答が行われました。

次に広報部の取組です。広報部は大きく4つの取組を行っています。1つ目は運動会の掲示写真を選定し、コメントや装飾をつけて掲示する活動です。長年継続して行っている活動のため、段取りよくレイアウトを決めていく保護者のリードのもと、行われています。

2つ目はかがやきの丘ミニ学校展の搬入、展示作業です。学校から車で3分ほどの場所にある病院や公共施設に、学校紹介パネルや児童生徒の作品、作業製品の展示をしています。よりよい展示のレイアウトになるように、保護者同士で意見を出し合う様子も見られます。

広報部の3つ目は学校報に関する活動です。年3回発行する学校報では、PTAのページが設定されており、取り上げる内容、レイアウト、コメントについて編集作業をします。学校等関係機関に発送するための、封入作業も広報部の活動として行っています。

4つ目は学校祭のポスター配付です。昨年度初めて行いました。ポスター配付先リストから配付可能な場所、合計14カ所に配付しました。この活動も地域とつながる活動であり、本校の理解啓発の大事な取組と考えております。

最後に、おやじの会について紹介します。おやじの会は、父親が中心となり児童生徒の学校生活が豊かになることを願い、開校2年目に結成されました。「決して無理をしない、できるときにできることをする」「自分の職業、趣味を生かし貢献する」「子どもたちの笑顔のために一致団結して取り組む」という3カ条があり、お父さんたちの任意の団体となっています。OBの方が今でもおやじの会に協力してくださり、力強い支えになっています。おやじの会の活動は4つあります。1つ目は6月初旬の花植えです。プランターに花を植え、学校と医療療育センター前、校地入り口に設置しました。毎朝の水やりを昨年度から児童生徒も一緒に言い、児童生徒、保護者が一緒になってこの活動を支援しています。

2つ目はかがやきの丘祭りでの射的屋の出店です。毎年恒例の射的屋は、来場者に大盛況でお客さんとのやり取りも楽しみとなっています。

おやじの会の3つ目は、おやじの鍋っこです。カレーと豚汁、おにぎり作りを1年交代で行っています。グループごとに鍋の個性が出るのがおやじの鍋っこの醍醐味です。

4つ目は雪像作りです。スライドの写真は一昨年度のものです。昨年度は雪不足のため残念ながら中止でした。雪像作りは2日間におわたること、厳寒の時期であることなどから参加者が少ないのが現状で、活動内容の見直しが求められています。

3 成果と課題

成果と課題についてです。はじめに、成果についてお話しします。専門部とおやじの会の活動から、本校の地域への発信、理解啓発の一助となっているものは、かがやきの丘祭りの出店販売、学校祭のバザー販売です。販売活動により地域の方をはじめ、多くの参加者の方と関わりがもてたことが本校の地域への発信につながっていると思われます。そのほか、地域の病院、公共施設に学校紹介パネル等を展示し、本校の理解啓発を図りました。さらに、本校PTA研修部主催の研修会に初めて地域の方が参加したことは、本校が地域とつながりをもてたと感じる場面でした。また、かがやきの丘祭りには年々参加者が増え、昨年度は800名を超えました。地域とのつながりが広がってきたことを示す数字であり、より一層地域とのつながりを大事にしていかなければならないと感じています。

次に課題についてお話しします。これまでお話ししたように専門部には様々な事業内容がありますが、どの事業も参加者は10名前後です。これは活動内容の見直しが必要ということを示しています。また、参加できなかった理由の一つにある「日時などスケジュールが合わなかった」ということに対応するため、事業の日時や内容の案内配付を1カ月前以上に行う対策が考えられます。そのほか、毎年同じ専門部を希望する保護者が多く、これまで行ってきた活動を踏襲しようとする意識が強いことも挙げられます。保護者の意見を尊重しながら、現在のニーズにあったPTA活動の選定が必要と考えます。

最後に、本校PTAが地域とともに歩むためには、次の3つのことが考えられます。1つ目は、近隣小学校PTAと連携して研修会を行うなど、近隣小学校PTAと課題意識を共有するとともに、本校の啓発活動につなげること。2つ目は、防災に関する研修を保護者対象から地域を巻き込んだ防災訓練へと発展させる。3つ目は、町内会と連携をもち、各種PTA事業に参加してもらうことです。

今年度、本校は開校10年目を節目に、学校後援会（きりり会）を立ち上げました。地域の方に子どもたちの生き生きと学ぶ姿や、PTA活動をこれまで以上に啓発し、一人でも多くの方に本校の応援団になっていただきたいと思っています。また、PTA会員が各自の居住地で、学校後援会の輪を広げていくことで、子どもたち一人一人がそれぞれの地域とつながり、卒業後の豊かな社会生活を営むための一助となるのではないかと考え、学校後援会とともに明日からのPTA活動に取り組んでいきたいと思っています。

これで発表を終わります。御清聴ありがとうございました。

質疑応答・意見交換

【大阪府立堺支援学校 PTA会長 吉野】

保護者の方全員が専門部に所属されているということでしたね。皆さんは、会員ではありますが、その中から役員となり、さらに専門部に分けられるとのことでした。専門部は、最終的にどのような形で割り振りをされたのか教えていただけますか。

【発表校】

年度末に三つの専門部の希望アンケートを取ります。第1から第3希望まで書いてもらいますが、そこには、必ずしも希望どおりにはいきませんというたし書きをつけます。あがってきたものを全部集計すると、やはりでこぼこが出ますね。毎年同じ専門部を希望する保護者が多いので、今年度は違う専門部の仕事をしてもらおうとか、これまでの経験を生かして、この専門部で頑張ってもらおうとかという考えで、3つの専門部がだいたい同じ人数になるようにPTA担当職員が振り分け操作しています。その際は、第3希望にいかないように、第2希望までに入れるように、ニーズが釣り合うように振り分けております。それを4月の総会のときに提示しますが、これについてクレームは、心の中ではあるかもしれませんが、伺っておりません。

【大阪府立平野支援学校 PTA会長 田中】

堺支援学校と同じ質問でお答えされた内容について伺います。調整をされて提示を行う、その後、苦情というものは無いということでしたね。でも、どうしても調整つかない場合には、どなたかに譲ってくださいとかいうかたちで調整をされるということですか。

【発表校】

どうしても調整がつかないということはありませんでした。第2希望までになるようにPTA担当職員が調整をします。この調整は、保護者は行いません。学校の方で調整し、最終的に、保護者の皆さんに提示するという形です。

【東京都立城北特別支援学校 PTA会長 水野】

先ほどの専門部決めの件で、先生が間に入って選定されるというお話、大変興味深く伺いました。専門部の方はそのような形で選定されるということですが、PTA会長、副会長、本部役員という構成はまた別にあるのでしょうか。

【発表校】

PTA会長、副会長、専門部の部長について回答します。まずPTA会長さんは別格で、全校の保護者の中から、1人選出されます。そのほかに小学部から高等部まで1学年から1人ずつ合計12人が各学年代表の評議員として選出されます。

その12人の中から親睦部の部長、副部長、研修部の部長、副部長、広報部の部長、副部長が選出されます。そして、それぞれの学部ごとに副会長が合計3名選出されます。つまり、選出された

12人の中から各学部のPTA副会長3名と、各専門部の部長、副部長の6名が、役員として選出されるという組織になっています。

役員の選出に私たち教員は入りません。保護者の方が話し合い、意見を出し合いながら選出されています。

【北九州市立小倉総合特別支援学校 PTA会長 香山】

①各学年から代表を出すということですが、その代表は誰が決めるのですか。

②学年の人数にばらつきがあるでしょうから、毎年大体同じ方が代表に選出される感じでしょうか。

【発表校】

①2月にPTAがあります。そこで、来年度の学年代表は誰にするのかを保護者同士で決めています。

②毎年同じにならないように、それぞれの学年で工夫をされて、違う人が毎回選出されています。私の知っている3年間では（3年しか知らないですが）、毎年違う方が学年代表として選出されています。

指導助言

大阪府立堺支援学校前校長 宝塚医療大学 講師 橋本輝幸氏



ご紹介いただきました橋本でございます。私は、大阪府立堺支援学校の前校長を務めておりました関係で、この機会を頂戴いたしております。PTA組織等につきまして、校長職経験者という立場からの思いをお伝えさせていただければ幸いです。

さて、秋田県立秋田きらり支援学校さんから、丁寧な研究発表をいただきまして有り難うございました。5月1日の在籍児童生徒数108名中、医療的ケア対象のお子さんが13名ほど在籍されておられるとのことでしたが、肢体不自由を対象とした大阪府立支援学校では、100名程度の在籍者数の場合は、概ね30名強が医療的ケアの必要なお子さんの比率となっております。そういった部分では医療的ケアの必要なお子さんの比率は少し大阪府立の同様校より少ないかなという気がしております。

また、きらり支援学校さんの立地環境を伺うと、視覚支援学校、聴覚支援学校と隣接され、異なる障がい種の特別支援学校との交流を深めておられ、さらには、医療的機関の医療療育センターとの隣接により、医療的地域資源も受けやすい状況にあることを、非常に羨ましく思いお伺いしておりました。それから、PTA組織も3部門の設置で、非常にスリム化された組織体制にされています。PTA組織の大半が5部門前後の部門数かと認識しております中、3部門に絞られておられるということ、新鮮な思いで拝聴

しておりました。さらに、おやじの会の花を植えられる活動との連携で、当該校の児童生徒さんが水やりをしておられる様子も、非常に微笑ましく伺わせていただきました。一方で、多様な行事を開催しても参加数が10名前後である、おやじの会への参加が15家族程度である、各行事も踏襲的傾向があるというようなことをお伺いしますと、きりり支援学校さんでも、他の学校と同じようなPTA活動における課題を抱えておられるのかなという印象を受けました。ただ、きりり支援学校さんでは、地域との連携を深めることを通して、この状況の改善を図ろうとする確かなビジョンを定め、それに向かってどんどん計画を進めておられることをお伺いし、今後のPTA活動が盛況になっていくのであろうということも、強く感じさせていただいております。

私の方では、「PTA組織の発足について」、「PTA発足当初、その役割に何が求められていたのか」、「現状のPTA活動の内容」、「PTA組織の課題」等につきまして、お話を進めさせていただきたいと思います。

まず、PTAは1890年代、教育環境・条件の整備等を目的の中心としてアメリカで発足しております。現状の、主として各学校単位のPTA活動というよりは、国全体の学校及び教育環境の整備等がその活動の中心にありました。後に、アメリカにおいても、学校単位の活動を主目的とした組織も生まれております。日本では、いつ頃PTAができたのでしょうか。戦前の日本にも保護者会や父兄会という形で、いわゆる教育環境等を整備するような組織が設けてあったみたいです。戦後の昭和21年3月に米国教育使節団が来日し、その4月には、同組織より“日本の教育改革に関する報告書”がGHQに提出されています。この報告書の中に「民主主義教育推進のために、PTAが積極的な役割を果たす」ことを期待する内容が記されています。昭和22年に、教育基本法や6・3・3制度の制定及びPTAの発足がありますが、戦後日本の教育を立て直さなければならないこの時期、日本の教育環境整備等に寄与すべくPTA組織の活動が始まった流れがあります。

次に、現状のPTAの具体的な活動にはどのようなものがあるのでしょうか。最初に上げられますのが、卒業式等学校行事への協力です。特に卒業式では、卒業する児童生徒に向けてコサージュを作ってくださいたり、卒業証書の筒を準備してくださいたりしていただいているパターンが多いのではないかと思います。それから二つ目は、進路研修会等で卒業された生徒の保護者の方にご来校願ひ、お子さんの進路に係る保護者としての取り組みのお話をしていただくような場面を設けておられる学校も多いかと思います。三つ目は、バザー等の開催です。バザー等の収益を教育活動に還元していただいている状況は、多くの学校で見受けられることではないかと捉えています。四つ目として、保護者の方による定期的なトイレや廊下の掃除等、学校施設の美化に関する活動です。学校管理者としては、深く感謝申し上げるところでございます。五つ目は広報活動です。広報活動には様々な方法がありますが、私の在職中、その一つの方法として、全肢P大会に参加されたPTA役員さんの感想を“校長だより”に掲載し、所属のPTA会員の皆さんに大会の様子等を伝えていただいております。

私は、特別支援学校のPTAには、他の領域の学校のそれには見

られない機能があると捉えています。具体的には、障がいのある子どもを持つ保護者間相互の情報共有の場です。障がいのある子の養育において、様々な思いを共有することそれだけで、保護者の方々にとっては非常に心強いことではないかと思っています。次に、教育環境や指導方法の改善に関して後押しをしてくれる組織だと思っています。大阪府には、視覚支援学校2校、聴覚支援学校4校、知的障がいを対象とした支援学校24校、知肢併置を含めた肢体不自由を対象とした支援学校12校、病弱を対象とした支援学校2校の計44校の特別支援学校があります。その44校が府立支援学校PTA協議会を組織し、各校のPTA会長が定期的に全員集まり、大阪府立の特別支援学校の教育環境等について話し合っています。また、毎年12月には対府懇談会として、大阪府の教育委員会及び知事部局と府立支援学校PTA協議会とが懇談を持ち、大阪府立支援学校の教育環境等に係る現状や意見を関係機関に伝えていきます。肢体不自由に係る府立支援学校のPTA会長からは、医療的ケアに関する環境改善や、通学バスを利用できない児童生徒の通学保障に係る内容等について述べていただいております。大阪府の教育行政も一生懸命頑張っていただいておりますが、財政的な背景もなかなか改善が進まないのが現状です。当然、学校現場からも同様の働きかけは関係機関に行っていますが、保護者の方々からの意見を関係機関も重く受け止めていただいております。

一方で、PTA組織の現代的課題も多くなってきました。その一つ目は個人情報保護に関する件です。PTA名簿の情報漏洩防止を初め、学校側の課題として、学習発表会・体育大会等の学校行事の様子を電子媒体により家庭で鑑賞したいという保護者の方からの要望に対し、電子媒体の紛失や個人情報に係る内容のSNS上への流出等の観点から、保護者の方の要望に応えられないような状況にもなっております。二つ目はPTA会費に係る件です。PTA会費の管理及びその用途内容については、40～50年前とは比較にならない程厳正さが求められています。大阪府でも、PTA会計帳簿は学校事務室が管理し、定期的に公的監査を受けなければならないようになってきました。三つ目はPTAへの加入に係る課題です。このことは、時代の流れの中で今後さらにクローズアップされてくるかもしれません。熊本県では、強制的と思わされるPTA加入について裁判が起こされています。PTA加入は強制か任意かという論点において。裁判所は「法的には任意である」と判断しつつも「PTAへの任意加入を明示すること」を条件に関係者間の和解を図っています。さらに、PTA未加入の保護者の方より、「PTA会費にて準備された卒業式のコサージュや記念品等を、PTA未加入家庭の児童生徒に提供しないのは、教育の不平等ではないか」というような訴えを起こされた裁判もありますが、この訴えは却下されたという経緯もあります。PTAへの加入は任意であると裁判所は判断していますが、現場としては、対象者全員のPTA加入が強く望まれるところではあります。四つ目としてはPTA役員の手に係る件です。核家族化・親族の介護・共働き世帯の増加等の時代背景の中、PTA役員を選出に難を要するようになっていく学校が多くなっていると思います。反面、役員になってPTA組織を動かす経験をすることで充実感を覚え、「次もしてもいいよ」というようなことを言う役員の方も少しずつ増えてき

ている現状もあるかと思えます。

最後に、校長職を経験した立場から、学校の教育力向上を鑑がみたとき、PTA・保護者の方からの意見は、非常に有効であったと捉えています。学校の先生方は皆さん大変真面目であり一生懸命です。しかし、中にはもう少し頑張っ欲しいと思う先生もおられます。当該の先生に「PTAや保護者の方から指摘されているよ」と伝えると、校長が論すよりも高い効果が得られることが時折見受けられました。私は校長のとき、教員組織や特定の教員に、教育力向上を目的に、どのような方法で改善内容を伝えて行くか

を、PTA役員や保護者の方と折々に相談をさせていただいたことがありましたが、このことは、PTA役員の方等における学校理解、及び教員における保護者の思いの理解に有意義であったと感じております。

もう少し、いろいろなエピソードをお伝えしたかったのですが、私の段取りが悪くそのことが適いませんでした。再度、「PTA組織は、特別支援学校の教育力向上に欠かせない存在である」という思いをお伝えし、終わりとさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。



第2分科会 「地域」

日 時 令和元年 8 月 22 日 (木) 15:30 ~ 17:00

会 場 ホテル日航奈良 4F 羽衣

研究協議題

「子どもたちの将来にわたり安全で豊かな地域生活を支えるため、PTAは、地域との連携をどのように深めていくか」

○子どもたちが地域社会で豊かな学校生活を送るためのPTAのあり方

○居住地域や学校生活において交流等を推進するためのPTAのあり方

○地域生活及び学校外活動を豊かにするためのPTAのあり方

指 導 助 言 者	株式会社 オールケア守口	代表取締役	吉 田 広 美 氏
発表校・テーマ	東京都立多摩桜の丘学園 「子どもたちと地域の未来のために～共生社会の形成に向けてPTAができること～」		
発 表 者	東京都立多摩桜の丘学園 東京都立多摩桜の丘学園	PTA会長 元PTA副会長	庵 普 美 加 藤 美 恵
司 会 者	東京都立多摩桜の丘学園	校長	山 本 優

発 表 要 旨

1 学校概要

本校、多摩桜の丘学園というのは、東京都多摩市にありまして、ジブリ映画の『平成狸合戦ぽんぽこ』の舞台になった土地です。目の前には桜ヶ丘公園という広大な公園があり、そこには多数の野生のタヌキが生息しており、そのタヌキが学校の敷地にも入ってくるというそういった学校です。本日は「子供達と地域の未来のために」ということで発表を行います。

私たちの学校は、東京都南西部の多摩市にある肢体不自由教育部門と知的障害教育部門を併置している学校です。多摩市にはわが国で最初の重症心身障害者施設である島田療育センターがあり、同センター内には分教室が設置されています。本校では地域とのつながりを大切にされた社会に開かれた教育課程を実現するために、地域に貢献、地域を活用、地域と共同、地域へ発信の四つのキーワードに基づいた教育活動を行っています。こうした取り組みが評価され、平成30年度にはキャリア教育優良校として、文部科学大臣表彰を受賞しました。例として、さくら運送と花と緑のデリバリーの取り組みをご紹介します。さくら運送は知的障害教育部門高等部の生徒が行っており、高齢者などが近隣商店で買い物をした品物を自宅まで運ぶ支援活動です。花と緑のデリバリーは、肢体不自由教育部門高等部の生徒が、自分たちで育てた花や手作りカレンダーを地域の皆さんにお届けする活動です。続きまして、PTA活動の概要について説明します。本校のPTAは肢体不自由教育部門と知的障害教育部門の保護者が協力し、本部を運営しています。さらに各学部が行事などの係を担当しています。

まず、二つの地域について説明します。二つの地域とは、学び

の地域と生活の地域のことです。学びの地域とは、本校を中心とした近隣の学校とその周辺地域のことです。生活の地域とは、自宅の近くの学校とその周辺地域のことです。私たちは特別支援学校に通う子どもたちの場合、常にこの二つの地域という視点を持って、地域とのつながりの在り方を考えていくことが大切であると思っています。

2 取組の内容

今回、この発表にあたり、アンケートを実施しました。その結果を踏まえ、本校PTA活動の紹介をしていきます。初めに学びの地域における取り組みをご紹介します。学校主催の活動として交流教育連絡会があり、PTA主催の活動として夏祭りや4校交流会があります。交流教育連絡会には本校PTA会長が出席し、そこで話し合われた情報や方針を基に、PTA活動に生かしています。夏祭りでは、近隣の学校は団体と連携しています。4校交流会ではPTA同士の交流を主として活動しています。それではPTA主催の活動である夏祭りや、4校交流会について紹介いたします。桜の丘夏祭りは毎年7月に開催しています。内容は、舞台発表と模擬店です。舞台発表では近隣小中学校のバンドやよさこい、地域のマンドリンサークルや太鼓クラブなどの披露があり、模擬店では、近隣の福祉団体の食品の販売やゲーム、昔遊び、鉄道模型の運転体験などがあります。来校者人数のグラフをご覧ください。地域の福祉事業所や近隣の学校などへ協力を呼びかけたことで、来場者人数と参加団体数ともに、この4年間で約2.5倍に増加しています。このことから、本校の夏祭りが地域に浸透してきていることを実感できます。次に、夏祭り来校者を対象にしたアンケート調査の結果をご覧ください。来場者全体の3分の1が地域

にお住まいの皆様です。来場のきっかけはPTAからのお知らせや、ポスターを見ての来場者が多いことがわかります。さらにその地域の皆様に障害のある児童、生徒への理解についてお聞きしたところ、約半数の方から理解が深まったとの回答がありました。次に、来場者の感想をご覧ください。このようなうれしい感想をいただきました。これらの感想から夏祭りというイベント体験を共有することで、障害児者との一体感を感じてもらうことができます。

続きまして、学びの地域におけるもう一つの取り組みである4校交流会について紹介します。障害児者への理解、協力を推進する啓発活動を目的とし、近隣の小中学校3校のPTAとの間で行っています。活動内容の柱は、桜の丘夏祭りでのお菓子釣りの出店、手作り講習会、地域スポーツ交流会の三つです。夏祭りでは、まず4校のPTA担当者が来校し、お菓子の袋詰め作業を行いながら親睦を深め、準備をします。そして夏祭り当日には、全員で協力して出店しています。他校の保護者からも障害児への理解が深まったという内容のご意見をいただきました。手作り講習会では4校の保護者が参加し、作品作りをとおして親睦を深めています。作品は毎年11月に行われる本校学園祭で展示をしています。ある保護者の方からは、障害児の親は暗いイメージがあって、正直、声をかけにくかったです。でも交流の機会が持てたことで楽しく会話ができ、皆さん明るくて、私たちと何も変わらないですねと言われました。そのことから、保護者同士の交流が障害者の家族に対する偏ったイメージを見直してもらうきっかけになっていると感じました。地域スポーツ交流会は、本校がある聖ヶ丘地区で毎年11月に開催されています。平成30年度からはポッチャが加わりました。本校会場に児童・生徒を含めたPTAチームも参加し、地域の皆さんとの親睦を深めました。誰もが楽しめるポッチャというスポーツの体験を共有することで、子ども同士は壁を感じることなく、すぐに仲よくなっていました。以上が4校交流会の活動の紹介です。時間と場所を共有、体験を共有、思いを共有、これらを大切に、保護者同士が交流を深めることは、子どもたちの交流をより充実したものとするために、とても有意義であると感じています。

次に生活の地域における取り組みを紹介いたします。地域で共生社会を目指した制度として、平成19年度より東京都教育委員会が、すべての都立特別支援学校で導入した副籍制度があります。導入以来、10年が経過し、小中学部に在籍する児童、生徒が自宅のある地域の学校を地域指定校として副次的な籍席を置いています。この制度は、地域社会の仲間である個人への理解を深めることを目的としています。交流方法としては、児童生徒が副籍を置く小中学校の学習活動や行事に参加する直接交流と、それぞれの学校だよりの交換などで近況を知らせ合う間接交流があります。交流にあたり、保護者は子どもの自己紹介カードを作成し、教員は学校を紹介する紙芝居を準備して、交流を開始する前に相手校の子どもたちへ紹介をしています。これは子ども同士の相互理解の手助けとなり、交流の開始もスムーズになります。副籍交流の一例として、中学1年生になる私の息子のお話を紹介させていただきます。小学1年生では間接交流を行い、2年生からは直接交

流を始めました。スクリーン左の写真は、お友達が息子を囲み、歌を歌ってくれていて、右側の写真は縦笛の演奏をしてくれている様子です。どちらも音楽が好きな息子にとって、とても楽しい時間でした。5年生になった頃、一緒に給食を食べるという交流を開始しました。注入で食事を摂る息子の様子を目の前で見てもらうことで、「痛くないんだ」、「こうやって水を飲むんだ」と、注入への理解をしてもらうことができました。ある日の給食中、成人式のときは、マサミチくんも呼んで、お祝いのビールを注入しようねと声上がり、クラスメートの一員として見てもらっていると感じました。今年から中学部に上がり、中学部での副籍交流が難しいと聞いていたので、継続するか悩みましたが、先ほどの子どもたちの声に力をもらい、このまま交流を続けていこうと思いました。わが子の場合、相手校の理解と協力があり、私の希望したとおりの交流が続けられていますが、残念ながらそうではなく、相手校の理解が得られず交流が進まない例もあります。学校が毎年行っている副籍についてのアンケートからも、ご覧のような悩みがあることを知りました。PTAとしては個人が抱えている悩みを話し合うため、情報交換の場の提供が必要と考え、副籍茶話会を開催しました。この茶話会は副籍交流の経験者だけでなく、未経験者にも参加してもらいました。経験者からの体験談を中心に活発な情報交換をしました。茶話会に参加した保護者からの声をご覧ください。副籍交流が続けられなかった方、希望していない方、継続されている方、さまざまな悩みや意見を抱えているということがわかりました。副籍茶話会は個々の活動である副籍交流の問題点や経験を共有することで課題解決の参考となる情報交換の場を提供しています。PTAとしては、保護者を支援できるよう学校と協力していきたいと思います。以上、地域とのつながりをテーマとした本校PTA活動の取り組みを紹介いたしました。

3 成果と課題

最後に、これまでの取り組みから明らかになった成果と課題について報告します。まず、学びの地域における成果と課題です。学びの地域において地域及び近隣の小中学校の保護者との交流を進めることで、保護者、子ども双方の交流が深まっていることを実感しました。今後は子ども同士の交流が一層深まるようにこれまで以上に楽しい活動内容は実施形態を工夫して、参加者を増やすなど、引き続きPTA同士の交流の充実を図っていきたいと考えます。次に、生活の地域における成果と課題です。副籍制度は特別支援学校に通学している子ども一人一人に対する地域の理解の深まりを進めるために有効であると考えます。しかし、副籍交流を行う相手校の理解の程度などによって、期待どおりには交流が進まないケースも少なくありません。PTAとしては副籍茶話会を開催することで、保護者のさまざまな思いを聞き、情報共有をすることができました。今後は副籍茶話会などで得た保護者の思いを大切にしながら、PTAとして学校との連携をより深めていきたいと考えています。PTAとしては、本校の子どもたちと地域の皆様が時間、場所、体験、思いを共有することで、お互いを知ることにつながっていると考えます。未来の共生社会の実現に向け

てPTAができることは、地域の人々の理解と協力を得ながら、二つの地域におけるPTAの取り組みを持続して行くことです。障害児者を取りまく環境を常に意識し、活動を柔軟に変化させながら学校との連携のもと、これからもPTA活動を継続して行っていきたいと思っています。

質疑応答・意見交換

【伊丹市立伊丹特別支援学校 校長 長町】

副籍交流のことについて教えていただきたいです。伊丹市では特に副籍という形ではなく、居住地校交流ということで住んでいる地域の学校と交流しています。副籍ということで、どのように交流をされているのかを聞かせていただければと思いました。

【発表者】

子どもたちの交流は、それぞれ子どもによって個別にかなり事情が違います。東京都の場合、特に本校では保護者の協力も得て、交流には保護者も付き添っていただくこともあります。われわれの地域の交流では、近隣の小中学校や高校の保護者と本校の保護者との交流が子どもたち同士の交流を深めることに非常に効果的です。副籍の交流に保護者が付き添うということは、その保護者も、同じクラスの子どもたちと顔と顔が見える関係が作れる。そういう意味では、本校の場合は保護者がいろいろな活動を積極的に行ってくれますので、地域においてうちの学校の理解が進んでいるという点においては、PTA活動の力はかなり大きいと思っています。

【埼玉県立川島ひばりが丘特別支援学校 校長 浅賀】

本県でも交流及び共同学習として支援先学習を行っています。が、まだまだ一歩踏み込めない、深みが出ないということで悩んでいます。本校は肢体不自由の単独校ですが、170名の在籍のうち、参加児童は小学部で約2割弱。中学部になると2名です。また本校の埼玉県の支援先学習は年間3回です。参加児童・生徒の割合、それから副籍の頻度、年間の実施回数をお教えてください。

【発表者】

直接交流と間接交流があり合わせて38%です。小中学校の在籍者が230名で、そのうちの87名、知的も含めてです。その中で直接交流と間接交流の割合ですが、62名、27%です。直接交流は、小学部49%、そして中学部になると16%まで落ちてしまいます。知的障害教育部門と肢体不自由教育部門の小学部を比べてみました。これを比べてみますと、肢体不自由教育部門が53%、知的障害教育部門が27%。肢体不自由の教育部門の小学部が比較的高い率で、直接交流なされているという数字が出ております。頻度は年間平均で3、4回ですね。

【青森県立八戸第一養護学校 PTA会長 三戸】

夏祭りはいつから行っているのか、始まりはPTA主体であったのかどうかをお聞かせいただきたいです。

【発表者】

私が教員になったのは今から三十数年前で、私が教員をスタートしたのが今の学校です。その時ももう夏祭りはありましたので、それからずっと続いている活動かなと思います。主催は当時もPTAの方が中心になっていたような記憶がございます。

指導助言

株式会社 オールケア守口 代表取締役

吉田 広美氏



株式会社オールケア守口の吉田と申します。本日はどうぞよろしく申し上げます。指導助言者ということですが、大変恐縮です。多摩桜の丘学園のお話を聞いて、理想だなあと感じております。私は大阪ですが、まだまだ進んでない地域もたくさんあります。今日のお話をヒントにしながら、現場に戻ったら市にも声を上げ、お互い連携していけるように作り上げていくことが大事と思っています。では、私の会社の紹介と地域活動の取り組みを紹介させていただきます。また、そこから学んだことも少しお話しさせていただきます。

私たちの会社、オールケアライフは、平成15年に創業し、現在は24拠点です。この24拠点、大阪の中でも、北河内が中心です。また、大阪市、吹田市、豊中市と事業を展開しております。これは、放課後等デイサービスの重症心身障がい児が占める割合ですが、わずか4.8%ということで、まだまだ重症児を対象とした事業所は少ないかと思っています。そのなかで、主に重症心身障がい児者を主とする事業を担当させていただいています。

今年度、オールケア・グループのなかで、4社法人化したしました。その一つとして株式会社オールケア守口は生活介護の定員20名と放課後等デイサービスの定員5名で事業運営をしています。私たちが取り組んでいることは、もちろん重症児者なので介護は必要ですが、「多くの人のお役に立とう」ということと、「子どもたち（利用者）の心を豊かにしていこう」ということです。子どもたちの心を豊かにしていくということは、かかわる者がもっともっと豊かな心になっていこうと考えています。

連携とは、教育、医療、福祉、地域の4つが必要です。この地域との連携で私たちが行っている地域活動は、ふれあい祭りや同年代の子どもたちとの交流会です。副籍制度すばらしいですね。そこまではいかないですが、同年代の子どもたちとのふれ合う機会を作っていこうと考えています。また、生活介護ではお仕事として地域のフリーペーパーを配布しています。

今年は、求めるだけではなく、地域から求められることは何かという事を考えました。毎年、救命講習を調理員やドライバーも含めて1年に一度、全社員で実施しています。そこに地域の方に

も来ていただき、一緒に命をつなぐ勉強会をさせていただいています。

ふれあい祭りですが、最初12年前に事業所の中でスタートしました。当初の目的は、地域のお祭りに利用者さんを連れて行ってあげたいと思ったことです。もう一つは、地域の方との交流会をしっかりとっていきたいと思ってスタートしました。少しずつですが、年々来場者は増えてきました。

先ほどもありましたが、バザーをして人が集まってもらえないということは、本当にそうです。しかし、地道に毎年続けていくことで成果が出るのかと考えております。地域の方が参加されると、すごくいい交流ができます。私たちが何をしなくても、利用者さん同士、子どもたち同士、お父さんお母さん同士がたくさんお話をし、同じものを見て、笑っておられます。また、「こんな自助具がある」とか、福祉用具を見て勉強されています。だからこそ、もっとたくさんの人に来てもらうためには、もっと大きな場所をしたいと思い、地域の小学校のグラウンドを借りられないかというこの夢を持ちました。夢を持つのですが、やはりそう簡単にはグラウンドは貸していただけません。一事業者が、グラウンドでお祭りをしたいといっても、なかなか認めてくれるようなことはありませんでした。でも、様々な機関とお話を繰り返し、地域活動も地道に続けていくなかで、このスライドにあるように3年後には、自分たちが目標にした小学校でのお祭りが開催することができました。何事もおおよそ3年ぐらいうると変わってきます。

今年もまた10月13日にお祭りを開催します。次第にたくさんの方たちが集まってこられるようになり、同じものを見て、同じ思いを共有しています。そこには自然とお互いを認め合うようになってきます。数日後、その出会いによって、利用者さんに直接声をかけてくださる方や、学校帰りに施設に立ち寄り話しかけてくれる子どもたちもでてきました。

私たちは祭り屋ではなく、一福祉の事業者ですのでテントを持っておりません。地域の町会長さんからテントをお貸しいただいています。小学校、中学校、町内会と12基のテントをお借りしながら、毎年続けさせていただいております。最後に、来てくださった方にお礼の意味を込めて、スタッフが全員でダンスを披露します。ソーラン節はいいです。結構みんな知ってくれているので、一緒に踊ってくれます。そして、そこにいるみんなが一つになります。

私たちは、福祉の事業者ではありますが、地域の一員であるということです。福祉事業者としてではなく、地域の一員として活動していったとき、本当に味方になってくれる人はたくさん増えていきました。

二つ目の地域の活動として、同年代の子どもたちの交流会です。同年代の子どもたちの交流会は、2012年放課後等デイサービス(重心)(定員は5名)が設立されました。そのときは、小学生の子どもが多く、ほとんどの子が支援学校です。地域の小学校の子どもたちとなんとか交流できないのかと考えました。関係機関と話を進めていくも、やはり責任の所在の話になってきます。行政では前例を作るのを嫌がりますね。けど諦めません。地域の小学

校の校長先生、教育委員会の方々と何度も繰り返しお話をさせていただきました。これは3年たらずして2年で実現することができました。この実現は地域の役員をされている近隣のお母さんから、「交流会するのなら小学校ではなく、学童の子どもたちとすればどう?」と言って、つなげてくれました。学童の先生方と何度もお話を繰り返し、私も学童のほうに行き、子どもたちにいろいろなお話をさせていただきました。その結果、教育委員会の許可が下り、スタートしたのがこの地域探検です。一気に交流会ではなく、地域を探検する中にみんなと同じ学年の子どもたちが通う場所があると事業所見学に。そして、学童の子どもたちが毎日一生懸命練習しているけん玉やダンスを披露してくれる機会をつくりました。そこからは少しずつ交流会を重ねていき、一緒に遊ぶこと、一緒にゲームすることを楽しみました。そうすると、見えてくるものは何だろうか…勝手に心が動くのです。物を持つのが難しい児童に、自然と手を添える学童子どもたち。「頑張れ頑張れ」と熱い声援。子どもたちは大きな力を持っていますね。最初は、不安になったり、なかなか近寄れなかったりする子もいますが、時間とともに子どもたち同士で自然にふれ合っていくようになりました。

私たちは地域の一員として、地域行事には必ず参加し、町内会の役員等をさせていただいています。このように色々な活動に参加しながら勉強させていただいています。相手を「知っていく」ということが大事だと気づかせてもらいました。わかってほしい、理解してほしいという前に、まず自分たちがまわり(相手)を知っていくことです。一緒に参加させてもらいながら、相手を知り、認め合い協力し合って一緒に作っていく。そんな立場で今も活動を続けさせていただいています。

これらの活動から学んだことは、利用者さん(子ども)の持っている力は、人の心を動かすことができるということ。素直に自分の心を表現することができます。私たちは、ついつい今思ったことを相手の立場も気にせず言ってみたり、自分を守るために黙ってみたりもします。利用者(子どもたち)は、素直に表現する力があり、相手の心も素直にする力があります。

二つ目は、わかってほしいと思うときこそ、自分が相手を知るということに努めていくということです。

そして三つ目は、当たり前のことを当たり前にするということです。当たり前にあることを感謝するということです。結構この感謝することは、忘れてしまっていることが多いです。今、目の前にあることには気づくことができるのですが、見えてないことに気づかないことがよくあるかな。たくさんの人・ものに支えられているお陰で、自分が今生活できていることを。だからこそあるものすべてに感謝していこうというのが会社の理念の中にも入っています。

このように子どもたちは認め合い、譲り合い、励まし合ったり、こうしてあげたいと役に立ちたいということ等、考えていることは沢山あります。自分を表現する力、人の心を動かす力もあります。愛する力、愛される力も溢れていて、それは、やはりお母様、お父様からしっかり愛されてきたからこそ、人を愛する力があるのかなとおもいます。だからこそ、人を許す力があり、こんなに

優しく、こんなに強い心を持っているのだと思います。

地域につなげていくというよりは、この子たちが地域に必要なんだと思います。こんなに大きな力を持った子どもたちが、今から地域へ飛び出していきます。だからこそ、地域とのつながりを持っていくのは、私たち大人の役割だと思っています。「地域との連携」のために必要なことを取り組んでいながら、地域に求められていることも探していき、お役に立つことをしていき、良い関係作りができたらいいなと思っています。

私の考える地域との連携というのは、「やっってもらう」や「してあげる」とかではなく、共に作るということです。地域の一員と

して、誰もが笑って生活できるように、共に支え合うまちづくりを目指していきます。

最後に、桜の丘学園さんの四つのキーワード、「地域に貢献」、「地域を活用」、「地域と共同」、「地域へ発信」を指針にしていきたいと思います。質疑応答のなかで、理想かなと言われておりましたが、理想は現実にしていきたいと思っています。何でも3年だと思っています。諦めず、コツコツとしつこく、また楽しみながらやり続けることです。3年後には、また少し変わった国の動きもあるのかと期待しながら、私たちは積極的に行動していきたいと思っています。最後までご清聴ありがとうございました。



第3分科会 「福祉」

日 時 令和元年 8 月 22 日 (木) 15:30 ~ 17:00

会 場 ホテル日航奈良 4F 飛天

研究協議題

「子どもたちの現在、将来の自立生活を支え確保するために、PTAは、福祉機関等との連携をどのように深めていくか」

○療育支援センターや関係する施設等に対する理解啓発のためのPTAのあり方

○豊かな生活を築くためのデイサービス等の整備や福祉制度の活用について

○卒業後に向けた日中活動（通所・施設）と生活支援、介護サービス等のあり方

指 導 助 言 者 厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部 障害福祉課 障害児・発達障害者支援室
障害児支援専門官 鈴木久也氏

発表校・テーマ 長野県花田養護学校
「信濃医療福祉センターとの連携による成果と課題」

発 表 者	長野県花田養護学校	PTA会長	宮 木 徹
	長野県花田養護学校	PTA副会長	田 中 みどり
司 会 者	長野県花田養護学校	教務主任	三 澤 博 美

発表要旨

1 学校概要

それでは「信濃医療福祉センターとの連携による成果と課題」ということで発表したいと思います。まず花田養護学校の紹介をしたいと思います。長野県は大きく分けると、北信・中信・東信・南信の四つの地域に分かれています。これがさらに細分化する10圏域に分けられ、そこには各地区の障がい者支援センターがあります。長野県には特別支援学校が20校あり、肢体不自由の特別支援学校は、稲荷山養護学校と花田養護学校です。

花田養護学校は中南信地区唯一の肢体不自由特別支援学校で、医療型障がい児入所施設である信濃医療福祉センターに併設されています。児童生徒の多くが、親元を離れて入所し、センターでの訓練や治療を受けながら通学しています。知的障がいを併せ持つ児童生徒も多数おり、常に医療的なケアを必要とする児童生徒も数多く通学しています。今年度は約7割の54名が医ケアを必要とします。したがって花田養護学校は、教育と医療が一体となった学校です。登校が難しい児童生徒は、ベッドサイドの学習を併用して学習します。時間は限られますが、センターの看護師付き添いのもとで、人工呼吸器を使用する児童生徒の登校が可能となりました。

本校のPTAは、専門部会・学年PTA・地区PTAで構成されています。専門部会は総務部・施設部・文化部・進路部で構成されています。進路部は東北信・中信・南信の各地区PTAの正副ブロック長が含まれ、施設見学などを企画します。学年PTAの一部は各専門部会の構成メンバーとなります。保護者は長野県全域で居

住しているため、来校しやすい参観日などに主なPTA活動が計画されています。

次に信濃医療福祉センターについて紹介します。昭和56年から花田養護学校と併設されるようになりました。現在は肢体不自由児と重症心身障がい児、合わせて120床の医療型障がい児入所施設です。地域支援事業としては、表にあるような授業が行われています。

児童生徒の一日の生活について紹介します。児童生徒は医師や看護師の医療的管理のもと生活しています。PT・OT・ST・心理など、個々に応じた訓練や入浴が授業時間に含まれることもあります。下諏訪は温泉地なので普通浴槽は温泉です。下校後の生活は看護師などの医療関係者のほか、保育士も支援をしています。医療的ケアの必要性が高い児童生徒は授業時間中でも治療優先となるので登校時間は少ないですが、ベッドサイド学習等を併用し学習を進めています。昼食はセンターの食堂や病棟で摂り、個々に合わせた形態となっています。

通学生は保護者が学校へ送り、家庭から通学しています。下校は保護者の迎えです。下校後、保護者と訓練を利用したり、放課後等デイサービスを利用したりする児童生徒もいます。

2 取組の内容

次に学校とセンターの連携についてご紹介します。子どもたちは、保護者・センター・学校、三者のかかわりの中で生活しています。保護者が日頃感じていることから、そのかかわりの成果と課題について考えたいと思います。

【入所生Aさんの事例】

医療機関に入所しているため、子どもの緊急事態の対処はしやすいと感じており、訓練等も定期的に行えるので、その点は大変安心しています。センターでの入浴は週2回です。他施設でも2回が多いし、体制を考えると仕方ないと思っていますが、清潔さを考えると、回数が増えたら良いと思っています。入浴サービス等が利用できればいいですが、土曜に帰省、日曜に帰所のために利用できません。二重に使えるともう少し帰省が増やせると思います。

【小学部通学生Bさんの事例】

通学生のBさんは、月曜日に重症心身障がい児通園事業を利用しています。関係者での支援会議等は昨年度3カ月に一度行われました。月曜は登校できないので、学校は欠席です。支援会議を通じ、Bさんや家族の希望に即した支援が検討されています

【入所生Cさんの事例】

医療機関に入所しているため子どもの急変に対応しやすいと感じています。学校へ登校中であっても訓練ができていことに安心しています。学校では視線入力を行っています。施設併用でも学校とセンターを管轄する機関が異なるため対処できない部分があります。例えば吸引等場面で学校看護師がセンター入所生の医療的ケアを行うことはできません。

現在センターの入浴は週2回です。体も大きくなっており、女性なので回数が増えればと思います。日頃から寝たきりが多いので、自宅では夫婦2人がかりで介助しています。訪問入浴も帰省の日程が不定期なので、なかなか利用ができていません。移動するための車両ですが、寝たきりでストレッチャータイプですと、一般の車両の改造では対応できないため、新たに購入しなければなりません。やはり大きな金額になるので、補助等があれば助かると思います。肢体にかかわらず、子どもたちの状態に合わせた体制が整っていただければいいと感じています。

【Dさんの事例】

息子は脳損傷で、小1から徐々に登校に慣らしていき、小3の頃には午前中2時間の登校、小4ではさらに午後のクラブ活動にも参加してきました。登校が増えるにつれ、自分の動かせる範囲が増え、自分の意志を伝えられるようになってきました。先日の学活の係を決める場面では、自分の希望する係を指や口を動かすことで伝え、友達が発言すると納得の表情をします。病棟に面会に行ったとき、息子が何かを伝えたいと訴えかけることがあります。人とかかわり、ことに親以外の人とかかわりが彼を変えたのだと思います。

息子は人工呼吸器を使用しているため、病棟看護師の付き添いで登校しています。昨年、登校できる時間が増え、喜んでいましたが、今年度はその時間が減りました。付き添っていただける看護師さんの数や、人工呼吸器を使用して登校するお子さんが、小中高にまたがるためとのことですが、息子の成長の姿を見ていただけに残念でなりません。

Dさんの様子が変わってきたのは、友達との学習が大きくかかわっていると、保護者の方は感じています。しかし病棟の師長の話にも

ありますように、併設とはいえ、花田養護学校と信濃医療福祉センターは別の組織であるため、現状では人工呼吸器使用児生の登校時間を増やすことには難しさがあるそうです。Dさんは登校できるようになったことで大きな成長がありました。先生方は医療的なケアはできません。保護者が同伴なら登校ができます。Dさんの保護者は、どうしても登校させたい授業があるときは、車で1時間半以上かけて来校し、同行したこともあるそうです。人工呼吸器使用の児童生徒が、登校時間を増やしていくために、何かよい方法がないのかと思います。センターの勤務態勢と考えると、学校とセンターの連携だけでなく、地域との連携もかかわってくるのかもしれませんが、長野県には、それぞれの圏域に支援センターがあるのですが、それを大いに活用していけると良いと思います。

3 成果と課題

紹介させていただいた事例から、いくつかの課題が見えてきました。同一建物内にあり、連携しやすい環境にもありますが、それが十分に活かされていないもどかしさ。卒業後に備え、行政や圏域とのつながりを深めていくことの難しさ。入所により、地域支援の利用が困難であるなどが挙げられます。それでは、課題を解決していくためには、どうしたらよいでしょうか。本校ではPTA活動が年間おとして少なく、課題について思うように改善ができていませんでした。しかし、前任のPTA役員の強い思いから、学校に協力を求め、各保護者からのアンケートを基に、行政へ保護者の気持ちを伝えることができました。今年度のアンケートには、通学生や医ケアのある児童生徒の保護者からの要望が多くありました。今年度も保護者の意見として県へ伝えていきます。やはり、医ケアの必要な児童生徒にかかわって、センターとの連携を望む声は大きいようです。今回、発表の機会をいただき、改めて学校、センター、保護者の関係を見つめることができ、子どもたちをおして、多くの課題が見えてきました。そこには、同じ建物であっても、二つの別の組織がかかわるために、目の前の子どもでもその場で対処ができていないこと、保護者が両者の間に入り、板挟みになり、本当に必要な対応が遅れてしまうことなどがありました。そこで本年は、センター、学校、保護者の連携改善をできるよう、3者の懇談の開設を提案させていただきました。今後、3者の連携がより強固なものになってほしいと願っています。子ども一人一人の状況は異なりますけれども、生きるうえでの使命があると思っています。その使命を見つけて、未来へ可能性を伸ばしてあげることこそが福祉であると考えます。どんな状況であろうと、劣等感ではなく、希望あふれる人生を送れるよう、親として、PTAとして一つでもできることをかなえてあげたいです。未来の可能性をどぎしてはならないとの思いで、今後とも活動していきたいと思っています。また、花田養護学校のような医療センターとの併設施設が、行政特区のようなモデルケースの対象となり、新しい福祉環境が整い、全国へ広がることを切に願うとともに、またこの場を借りて、本校の課題を皆様と一緒に考えていければ、ありがたいと思っています。よろしく願いいたします。慣れないところで、お聞き苦しいところもあったかと思いますが、以上で発表を終わりたいと思います。ご清聴ありがとうございました。

指導助言

厚生労働省 社会・援護局
障害保健福祉部 障害福祉課
障害児・発達障害者支援室
障害児支援専門官

鈴木久也氏



障害児支援専門官の鈴木と申します。よろしくお願いたします。
共生社会はみんな地域で暮らすという考えです。日本だけではなく世界的な流れです。国としては、26年に障がい児支援の在り方検討会を開きました。具体的には、障がい児本人の最善の利益の保障に加え、家族支援の重視が新しい視点として盛り込まれました。

放課後等デイサービスで、レスパイトや親子分離することが多くなってきましたし、就労に向けた支援を手がけている事業所もあります。児童発達支援事業で幼い頃からお母さんと離れる経験を持ったりレスパイトを受けたりすることは、お母さんの英気を養って、また子育てに取り組んでもらえるようにという考えですが、それを社会や地域が代わりに担ってみんなで暮らそうという流れが平成26年の在り方検討会で出てきました。これを機に様々なサービスが新しくなりました。

医療的ケアのあるお子さんは、病院と家庭との関係が密接で、福祉があまり関わらないことが多いため、医療的ケアの協議会を各市町村・自治体で設置するようにしました。まだ運営方法について結構悩まれている自治体は多いですが、私は個別のケースをこれからどのようにして地域で支えるのか、この協議会でもっと話し合ってほしいと考えていますので、地域に医療的ケアの協議会があるかどうか、ぜひ自治体にお問い合わせください。

18歳以上はどんなサービスが使えるのか質問がありました、色々なサービスがあります。ただ、皆それぞれで機能しています。そのため、もっと一体的にした方が良いのではという声があります。地域に多くの障害者が暮らしているのだから、サービスを整備するべきということで、地域生活支援拠点の整備がなされました。市町村圏域で「面的整備」と「多機能拠点型整備」があります。規模の大きい法人等が中心になって、その地域で拠点を作る方法です。

面的整備はいくつかの圏域にまたがって事業所が散らばっている場合、行政等が中心になって、様々な事業所を組み合わせるサービスを包括的に使えるようにしようという、地域生活支援拠点の整備につながっています。

現在検討会が開かれており、入所施設に入ってももっとも家族と触れ合うべきではないか、もっとも入所施設が地域に開かれるべきじゃないか、もっと気軽に入所施設を訪れてお子さんと触れ合ったり、入所施設の職員が地域に出てお母さんと話をしたり、そういうことが必要ではないかとワーキングで議論されています。

もう一つ要点ですが、これらのサービスをつなぐキーパーソンが相談支援です。相談支援の体制は1層・2層・3層と分かれています。これからお子さんが18歳以降の福祉サービスを利用する

際に、どのサービスを組み合わせたらお子さんにとって一番良いのかとか、相談はどのようにすれば良いのかという疑問やニーズの解決を相談支援が担うことになります。まだ数が少なく、質の問題があるなど問題点についての声はありますが、早いうちから計画相談支援を利用することが一つのポイントだと思います。一番皆さんが関わる部分は基本相談、計画相談という利用計画案、いわゆるケアプランを作る場面です。もう一つ2層、これは一般相談支援で、こちらは市町村がほとんど実施しています。これについては、少し法律に関することを踏まえておかないといけないとか家族間の調整をしなければいけないとか、直接のサービス利用には関係ないものの重要な相談は数多くあると思います。このようなことは、行政の窓口でぜひ相談していただければと思います。

一番上は、いわゆる地域を作る相談支援体制ですが、自立支援協議会というのがあります。基本は各市町村に設置です。これには当事者である皆さんや学校の先生、医療も参加できます。この自立支援協議会を通じてそれぞれの地域に合わせたサービス体制を整えるとなっているので、協議会の活性化がすごく大事かと思っています。

今日の事例から、お住まいの地域でまずは学校の先生に相談する、適切に意見を述べる、そしてお互いがリスペクトし合いながら一つ一つ歴史を進めていく、それがまた、次の後輩の方たちへとつながるはず。後輩の方たちへの引き継ぎ、それが地域の伝統となって、良いものが生まれることがあると思います。

今日はどうもありがとうございました。



第4分科会 「進路」

日 時 令和元年 8 月 22 日 (木) 15 : 30 ~ 17 : 00

会 場 ホテル日航奈良 4F 飛天

研究協議題

- 「子どもたちの社会参加と自立の実現を目指し、ライフステージに合わせた支援をどのように行っていくか」
- 子どもたちのキャリア発達を促し、社会参加しながら自分らしく生きていくための力を育てる支援のあり方
 - 関係諸機関と連携し、進路実現（進学・就労・その他）を図るためのPTAのあり方
 - 個別の移行支援計画の作成と参画のあり方

指 導 助 言 者 厚生労働省 職業安定局 障害者雇用対策課 地域就労支援室
障害者雇用専門官 鈴木 秀 一 氏

発表校・テーマ 京都府立丹波支援学校
「子どもも親も主体的に切り開く進路」
～福祉事業所説明会「開けてガッテン」の思いを継承して～

発 表 者	京都府立丹波支援学校	PTA 会長	八 木 佐和子
	京都府立丹波支援学校	PTA 副会長	森 川 玲 好
司 会 者	京都府立丹波支援学校	PTA 副会長	角 理 香
	京都府立丹波支援学校	PTA 庶務	笹 野 泰 子

発 表 要 旨

1 学校概要

「『子どもも親も主体的に切り開く進路』～福祉事業所説明会『開けてガッテン』の思いを継承して～」というテーマで、進路を中心に本校PTA活動の報告をさせていただきます。

丹波支援学校は、京都府南丹市八木町にある知的障がい・肢体不自由併設の特別支援学校です。小学部・中学部・高等部があり、5月1日現在、児童生徒数は187名。肢体不自由28名、知的障がい159名で寄宿舎があります。近年、高等部生徒が増加傾向にあります。本校は昭和53年4月、京都府立丹波養護学校として開校し、昭和54年3月、現在の南丹市八木町に移転しました。平成23年4月に京都府立丹波支援学校に校名変更し現在に至ります。高等部卒業生の過去3年間の進路状況を表にまとめました。平成30年度は、企業就職6名、障がい者福祉サービス、障がい者支援施設、通所14名の計20名でした。そのうち肢体不自由の生徒は2名で、障がい者福祉サービス、障がい者支援施設の通所に進まれています。

進路決定までの流れを説明します。高等部1年生では、生徒と保護者の希望を基に進路指導部が調整して1カ所の事業所で実習をします。2年生では2カ所で実習します。3年生では6月に生徒・保護者・担任・進路指導専任・指定相談支援事業所・福祉行政機関による前期進路相談が開かれ、実習先を検討します。その後、夏休みを中心に少なくとも2、3カ所、多い場合4、5カ所

で実習します。11月には後期進路相談を行い、実習の評価を基に進路方向が確認されます。その後、さらに実習する場合があります。2回の進路相談に合わせて、市や町によってはこの場で支援区分確定のためのヒアリングを実施することもあります。障がい者福祉サービス、障がい者支援施設への進路において、就労継続支援B型事業所に進んだ生徒は、3年生時に実習した就労移行支援事業所の意見書を必要としました。就労継続支援A型の事業所に進んだ生徒は、3月初旬の卒業式後に各種手続きを開始します。

2 取組の内容

次に、平成30年度の本校PTA活動の概要を報告します。活動方針は「私達は、子ども達の豊かな成長と幸福を目ざします。保護者と教職員の立場を理解・尊重し合い、連携を強め、子ども達にとって『安全・安心・成長』できる学校づくりを進めます。また、教育・福祉・医療の充実を図るため、行政や関係諸団体・地域とも協力して活動を進めます」です。組織・機構は次のとおりです。運営委員会として、本部役員会学部委員会・専門委員会、この中に進路委員会・防災委員会があります。そして地域委員会があります。

主な活動を紹介します。まず、校区内小中高等学校PTA交流会です。校区内の小学校・中学校・義務教育学校・高等学校のPTA会員の方々が本校と交流することで、本校への理解と支援が深まることをねらって15年以上続いています。地域との共生の理念を具現化する取り組みであると考えられています。なお、今年度は

6月18日（水）に開催し、校内外含めて115名の参加者でした。

次に、第1回防災講演会です。このときは大阪府北部地震直後ということもあってか、参加者は熱心に聴講されていました。

そして、毎年子どもたちが楽しみにしている夏休み親子の集いです。これは地域委員会と本部が中心になって毎年実施しています。先生たちによるライブパフォーマンスやコーナー遊び、地元吹奏楽団の演奏及び音楽遊びを楽しみました。

最後に、京都府立高等学校PTA連合会口丹ブロック研修会が12月1日に開催され、第3分科会「特別支援教育とPTA」の運営を行いました。本校PTA活動の報告後、平成29年度本校卒業生の保護者Nさんに、「障がいのあるわが子の子育て」と題してお話をさせていただきました。

進路に関する取り組みを紹介します。福祉事務所説明会、開けてガッテンは、平成30年度で13回目となりました。初めは学校主催で体育館が会場にて全体会のみ開催で、各事業所が順に説明をしていくスタイルでした。のちにPTAも加わり、この圏域の教育・福祉・行政機関からなる障害児者総合支援ネットワークが組織されると、三者の共催となり現在に至っています。パネラーの一人である、お子さんが本校の卒業生であるWさんから、進路決定までの経過を教えていただきながら、より良い進路実現の在り方を考え合うというものでした。

Wさんのお話です。日常生活においてほぼ全介助のわが子は、高等部卒業後3年目です。現在は生活介護事業所に楽しく通っています。午前中は空き缶のプルタブをS字フックで外す仕事をしています。以前は5個くらいしかできませんでした。今は多くて20個くらい外します。午後はゆっくりストレッチやマッサージを受け帰宅し、事業所に通うことが生きがいとなっています。進路を考え始めたのは中学部の終わり頃からで、校区内の福祉サービス事業所の定員がいっぱいになると聞いた時からです。また、高等部の時、連絡帳に田植えをしたと書いてありました。どうやって田植えをしたのか先生に尋ねると、発泡スチロールに土を入れて作った苗代に植えたとのことでした。それを聞いて、障がいも重くても工夫次第で何でもできる、卒業後は仕事をさせてやりたいと強く思うようになりました。我が子は人が好きなため、職員の方だけでなく、同年代の人たちのしゃべり声が聞こえる場に進ませたいと思いました。進路先に落ち着いた基盤があって、車椅子の方だけでなく同年代の人たちの声が聞こえ、地元で仕事ができる。また、子どもの食事はミキサー食で、その後胃ろうが必要だったので、看護師の配置は必須でした。それらをメインに考えた結果、今の職場にたどり着きました。

その他の取り組みとして、第1回進路委員会学習会は、大丸京都店で毎年9月に開かれる「ふれあい・心のステーション」にPTAとして見学参加しました。各校の作業学習や接客指導の成果を知るとともに、将来の自立に必要な力を考えることをねらいとしました。京都府立の特別支援学校11校の高等部生徒が学校ごとのブースで販売します。緊張の中にも精いっぱい接客する様子に感動しました。生徒たちがお客様から、ありがとうと言われた経験は、仕事をする上での自信につながっているようです。

第2回進路委員会学習会として、昨年初めて障害者年金学習会

を11月30日に開催し、京都西年金事務所の方からお話を聞きました。難しい内容でしたが、参加者の方は熱心に耳を傾けておられました。

第3回PTA進路委員会学習会として、12月11日、亀岡市の就労継続支援A型事業所を見学しました。参加者からは、自分の責任で通勤しなければならないのか、就労時間や通勤の範囲などの質問が出ました。その後、ビニールハウスに向かいました。ここはキノコを扱う会社で、ハウスではシイタケなどの菌床栽培の様子を見学しました。スタッフの方にとってハウスがわかりやすいようにと、各ハウスには名前がついていて、例えば兵庫県西脇市の業者から譲り受けたハウスには、西脇と名前がつけられていました。

3 成果と課題

最後に、成果と課題を5点にまとめて報告します。1、福祉事業所説明会、開けてガッテンでは、Wさんのお話を通じて子どものことを理解し、子どもが輝ける進路先を考えていくことの大切さを再認識することができました。障がいも重くても工夫次第で何でもできる、仕事をさせてやりたいという思いは、一人一人、障がいの様子は違うけれど、きっとどの親にも共通する思いで、これから進路を考える勇気をいただきました。

2、開けてガッテンの参加者が減少傾向にありますが、保護者が開けてガッテンスタート時の理念を継承し、主体的に進路について情報収集し、納得できる進路を考える必要があります。

3、前述の京都府立高等学校PTA連合会、口丹ブロック研修会で提案されたNさんは、「訪問生の進路先に関しては前例が少なく、作業所等に通うことが難しいわが子の場合、進路を考えることは、難しかった。事業所から訪問してもらう形態が望ましいが、そういった制度は国の制度としてはなかった。南丹市、圏域の相談支援機関、福祉事業所、学校など、関係機関の方々の協力のもと、進路が切り開けた」と述べられていました。現在、担任や進路指導専任教員・指定相談支援事業所・福祉行政機関による進路相談が高等部3年生で実施されていますが、引き続き、関係機関との連携の継続強化が望まれます。

4、ふれあい・心のステーション参加バスツアー、障がい者年金制度学習会、就労継続支援A型事業所見学などを企画し、進路情報に関する会員のニーズに応えることができました。また、それらの取り組みを通して、会員相互のつながりを向上させることができました。

5、PTA方針にもあるように、保護者と教職員の立場を尊重し合い連携を強め、子どもたち一人一人の自立と社会参加を可能にする学校作りを支援していきたいです。進路を切り開くには、私たちが主体性を持って進路情報を得て、先生方とも子どもの可能性や支援方法を共有し、関係機関の方々との連携をいっそう強めることが重要だと思います。

質疑応答・意見交換

【長崎県立佐世保特別支援学校 校長 西岡】

訪問生というの、訪問対象の生徒のことですか。作業所に通うことが難しい生徒の場合、事業所から訪問してもらう形態が望ましいが、進路が切り開けたということは事業所が訪問するという説明でよろしいですか。

【発表者】

訪問生の方の制度ということの詳しい説明というふうな質問の内容を承りました。南丹市で訪問教育を受けられていた方です。全介助の方です。寄宿舎の入舎も難しい方で、訪問教育を受けておられました。移動には酸素ボンベや吸引器など種々の医療器具が必要で、移動は非常に難しい状況でした。卒業後、自宅に福祉事業所の方が、入浴サービスとか種々のサービスに来られるということが一番理想的であると考えておられました。ただし、国にせよ南丹市にせよ、そのような制度がなかったため、南丹市・福祉行政・福祉事業所・学校・保護者が連携をして、南丹市でもそのような制度を導入していただき、現在、その制度を利用して生活をされています。

【長崎県立佐世保特別支援学校 校長 西岡】

作業所の仕事を家庭でできるのですか。

【発表者】

本人は、仕事まではできない身体状態です。ですから、訪問による日常生活の支援のサービスを受けておられるということです。

指導助言

厚生労働省 職業安定局
障害者雇用対策課
地域就労支援室
障害者雇用専門官

鈴木 秀一氏



厚生労働省から参りました鈴木と申します。丹波支援学校の皆様、ご発表ありがとうございます。私は長い間、障がいのある方の就労を支援する立場におります。昨年4月に厚生労働省に着任する前までは各地域の障害者職業センターで、障害者職業カウンセラーとして障がいのある方や企業の方、さまざまな関係機関の皆様と、連携しながら相談や支援をさせていただいていました。

丹波支援学校のご発表から、進路を考える上で非常に大切だと思うこととして2点感じました。一つはご発表のタイトルにもあった主体的にということです。進路はほかの誰のものでもなく自分のもの、お子様一人ひとりのものですので主体性が大切です。

では、主体的に考えて進路をより豊かにしていくためには何が重要か。それについては「情報」と「つながり」かと思います。開けてガッテンの取り組みは、まさにその二つを兼ね備えています。特に印象的だったのが、先輩の保護者からのお話についてです。実は昨年の分科会で、愛知県の支援学校からも、先輩の保護者の話を聞いた方が、今度は自分が主体的に情報収集をしなければと主体性に火が点いたという取り組みについてご紹介がありました。開けてガッテンは、このようなどとも貴重な情報のやり取りができる機会だと思います。

また、地域差やお子様の状況が個々に違うというのは当然ありますが、他の人の話が自分とは違うから役に立たないかというのではなく、あとから悩んだ時にそれをカバーするネットワークも大事だと思います。多様な方々が集まって、開けてガッテンのように集団で何か情報を共有する取り組みももちろん大事ですし、あとから個別に何か悩み事が出てきた際にお互い支え合えるつながりがPTAのネットワークだと感じています。

もう一つ大事だなと感じたのがつながり合って力を高めるという点です。PTA活動の中でいろいろと悩み、考え、学び合ったことを他の方にバトンパスしていく。それが、個別の悩み事にもすぐ対応していける強みにつながっていくと思います。この情報のバトンパスは、企業就職の際にも大切になっています。例えば自分のセールスポイントや学校で頑張った取り組みなどを履歴書とは別に、自己紹介書のようなものにまとめて企業の方に伝えていきます。生徒がどのような仕事をどれくらいできるのかについて、なかなかイメージできない企業もありますので、そのような場合に生徒の情報を伝えて、適切な仕事の種類や量などの検討につなげていきます。

それから、グループ討議の中で、働く上では職場の理解が大切というお話もありましたが、それをフォローしていく制度としてジョブコーチ支援があります。地域の障害者職業センターやほかの支援機関にも配置されているところがあります。ジョブコーチは障がいのある方が働く職場を訪問し、現場に合ったサポートをご本人に行き、雇用主である企業にもかわり方の助言をします。例えば初めからフルタイムで働くのは大変という場合に4時間からスタートする提案をします。一緒に働く同僚は、「なぜあの人は早く帰るのだろう」など疑問に思うかもしれませんが、ジョブコーチが現場の責任者や人事担当者と連携して、同僚の方々の理解を促していくといった支援をしています。

また、在宅就労の話がありました。基調講演では遠隔職場実習という取り組みの紹介がありましたが、2つに共通しているものはITスキルだと思います。就職を考える際にITスキルがどのくらいあるかは結構大事だと思いますが、就職のためではなく、それ以前から家族とのコミュニケーションをよりスムーズにするためにIT機器を使うとか、そういうところから慣れ親しんでいけば、将来的に仕事につながっていく可能性もあるのではないのでしょうか。

新しい学習指導要領でも触れられていますIoTなどは、進路を考えていくうえで非常に大切なポイントになっていくように感じております。ただ、パソコンを介したやり取りだけをしていると、

人とかかわりがどうしても希薄になってしまうというお話がグループ討議の中でありました。厚生労働省では、在宅就業取り組んでいる企業の事例集を出しております。その中には、ウェブ会議を取り入れたり、企業の方が家庭訪問をしたり等、できるだけ職場にいるのと同じような雰囲気、関係性で仕事に取り組めるような工夫をされている事例もあったと思いますのでご参照ください。なお、このような合理的配慮を企業が行う一方で、働く本人においては、いわゆる「働く準備性」を整えておくことが大事です。例えば、規則正しい生活リズムやメールでのやり取り、いわゆるビジネス会話が正しく使えるかなどです。採用後に企業側が

どのように研修・人材育成をしていけばいいか等に影響してくると思いますので、働く準備については在学中から意識して取り組んでおくことが大切です。

最後になりますが、私自身、障がいのある方の雇用支援を行う立場として、1人では何もできないのはいつも痛感しています。PTAの方々の一体感を持ったネットワークをこれからもますます強くしていただければと思います。

本日聞かせていただきました貴重なお話も踏まえ、障害のある方の雇用政策の充実に努めてまいりたいと思います。



第5分科会 「医療」

日 時 令和元年 8 月 22 日 (木) 15 : 30 ~ 17 : 00

会 場 ホテル日航奈良 4F 飛天

研究協議題

「子どもたちの健康・安全の保持を基本に、医療機関や従事者との連携をどのように深めていくか」

○健康で安全で、そして楽しい学校生活を維持するための健康観察や摂食指導について

○看護師配置の整備や外部専門員、支援員を含めた医療的ケア体制のあり方

○医療機関や医療従事者との連携・協力を進めるためのPTAのあり方

指 導 助 言 者 奈良県立医科大学附属病院 総合周産期母子医療センター 新生児集中治療部門
病院教授 西久保 敏也 氏

発表校・テーマ 鳥根県立松江清心養護学校
「医療を必要とする子どもたちのために～PTAの取り組み～」

発 表 者	鳥根県立松江清心養護学校	PTA 会長	青 山 久美子
	鳥根県立松江清心養護学校	PTA 副会長	早 川 亜 美
司 会 者	鳥根県立松江清心養護学校	PTA 副会長	阪 口 和 枝

発 表 要 旨

1 学校概要

本校は、県庁所在地の松江市やや郊外の、のどかな風景の中にあります。昭和41年、松江市立清心養護学校として開校し、昭和47年に、現在の鳥根県立松江清心養護学校となりました。さらに、昭和50年に高等部が新設されています。

医療体制としては、学校看護師は平成15年より教員定数内に常勤講師として配置され、平成17年には2名になりました。平成19年には医療的ケアルームが設置され、教員による医療的ケアも開始されました。そして平成29年度から、県の単独加配による常勤1名を加え、現体制の、学校看護師3名で運営しています。開校当初から、学校で医療的ケアを必要とする児童生徒はもちろん、全児童生徒の健康管理を行うための体制作りや施設の整備に積極的に取り組んできました。

今年度の在籍児童生徒数は、5月1日現在で小学部28名、中学部18名、高等部23名の計69名です。また、自宅から通学してくる児童生徒数が63名、訪問教育対象児童生徒数が3名、隣接する施設に入所して通学してくる児童生徒数が3名です。これらの児童生徒の中で、学校で医療的ケアを必要としている児童生徒数は17名となっています。

開校当初は、入所している児童生徒が多数を占めていましたが、近年は社会情勢の変化や事業所の充実などの理由から、入所児童生徒は減少しています。また本校は、ほとんどの児童生徒が、毎日隣接する病院の東部鳥根医療福祉センターでリハビリを受けているため、センターとの連携は大変重要なものとなっています。

ケア体制の現状については、近年、養護学校が総合支援学校、あるいは複数の障がい種の部門が併設する支援学校へと変化が求められる中、本校は、肢体不自由のある児童生徒が通う学校として位置づけられており、児童生徒たちは、リハビリをはじめ、整形外科、脳神経小児科、内科、耳鼻科、泌尿器科等、受診の必要性があり、医療とは切っても切れない深いかわりを持っています。これに加えて、医療的ケア児の増加、通学生の増加もあり、保健室でのケア体制や学校看護師の配置等の重要性が高まっています。本校の医療的ケアの内容と対象人数は、経管栄養、胃ろうが10名。口腔、鼻腔内吸引が9名。気管切開部気管カニューレ内から吸引が2名。気管切開部の衛生管理が2名。ネブライザーなどによる薬液の吸入が6名。酸素療法が3名。人工呼吸器の使用が1名。浣腸が1名。合計延べ人数、34名です。

こうした状況の中、本校では以下のようなスケジュールで、医療的ケア、座薬使用、服薬の申請を行っています。在校生のスケジュールは、前年度の10月から希望調査が始まります。1月に申請書類の提出。必要があれば、3月に受診同行。4月に、第1回医療的ケア実施検討委員会で申請の再確認。5月中に保護者、校長、養護教諭、学校看護師、担任が参加し、医療的ケア、座薬確認の会で、内容や手技の確認等を行います。

2 取組の内容

本校の学校保健は、「一人一人の児童生徒の心と身体の健康を支え、安全で安心して活動できる学校づくりを推進する」を目標に、保健室の看護師、養護教諭、担任教員が連携して、日々の業務や医療的ケア、校外学習への対応とともに、児童生徒の健康管理に

も取り組んでいます。

センターとの連携など、子どもたちを支える医療体制がしっかりある中、PTAとして何ができるかを考えるために、今回、保護者アンケートを実施しました。センターとの連携についてです。センターの医師が学校医であること。毎日リハビリができ、教員が見学可能で、リハビリ診察に教員が同行できます。また、PTAとの連携もあります。

学校における健康管理に関する保護者アンケート。実施日、平成30年5月29日、配布数66、回答者47名です。「学校でどのような健康管理が行われているかご存じですか」の質問では、「ある程度知っている」が53%、「あまり知らない」が47%でした。

「お子様の健康状態についてもっと知らせてほしいというお考えはありますか」の質問では、「現状でよい」が94%で、学校での健康管理について満足している人がほとんどでした。

自由記述形式の「お子様の健康管理において、学校の対応で何か困られたことはありますか」の質問では、「学校から主治医の意見などが求められ、すぐに対応してもらえなかった」、「座薬の書類で何度も医師のところに行き、修正をお願いしたことがある」、「病院の看護師には嫌そうな顔をされ、学校との板挟みで困った」、「視力検査や尿検査がいつも不可能」、「何年に一度でもいいので、学校と家庭で協力して検査を成功させたい」、「採尿パックは小さいものしかないのだろうか」などの意見がありました。

「お子様の健康管理において学校の対応に助けられたことはありますか」の質問では、「盲学校で視力検査をしてもらい助かった」、「他の特別支援学校の知識が必要だと感じている」、「日頃見ていないところも見てもらえている」、「受診につながったこともあった」、「親が思いつかないようなことをいろいろ実践してくれてありがたかった」、「対応の早さや丁寧さを感じ、学校に通わせることへの安心感につながった」などの意見がありました。

「お子様の健康管理において、学校に要望、改善してほしいことはありますか」の質問では、「医療的ケアや座薬挿入の申請、健康調査票等、何度も同じことを書類に書かされるので整理してほしい」、「ワセリンで服薬介助依頼を出すのは、少し気にしすぎではないかと思う」、「ほかのクラスの子どもの様子も教えてほしい、どのように接してよいか知りたい」などの意見がありました。

「これまでの子育ての中での親の思いを教えてください」の質問では、「乳児期にてんかんの診断が出て、インターネットを見て落ち込んでいた。てんかんの会も遠くて行けなかった」、「珍しい病気なので、情報が少なく不安だった、障がいの種類は違っても、先輩保護者と話ができる場があるとよい」、「小さいときは不安だった、病院の看護師等から病気のことは聞けても、子育てのことや、今後どのように成長するのか全くわからず、見通しが持てなくて不安だった、早い段階で交流の場が欲しかった」、「親の心のケアの場が欲しかった」、「保護者同士の情報交換の場が欲しい」、「通常学校に通っているときは孤立している気分になることが多かった、本校に転学して何でも言える環境になり、親としては居心地がよい、もっと早く、学校を越えて親同士が交流できる場があったらよかった」、「大変なこともあったが、子どもをとおしてたくさんの人に出会え、優しさにふれることができ感謝して

います、兄弟も優しい子に育つような気がする、不幸ではなく幸せだと思う」「養護学校という未知の世界に入って、先生方の取り組みに驚いた」、「親がさせることはないようなことに挑戦させてくれたり、できると思っていなかったことができたり、驚いた、先生方はとても大変なことだと感じた」、「医療的ケアへの取り組みも、入学した頃より、よい方向に変わってきている、これから入学してくる子どもたちのためにも、より前向きに変わっていくとうれしい」など、とても共感できる意見が多くありました。

現在、松江市内の五つの特別支援学校の、盲学校、ろう学校、知的障がい支援学校、病弱虚弱支援学校、肢体不自由支援学校が連携して、五輪ネットといわれる相互に教育相談ができる仕組みがあります。保護者は自分の子どものいる学校以外はほとんど情報がなく、重複に障がいがある児童生徒が現在増える中で、各特別支援学校が持つ特性について、保護者自身が知識を深めることも大切になってきています。また、医療的ケアのない子どもの保護者は、どうしても医療的ケアへの関心が低くなりがちと考えられますが、今回アンケートを取る中で、医療的ケアの有無にかかわらず、健康管理という点で大変共感できる多くの意見がありました。

3 成果と課題

今回の発表をきっかけに、たくさんの保護者が医療的ケアにも関心を持つことを期待しています。しかし実際医療的ケア等の申請には、書類記入や、そのための受診、面談等、保護者と学校だけでなく、外部の医療機関も複雑に関係しています。アンケートにあるように、より前向きに変わっていけるよう、PTAで提案していきたいと思います。また、就学前での情報が少ない、つながりがないことによる不安や、在学中での情報交換の場が少ないことなども、解消につながるようPTAで一緒に考えていきます。

PTA活動の現状。最近の研修会では、センター理学療法士による、肢体不自由のある子どもの介助。消防署救急救命士による、救急法、心肺蘇生法。歯科医師による、口腔の健康について。外部講師の養護教諭による、性について。これは2回行いました。アロマテラピー体験。県防災備蓄倉庫見学と防災学習、保存食、非常食試食、展示会などをしました。研修は、医療に関するものや、家族が日常生活に役立つ研修を心がけています。これは、昨年度実施した理学療法士による研修で、介助の仕方や工夫などを教えていただきました。

次に課題です。親が子どもの障がいを理解していく過程で、障がいやその子の医療や健康について、誰に何を聞いたらいいかよくわからず戸惑う中、多くの場合で、気持ちをわかり合える仲間が十分ではありません。

この地域では、近年、就学後も福祉サービスによる登下校支援の充実により、とても便利にはなっていますが、このことが保護者同士が顔を合わせて話す機会を奪い、情報共有がされにくくなるなどの新たな課題も生じています。早い時期に、医療や支援の情報、そして気持ちを共有できるつながりを持つことはとても重要です。

学校のPTAができることは限られているかもしれませんが、私

たちは、いつも情報や気持ちを共有できる仲間として活動内容を考えています。今回、無理なく自然に活動を始めることが大切であると感じ、既にある学校活動の中に少し活動を加えるかたちで、つながりの機会を増やすことを考えました。就学前の親子だけを対象にしている活動に、在校生の保護者も参加する企画と、卒業生や卒業保護者が経験談を話す活動をヒントに、校内でも、次の学部の児童、生徒、保護者と意見交換をする企画です。これらを学校と連携して考えていきたいと思ひます。

そして、医療についての研修会も積極的にしていきたいと思ひています。アンケートで保護者の気持ちや意見を聞く中で改めて気づかされ、PTA活動の方向性を感じることができました。また、さまざまな障がいのある子どもたちがかわる医療に必要なのは、その子どもたちを育てている保護者の声、教育活動をしている学校、そして医療機関からの情報です。

そこで、現在本校にはない医療的ケア児の保護者の集まりを持ち、困っていること、心配していることなどを共有し、学校と連携して、各医療機関への理解を求めていくことが大切だと思ひています。手続き上の保護者の戸惑いが少なくなるように、結果として子どもたちの健康が守られるように、PTAとして努力していきます。これらのことから、私たちは、すべての児童生徒、保護者が安心して学校生活が送れるように、さまざまな機関と協力し、話し合い、これからも活動に取り組んでいきたいと思ひます。ご清聴ありがとうございました。

質疑応答・意見交換

【静岡県立東部特別支援学校 PTA副会長 高田】

私たちの学校は静岡県の伊豆地区というところにあるため、どちらかというと医療にも乏しい地域です。特別支援学校の前に、医療福祉センターがあり、リハビリができます、このセンターは、伊豆の各地から、遠く2時間かけて来る人たちなどいます。また、小さなお子様もいて混んでいるため、毎日リハビリというのは、やはり目の前にある特別支援学校の子だけでないため、なかなか受けられないというのが現状です。また、日中一時支援を行っておられるため、預けることはできますが、日中一時支援のため、放課後デイサービスのように送り迎えがなく、親がお迎えに来て、そこに送っていくというかたちを取らなければいけません。そのため、そういうかたちで利用する人は少ないのが現状です。そんな中、泊まれる環境もあるのですが、PTAもしくは学校の保護者と医療センターの間には、少し溝があるように感じます。やはり医療センターでは、なかなか受け入れてくれないといったことや人によって態度が違うのではと言ったことがささやかれています。残念ながら、去年亡くなっちゃったお子様もおられ、その中で、説明が不十分だったことがあります。何となく医療に関係するお子様をお持ちの親からは、センターに対しての不信感が強いのが、現状としてあります。そんな中で、PTAとセンター父母の会の連携があるということを知りましたので、どのようなかたちで連携を取っているのかという事を伺いたいと思ひました。

【発表者】

東部医療センターの中に父母の会というのがあります。センターに入所している保護者、センター職員と松江清心養護学校の保護者の中からも父母の会と一緒に参加しています。清心養護学校のPTA会長になると、自動的にセンター父母の会の会長になります。必然的に学校とセンターがいつも一体化しているという感じですが。センターから何か依頼があれば、必ず学校をとおしてきます。学校のほうも、そのセンター父母の会の行事等に参加しているため、いつも情報をお互いに共有し合っている感じです。

【滋賀県立野洲養護学校 PTA会長 築道】

野洲養護学校は知的障がいと肢体不自由の併設の学校で、370人近く子どもがいます。そのうち肢体不自由は70名ぐらいです。発表された清心養護学校と同じぐらいだと思って聞かせていただきました。医療的ケアを必要としている児童生徒は30名強いますので、本校のほうが多いと思って聞かせていただきました。PTAとして、医療に関して何か活動をしたいなど常々思っていますが、PTAの役員は何人ぐらいおられて、何人程度の方で、活動を今後計画されているのかを教えてください。

【発表者】

PTAの役員は、会長から始まり、全部で15人程度います。その中には、医療的ケア児の保護者ももちろんおられます。ただ、PTAとして、少し配慮をするというかたちはあります。例えば、お泊りで出かけられないと言われれば、配慮します。そして、役員会に出かけられないと言われれば、そこは大丈夫です、年に1回だけでも出られれば、学校参観日の日に合わせて役員会を行っておりますので、そのときに来ていただければよいですよとお伝えしています。ここ4、5年続けていて、少しずつ根づいてきましたので、医療的ケアのお子さんを持っておられる保護者もしてみようかというふうに変わられてきています。前は、絶対に出られませんという方が本当に多かったのですが、ここ4、5年は、「私もやりたい」、「私でできるなら何かありますか」という感じに変わってきました。本校の保護者は、医療的ケアのお子さんを持っておられるお母さんには少し配慮をしてあげたらどうかというふう意見が出ます。私たちは、そうしてきましたので、最近では、本当に皆さん、積極的に自分から役員を立候補していただいております。

【奈良県立医科大学附属病院 総合周産期母子医療センター 新生児集中治療部門 病院教授 西久保】

すばらしいご発表ありがとうございました。奈良県の場合、少しずつ在宅の人工呼吸管理を必要とするお子様方が増えてこられました。そのような方々のほとんどは、従来訪問看護で対応してきましたが、今年初めて、学校に通学したいという強い意志の方が出てこられている状況です。発表を聞いていますと、現在2名の方が訪問教育という状況でおられると思ひます。その方々は、在宅人工呼吸管理等、学校への通学は非常に厳しいお子様が、その立場に立っておられるのでしょうか。やはり人工呼吸管理等は

されているというような同じ状況でしょうか。

【発表者】

全国で言われているように、訪問看護師が一緒に学校に来るといようなことはまだしていません。学校に在籍する看護師のみに見ていただいている形です。週2回の訪問教育に同行されたり、一緒に登校したりしていただいていると思います。

【奈良県立医科大学附属病院 総合周産期母子医療センター 新生児集中治療部門 病院教授 西久保】

奈良県は、訪問教育を担当するのは、明日香養護学校です。奈良県の南のほうにあるところが、全県を担当しています。対象児童生徒は、徐々に増える状況でございます。そういった児童生徒の対応をしていただいている先生方のご負担等考えると、やはり学校に通える環境を作っていくかと思っております。これは皆様で、これから検討していただくべき問題かもしれません。私自身は、訪問教育を受けている子どもの主治医もしていますが、訪問教育を受けている中で、すごく表情が豊かになり、訪問教育というもののすばらしさもすごく実感しています。しかし学校に通うことによって、その子の成長がさらに望めるのではないかと感じています。ぜひPTAの皆様方のご協力いただきながら、そういう方向性を考えていただければありがたいと感じています。ありがとうございます。

指導助言

奈良県立医科大学附属病院 総合周産期母子医療センター 新生児集中治療部門 病院教授

西久保 敏也氏



私は、医者になって3年目からずっと、新生児医療に携わってまいりました。この間、気管切開や重度の脳障がいの方々と長くおつき合いをさせていただいて今日に至っております。今回主催していただきました奈良養護学校や明日香養護学校の方にも度々足を運ばせていただき、いろいろな交流を深めさせていただいている状況でございます。

私が責任者になった時、当時の明日香養護学校の校長先生が非常に熱心な先生でした。「修学旅行に同行してもらえないか」というご相談をいただき、初めて奈良医大の看護師1名と一緒に東京ディズニーランドに2泊3日で行きました。そこでいろいろなことを教えてもらいました。例えば、新幹線は、必ず病的な子どもを1名乗せられることを知りました。東京ディズニーランドには、非常にたくさんの障がいのある方が来場されていて驚きました。スタッフの対応や設備もよく、親御さんも子どもたちも非常に楽しかったと思います。ある方が、少し調子が悪くなり、救護

室行きました。救護室は、「ウェルカム。よくいらっしやいました」と感じられる受け入れ体制で、懇切丁寧に対応していただきました。救護室の中も、ディズニーグッズでいっぱいでした。

今回のいろいろなお話を伺いますと、必ずしもすべてのところでできるわけではないと思います。しかしながら、私も在籍中はぜひともいろいろなかたちで参加させて頂きたいと思っています。今日参加されておられる指導的な立場におられる皆様をお願いしたいのは、ぜひ、いろいろな機会を利用して、医療の側にいる私たちとコミュニケーションを作って頂きたいと思っています。今回の明日香養護学校のことに関しても、校長先生からこちらのほうにご連絡をいただきましたので、私も行かせていただきました。医師のほうから皆様方のところに、「私、修学旅行に同行したいのですが」という方は極めてまれです。ぜひいろいろなルートを使って、いい意味で医師を利用して頂ければと思います。理解のない医師もいますが、理解のある医師も沢山います。できれば指導的立場にある医師とコミュニケーションを作っていただき協力的になっていただくことが必要なのではないのかと思います。私も自分自身が皆様方との関係性の中ですごく成長させていただいたと思います。

今日、在宅医療の対象の方がたくさん増えてきているわけです。こんな中で、妊娠6カ月や在胎22週の超低出生体重児も助かるような時代になってきました。助かっても人工呼吸管理を必要とする子どもたちが増えているのが現状です。こういった子どもたちが学校に行くことはとても大事だと思います。私の病院の取り組みとして、例えば人工呼吸管理をしている患者さんの1カ月の物品はすごい量になります。その量を看護師さんが対応しますと、在宅人工呼吸管理の人が15人いると、15人分の準備になり、準備だけで大変です。このことについて病院と話し合い、SPDといって、物流管理部門と連携して、物品の準備を看護業務からSPDの担当に頂きました。そうすることで看護師さんは本来の看護業務に集中できます。また、在宅人工呼吸管理を要する児では臨床工学士の方にも積極的に介入をお願いしています。

一方、私は奈良県の代表的な療育施設である東大寺福祉療育病院に週1回勤務しています。主にダウン症の方を診察して療育にも関係しています。私が申し上げたいのは、小さく生まれた子どもたちは成長しますから、退院するときは在宅人工呼吸管理を必要としても、成長に伴って在宅医療の必要性はどんどん少なくなります。そのためは、やはり早く自宅に帰っていただくことが重要ですが、その体制作りは病院だけではなく、都道府県も考えていく必要があると思います。それは、自宅に帰ったとき、どういう在宅支援事業を利用されているのかというと、多くの方が訪問看護ステーションを利用されています。特に、24時間人工呼吸器をつけている人は、ほぼ全員が訪問看護ステーションを利用されています。

私の前任の教授は、障がいのある方に対して理解が深く、私もその影響を強く受けています。前任の教授は、長期療養児を担当している訪問看護ステーションの方々に集まっていただき、実技中心の研修会を定期開催されていました。ジュニアコースとシニアコースがあり、ジュニアコースが年2回、シニアコースが年1

回です。奈良医大の熟練したスタッフが中心になって、6部門、口腔ケア、新生児部門、小児科部門、ME部門（2コース）、リハビリ部門の各部門に分かれて、実践形式で行っています。このコースの履修によって、訪問看護ステーションの方が、胃ろう一つにしても、その患者さんを次からは看護できるようになります。以前は、「胃ろう？ 胃ろうをしているそんな重症な児は大変で受け入れできない」ということになり、拒否されてしまうことがありました。ですが、受講していただき、どういうものか、扱い方はどうするかを知っていただく機会を、前任の教授が企画・実践されて、10年になりました。おかげさまで長期入院の患者がどんどん減ってきている状況です。

それ以外の問題がないわけではありません。奈良県の場合には、短期入所をする施設が少ないのです。レスパイトが無いことがご家族の大きな負担になっていると考えます。今後の重要な取り組み事項と認識しています。

私のその他の取り組みとして、養護学校で母親との懇話会を1学期に1回の頻度で開催しています。懇話会は、私が意見を言うというよりは、同じ悩みを抱かれた先輩のお母さんが、同じ悩みを持たれている後輩のお母さんに自分の体験談を伝える機会を多くするように心がけています。体験談というのはすごく説得力があります。私が言うよりも、実際の体験をもとに、参加された方が、養育方法を少し修正されるだけで、「すごく良かった」と仰ることが良くあります。

また、自分の子供の介護を「大変だ、苦しい」とはっきりと言

える方は、少ないと思います。そういう苦しい思いを口に出して言う機会はとても大事だと感じています。これは海外での報告ですが、出産時に非常につらい思いをした方で、介入がない方は、抑うつ状態になりやすいそうです。それに対して周囲からの介入があると、うつ状態になりにくいのです。介入という言い方は、非常に漠然とした言い方をしていますが、基本的には自分のつらい思いを共有できる方がいるかないか、話せる方や話せる機械があるかないかということもそうかと思えます。在宅医療の現場では、いろいろな問題があると思います。私は、すぐには解決できない問題のほうが多いのではないかと思います。ですから、この懇談会では、解決できなくても、自分の苦しみを皆で分かち合い、喜びや解決策を他人と分かち合う機会になって頂きたいと思っています。

上から目線の言い方で本当に申し訳ございませんが、子どもたちの事が、皆様にとって一番大事なことです。けれども、その親の心、あるいは親の身体、健康、それが維持できる体制はとても大事だと思います。これからさらに少子高齢化になり、いろいろな問題が出てきますが、私としては、ぜひとも障がいのある子どもたちと家族が充実した安心のできる毎日を送れる社会であって欲しいです。障がいのある親子が楽しく過ごせない社会は極めて不健全な社会と確信しています。そうした社会にならないよう、皆様方も声を上げていただき、お母さんもお父さんも子どもたちと一緒に笑えるようになってほしいと思います。今日は本当にありがとうございました。



第6分科会 「機器」

日 時 令和元年 8 月 22 日 (木) 15:30 ~ 17:00

会 場 ホテル日航奈良 4F 飛天

研究協議題

「子どもたちの可能性を広げ、生活を豊かにするコミュニケーション支援をどのように深めていくか」

- コミュニケーション能力を高める効果的な機器利用のあり方
- 機器を取り巻く、多様なコミュニケーションの手段のあり方
- 機器を活用した自立支援（生活支援・就労支援）のあり方
- 家庭における機器の活用法と学校との連携

指 導 助 言 者 独立行政法人 国立特別支援教育総合研究所 研究企画部
総括研究員 吉川知夫氏

発表校・テーマ 佐賀県立金立特別支援学校
「支援機器室の設置に関する取り組み」

発 表 者 佐賀県立金立特別支援学校 P T A 会長 吉川昌子
司 会 者 佐賀県立金立特別支援学校 教諭 吉中竜也

発表要旨

1 学校概要

私たち金立特別支援学校PTAは、会員231名で活動しています。昨年11月に開校50周年記念式典を挙行し、県内特別支援学校の中でも歴史がある学校です。保護者送迎のほか、寄宿舎やスクールバスで通学する子どもたちもいます。佐賀県内では唯一の肢体不自由単一校の特別支援学校です。本校は佐賀県の中心に位置し、佐賀空港や福岡空港から車で40分の位置にあります。周囲には、古墳や、不老不死を求めて中国から渡来した徐福伝説があることや、国営吉野ヶ里公園から8キロ西方にあり、古代からの歴史にふれることができる地域に立地しています。長崎自動車道インターから2キロでアクセス可能な学校ですので、佐賀においでの際は、ぜひ立ち寄りください。

2 取組の内容

肢体不自由児のコミュニケーションについて、昨今の取り組みや研究のフィードバック、ICT機器の活用により、少しずつではありますが、子どもたちの生活や学習の様子により兆しが感じられてきています。本分科会においても、ここ数年ICT機器やスイッチの工夫により、これまで難しいとされてきた重症児への教育的対応も報告され、私たちPTA会員も興味や関心が高まってきたところであります。今回、「機器」の分科会で取り上げる機器は、近年報告されてきたICT機器ではなく、車椅子をはじめとした子どもたちの学習と生活支援にかかわる機器に関する報告です。参加されている多くのPTAと同様、学習や生活にさまざまな支援が

必要な児童生徒が多く通学しており、約85%が重複学級在籍です。移動、移乗、姿勢のほか、コミュニケーションに問題を抱える子どもたちが多く在籍しています。移動には、車椅子、座位保持椅子、バギー、簡易電動車椅子を使用している場合が多く、クラッチや歩行器を用いた独歩の生徒もいます。肢体不自由の子どもたちの移動、移乗、姿勢は避けて通れない課題であります。これらに問題を抱える子どもたちへの対応は、訓練や療育として、医療機関に相談をしながら療育を進められています。また学校では自立活動の授業として取り組まれています。

このように私たち保護者は、大切な子どものことを十分に理解しながらも、生活支援や療育については医療や教育といった専門家の意見や方法を参考にしながら子育てに取り組んでいます。移乗に支援が必要な場合は、そのほとんどが教職員や保護者といった人的支援がほとんどで、支援者の腰痛や疲労など身体的負担は多くの会員が感じている課題であります。安定した姿勢の保持に対する課題もあり、生徒本人の移動の困難はもとより、褥瘡、側弯の進行といったリスクへの対応も、継続して会員の悩みや課題として共有してきたところです。本校における支援機器に関する相談業務は学校の自立活動職員で行われ、専門性の高い先生が部長を務めてきました。その業務は多岐にわたり、児童生徒の実態に応じた教材作成やその支援に応じたり、相談支援部と協同して地域の小中高で学ぶ児童生徒への支援にも当たったりなど、さまざまです。

では、肢体不自由特別支援学校に、車椅子をはじめとする支援機器の貸し出しとともに、シミュレーションが可能な支援機器室の設置と、PTAの協力体制について報告します。まずPTAで、

これまでの支援機器に関する現状分析を、①児童生徒・保護者、②学校、③教育環境の3点から行いました。方法は、保護者、先生への聞き取り、役員会での集約、会員へのアンケートの意見集約です。その結果、保護者が外部機関に相談や支援機器に詳しい教員に個人的に相談していたことが明らかになりました。これまでの本校の会員の意見を集約すると、児童生徒とその保護者が支援機器について学ぶ機会は限定的であることがわかりました。さらに積極的に相談を希望する保護者の中には、生活イメージや支援機器の機能を深く理解する機会を得たいと考える意見も多くありました。しかし学校には、支援機器の準備が十分でなく、購入に関する費用負担が大きいという課題がありました。このような学校体制は多くの特別支援学校も同様ではないかと思えます。

支援機器室が設置されると、保護者の学びの場として活用することができます。医療機関へ受診する際に、その効果や適性について知識を得たうえで受診や訓練を受けることが可能になることが予想されます。学校の現状分析が明らかになったことは、学校には支援機器の準備が十分でなく、また支援機器の準備や維持のための環境整備が整っていないうえ、支援機器に詳しい教員に相談が集中している実態がありました。ある程度の支援機器の準備や整備に関するスキルを身につけた教員を増やすシステムを構築することも、学校の課題として挙げられていました。

これまで支援機器の借用やシミュレーションは、佐賀大学医学部松尾研究室へ相談し、借用等が必要でありました。その結果、子どもたちの認知の向上を図ることができたり、生活改善を達成できたりするケースもありました。これからは校内に必要な機器の借用が無料で実現でき、即時性と利便性が向上したそうです。何より校内でこれらの手続きが完了するようになったことの効率化は大きいと思えます。

現状分析をまとめると、支援機器に関する相談は、医療機関において保護者と医療機関が連携して進めることが多く、学校がかかわるのは訓練見学や診察同行など、限定的でした。支援機器室の導入後は、保護者が学校内で車椅子や生活支援機器といった支援機器に関する相談やシミュレーションを行うことができるようになりました。個人懇談などの校内での相談事業の場としての利用も期待できます。これまで医療機関と保護者が進めてきた関係はそのままに、保護者が支援機器について学ぶ機会を得ることができました。新しく補装具を新調したり、自宅の改装をしたりする場合も大いに参考になり、学びの場となると考えられます。

支援機器室についての概要です。期間は平成31年4月から、準備期間は平成30年12月から、支援機器は佐賀大学医学部松尾研究室から長期借用、無料です。助言は、元佐賀大学医学部准教授、松尾清美先生、所属は自立活動部です。機能は、①相談支援部と連携し、校内外の児童生徒、保護者に対する支援機器に関する相談です。②校内外の支援機器に関する研修です。では、本年度上半期の導入計画です。まず支援機器室の整備からスタートし、基本スキルの習得を目指しています。この間PTA会員は随時支援室を訪問したり、実情に応じてシミュレーションや機器借用を行ったりしています。保護者懇談会を支援室で行ったり、機器活用による学習効果を確認したりしています。次に下半期の計画です。

下半期は指導力向上研修を中心課題とし、支援機器の作成演習にも活用する予定です。PTAとしては、指導助言に当たる元佐賀大学医学部、準教授松尾清美先生の講演や個別指導を受けながら、機器活用による生活改善を学ぶ活動を進めていく予定です。

では、支援機器室について詳しく説明します。支援機器室には、車椅子や座位保持椅子が約80台あります。中には車椅子テニス用5台もあり、体育での活用も可能です。支援機器室には整備スペースと工具類が準備されており、調整や製作が効率よく行えます。

設置前の空き教室の様子です。12m×7m、高さ2.6mあります。保護者控え室と研修等で使用することが多い大会議室に挟まれた位置にあり、利便性がよい場所です。エアコンや防犯セキュリティのセンサーが設置されていて、年間を通じて安全で快適な使用が可能です。車椅子、座位保持椅子、バギー、簡易電動車椅子、歩行者など、小児用から高齢者用まで各種準備されました。入浴介助をより少ない負担で行うことができるような支援機器のシミュレーションエリアが設けられました。バスタブへの昇降機、数種類のシャワーチェア、リフト、移乗台も組み合わせると理想的な入浴環境が体験できます。寄宿舎での入浴方法の研修や修学旅行での臨時的入浴のための支援機器貸し出しも可能です。このシミュレーターは、フォークリフトで持ち上げて室内を移動することができます。

ベッド移乗を少ない支援でシミュレーションできるコーナーです。スライディングシートやスライディングボードの使用や、膝折れを防ぐ移乗補助器を組み合わせることで、つかまり立ちが難しかった子どもたちがベッド移乗の練習ができます。リフトも付属しているので、リフトによるベッド移乗も可能です。トイレを使いやすく工夫することで、少ない支援で排泄することができます。既存のトイレに取りつける手すりの種類や角度を体験できます。また家庭で新しくトイレを設置する際の広さや出入口と便器の位置を検討できます。浴室と同様、移乗台とスライディングシート、スライディングボードを組み合わせると使用することで、支援者の負担軽減を図ることも可能です。各種スライディングシート、スライディングボードの準備もしてあります。

電動車椅子の電池がヤマハ製をはじめ3種類が6台ずつあり、充電コーナーもあります。また校内の数カ所に電動車椅子の充電スポットやタイヤへの空気入れスポットを整備しました。通気性や褥瘡予防機能が高いマットレスや、プレスエアーが各種あり、固さや身体への対応を圧分散センサーで測定してシミュレーションできます。ピエゾ、エアバッグ、ジェリービーンズ、ビッグマックなどの各種スイッチのほか、パソコンへの視線入力のためのトビーもあり、学習に活用されています。

3 成果と課題

今後はPTAとして支援機器に関する研修を深め、公的資金を活用しながら適切な機器を購入するノウハウを学んでいきたいと思えます。同時に卒後の生活にも支援機器活用を、子どもと保護者が生かせるようにしたいと思えます。以上で佐賀県立特別支援学校PTAの発表を終わります。本日は本校の取り組みについて、発表をご清聴いただき、ありがとうございました。

質疑応答・意見交換

【熊本県立芦北支援学校 校長 山下】

今日はすばらしい発表をありがとうございました。すばらしい取り組みで、驚いていたところです。三つ質問をさせていただきたいと思います。一つ目は、設置に至る経緯を簡単に教えていただけたらと思います。それから、教室を改造したということなので費用等は、どのくらいかかったのか。また、その費用をどこから捻出されたのかというのが二つ目です。三つ目は、この部屋等の運営等の管理をどなたが、どういうかたちでなさっているのかということをお教えいただくと助かります。よろしくお願いたします。

【発表校】

一つ目の設置に至った経緯ですが、先ほど発表にもありました佐賀大学の准教授の松尾清美先生です。今までは、学校の授業や保護者が車椅子を作るときなどに相談に乗っていただいていた。その先生が昨年度で佐賀大学を退官され、研究室の車椅子や支援機器の有効活用を模索されていました。そのときに、金立特別支援学校とつないでいただくことができました。研究室の機器を金立特別支援学校の部屋に入る限り、無償でお借りしているという状況です。費用はかかりません。無料で車椅子とかを長期借用しています。1年ごとに契約を更新しますが、無料で提供していただいています。二つ目の費用ですが、借用の費用や機器の費用は無料です。あと、部屋の棚の設置についても、費用は、学校は出していないと思います。もちろんPTAからも出していないと思います。

【熊本県立芦北支援学校 校長 山下】

佐賀大学が所有しているということでしょうか。

【発表校】

松尾先生の研究費等です。

【熊本県立芦北支援学校 校長 山下】

もう私物ということですね。難しいですが。

【発表校】

微妙なところですが。

【熊本県立芦北支援学校 校長 山下】

わかりました。ありがとうございました。

【大阪府立平野支援学校 校長 春井】

肢体不自由の学校で、児童生徒の体のことについては、学校の教員がフォローし、指導していますが、例えば車椅子については、保護者が用意したものをあたり前のように使用しています。教員の視点で、こうすればもっと使いやすいのではとか、成長によって、合っていないのではということがあるとあります。その場合は、当然業者さんや保護者の間で、教員も連携しながらするこ

とが多かったと思います。その事を学校が主となって、積極的に取り組んでいくという事例は今までなかったのではないかなと思います、非常に感銘を受けています。お尋ねしたいことは、機器を借用した場合に、それが合えば合うほど専有したいということも出てくると思います。また、家でも使用したいということも出てくるとおもいます。そのあたりの貸し出しのルールや期間はどのようになっているのか。また、発表の中で、調整をするような工具が映っていました。改造や調整などもされるのかを教えてくださいたいです。

【発表校】

まず一つ目の専有というか借用についてです。今年度始まったばかりですので、まだそういう例が出ていません。もし希望者が多いのであれば、期間を設けて貸し出すことになるかと思えます。そのあたりの取り決めはこれから作っていくことになると思います。支援機器室のコンセプトは、とにかくいろいろ使っていただき、いろいろないい情報を保護者の方と共有し、その情報を基に新しく車椅子を作るときや家庭に機器を設置するときに活かして欲しいです。

調整については、詳しい教員が何人かおります。今、この支援機器室を担当している教員は、佐賀大学の松尾先生を師事しており、大学で学んでいる教員とのつながりで行っております。調整につきましては、大幅な改造はできませんが、車椅子の車軸を少し動かすなど、できる範囲での調整です。少しの調整で、利便性や使いやすさが変わる場合があります。こうすればうまくいくようになりましたということをお医者さん、福祉の関係者にも、学校が橋渡しできるようにすることが学校の役割と考えています。

【大阪府立平野支援学校 校長 春井】

ありがとうございました。

指導助言

独立行政法人
国立特別支援教育総合研究所
研究企画部
総括研究員

吉川知夫氏



この分科会は、「子どもたちの可能性を広げ、生活を豊かにするコミュニケーション支援をどのように深めていくか」というタイトルです。今回の発表内容が、支援機器室の設置に関する取り組みということで、特にコミュニケーション支援には限らず、発表にもありましたとおり、生活を豊かにするという視点で広く捉えるということで、キーワードを挙げていました。

私も長く肢体不自由の学校におりましたので、支援機器を授業にどのように活用しているのかという話について、司会の先生に

補足をお願いし、話をさせていただきました。私も、学校に、車椅子を80台も置いてあり、広い部屋がある学校は見たことがありません。

ある学校に行くと、教室不足で、教室が全然足りなく、特別教室がつぶれているような学校もあるわけです。学校差とか地域差、それぞれの実情に応じて、できる範囲でしていくしかないと思っ

ていますが、ある意味、うらやましいなと思って、聞かれていた方が多いのではないかと思います。特別支援学校にいる子どもたちは、卒業後、障害がなくなるわけではなく、地域の中でいろいろな人たちとかかわりながら生活していくわけです。発表にもありましたが、金立特別支援学校の高等部では、パソコンやタブレットが生徒1人に1台ということです。特別支援学校の高等部の生徒であると就学奨励費でタブレットが買えるため、そういう学校が増えている感じがします。高等部1年生で全員、就学奨励費でタブレットを購入します。そして、個々の生徒に合ったアプリであったり、外部入力装置を購入したりしながら使用していきます。学校に在籍中の使用頻度は高いと思います。しかし、卒業した後は、ほとんど使用しなくなっているケースが多いという課題があります。

ある学校では、卒業後の進路先の職員や保護者を対象に、タブレットを始め、子どもたちが学校の中で使用していた機器の研修会や使い方の説明する取り組みをしている学校があります。金立特別支援学校でも、あれだけの部屋があり、あれだけのものを備えていると、校内での授業への活用と家庭での生活についての情報提供という意味合いがかなり大きいと思います。まずは、やっぱりいろいろな情報を知っているということはとても大事なわけ

です。例えば、視線入力装置の話がありましたが、正式に買えばかなりの高額です。今は、通信販売を利用し、2万円程度でアイトラッカーを買って、無料のアプリを使用しています。そして、パワーポイントなどで教材を自作し、授業で活用しているわけです。そこで2万円程度なら自分で買ってしまおうと思う人は、かなりいるのではないかと思います。また、教材については、個々の子どもに合わせて、無料のアプリなどを使用しますが、やはり限界があります。そういった意味で、校内に、キーパーソンや、中心となる担当部署を配置するように校内体制をきちんと整えることが大事だと思います。金立特別支援学校の場合は、自立活動部や相談支援部です。部署を校内できちんと位置づけ、窓口がはっきりしているということが、いいところだと思いました。

肢体不自由がある子どもたちです。さまざまな困難があるわけです。当然、下肢や体幹に課題があれば、移動のことであったり、コミュニケーションのことであったり、いろいろなことの困難さがあるわけです。そういった個々の子どもたちが抱える困難さに対して、どのような支援をしていくのかということを考えた場合、機器ありきではないという話がありましたが、確かにそのとおりです。昔ながらの教材がとってもいい場合は、もちろんあるわけです。何のためにというところをはっきりさせ、どのような支援が必要なのか、そしてどのような支援ツールがあるのかというような情報をしっかりと収集できる。それが校内にあると

いうことは、ある意味メリットが大きいと思います。

例えば、私が学校にいたときは、車椅子を新しく作る時、業者・医師・自立活動部の教員・担任と話をしながら、車椅子について丁寧な話をしていました。普段の生活を知っている教員が、業者や医師に対して、保護者だけが説明するのではなく、具体的な提案をできることは、とてもいいことだろうと思います。菅野先生の講演の中にも教育支援計画の話は出ていましたが、やはり外部の専門職との連携は不可欠です。また、進路先との連携についても必要になるわけです。

子どもたちは、学校と家を往復しているだけの生活をしているわけではありません。さまざまな場所で、さまざまな人とかかわっているわけです。学校にたくさん支援機器があり、いいものがあるので使っている。しかし、それを学校の中でしか使えないということだと困るわけです。少しずつ、どのように生活を広げていくのかというような視点も必要だと思って聞いていました。

個別の教育支援計画の話ですが、生涯にわたる継続的な支援を行うためのツールとしての役割があります。学校を卒業したあともその子どもが生活していく中で、その子に必要な支援機器をどのように使っていくのかを含めて、考えていかなければいけないです。そして、卒業後に必要な力を学校教育の中できちんと育ていく視点で、教育の中身や学習活動を考えていただければと思います。

文部科学省が、こんなパンフレットを出しています。ホームページに出っていますが、ICTについては、「Information and Communication Technology」（情報通信技術）と訳されることが多いです。個々の特性に応じた支援機器というように書かれています。発表にもありましたが、肢体不自由の子どもたちは、個々で本当に実態違います。また、必要な支援が異なっていますので、個々に適した支援を考えていく必要があると思います。いろいろな業者や情報収集先のことも書かれています。もし興味があれば見てもらえるといいと思います。

この高度情報化社会では、技術革新がすごいスピードです。そういう情報にも、学校の教員はアンテナを張っていなければいけないと思います。そして、保護者も同じではないかと思っています。

最後に、文部科学省のパンフレットの一番後ろに、私の勤務先の研究所の支援教材ポータルというサイトがあり、その紹介も載っています。どのような教材があり、どのような子どもに使うと効果があるのかについて紹介されていますので、研究所のホームページもぜひ見ていただけるとありがたいです。



会 員 研 修

日 時 令和元年 8 月 23 日 (金) 9 : 20 ~ 10 : 50

会 場 なら 100 年会館 (大ホール)

司 会	奈良県立奈良養護学校教頭	小 嶋 一 祥
1 講師紹介	奈良県立奈良養護学校 P T A 奈良大会実行委員	高 田 千恵美
2 講 演	株式会社 オールケアライフ 代表取締役 テーマ「障がい福祉と人格向上」	鎌 倉 義 雄 氏
3 謝 辞	奈良県立奈良養護学校 P T A 奈良大会実行委員	高 田 千恵美

講 演

株式会社 オールケアライフ
代表取締役

鎌 倉 義 雄 氏



ただいまご紹介いただきました株式会社オールケアライフの鎌倉義雄と申します。本日はどうぞよろしくお願いたします。学校とPTAの方々とは連合でしている一番古い歴史のある会だということをお伺いしております。そんな中でお話しをさせていただけることは、本当にありがたいことだと感謝申し上げます。

私がこの場でお話をさせていただききっかけになったのは、奈良県のPTA会長が、私たちの事業所に見学に来られました。事業所を何か所かご案内させていただいた時にいろいろと話をさせていただきました。「ぜひ皆さんにも」というようなお声をいただいて、このような形になりました。

他にも私たちの事業所へ全国の方々が見学に来られます。東は東京、東北、仙台、それから静岡、愛知県、北陸、金沢の方も来られました。西の方からは、九州、熊本、長崎、四国は、愛媛、中国地方は、山口県等、私たちの事業所に見学に来られます。また、近隣の市の障がい者団体の方々のバスツアーというものもありました。

見学に来られた方々ですが、同業の方、障がい福祉サービスを提供されている事業者、そして行政、当事者とご家族の方々です。事業所で見学にお越しになられる方の多くが、30年ぐらい作業所をされておられ、そこの利用者さんが体調不良によって入院され

ます。そして、医療的ケアの対象者となって帰ってこられます。30年おつき合いがあるにもかかわらず、退院してきた次の日から、「医療的ケアがあるので通所できません」と伝え、断らないといけません。でも、人情的にそんなことは、できません。そこで、インターネットで医療的ケアと入力し、検索すると、私たちのホームページに当たることがあるそうです。わらをもつかむ気持ちというか、そのような形で「医療的ケアを実践している事業所を見学させて欲しい」や「やり方をよかったら指導して欲しい」というようなことでこられる事業所もありました。そのような事業所ですが、見学に来られた方々のほとんどが、私たちに対して、「なぜ株式なのか」、「なぜ障がい者の専門なのか」、「なぜ重症児者の方を中心にされているのか」というようなことを疑問に感じられるようです。そのあたりを今日お話しできればと考えておりますので、よろしくお願いたします。

私たちが、どのような事業者かを見ていってください。平成15年12月、大阪府守口市を中心に事業スタートしました。私が住んでいるのは、実は奈良県です。奈良県生駒市に住んでおります。そして、生まれ育ったのが大阪府守口市です。生まれ育った地域で障がい福祉サービスを展開させていただいています。平成15年12月、創業スタートさせていただきました。平成15年というと、障がいの法律が、措置制度から契約の制度に変わった年でした。法改正は4月に変わりますが、私たちはその年の12月にスタートさせていただいています。守口市でスタートし、門真市、大阪市旭区、寝屋川市、吹田市、豊中市という形で、近くの市に必要とさせていただいて、広がっていったように思います。

7月1日現在の人員数ですが、総人員461名です。看護職は、看護師、准看護師を合わせて69名、約70名の看護職が活躍しています。そのような事業所です。もう少し詳しくお伝えすると、生活介護は、定員20名の事業所を8事業所。放課後等デイサービスは、主に重症児を対象にしている定員5名の事業所が9事業所。

放課後等デイサービスで重症児以外を対象にしている定員10名のところが2事業所。この定員10名の2事業所ですが、放課後等デイサービスの法律ができる前、児童デイサービスという重症児や知的等と分け隔てなく、児童デイサービスというときがありました。そのときからさせていたでいるデイサービスは、重症児以外を対象にした放課後等デイサービスに移行させていただきました。あと、居宅介護4事業所、相談支援事業所3事業所、研修事業1事業所という形でさせていたでいるしております。児童発達支援、放課後等デイサービスですが、先ほどの9事業所と重症児以外を対象にしている2事業所を合わせて、契約させていたでいる人数は227名です。そのうち医療的ケアの児童が110名です。医療的ケアの子どもの割合は48.5%を占めているという形です。

今、重症児を対象にしている放課後等デイサービスが、まだまだ少ないと聞いています。全国では、1万3268施設の放課後等デイサービスができたと聞いています。しかし、このうちの全国で約300件が重症児を対象にしていると聞いています。あと大阪府については、放課後等デイサービスすごく多いです。1270施設が、大阪府内にあります。東京でも800施設ぐらいだと聞いています。それを考えるとすごく多くあるのだと思いますが、ただ重症児を対象にしている事業所は、61施設です。私たちの事業所は、大阪府内に9施設ありますので、大阪府の重症児対象の施設の約14.7%は私たちが担わせていたでいるています。

生活介護8事業所についてですが、生活介護を担当させていたでいる契約の利用者数が256名です。そのうち医療的ケアの必要な方は、128名の方です。また重度の障がい支援区分が5、6の方は、85.9%になります。

次に居宅ですが、居宅サービスを契約の方は452名になります。生活介護や放課後等デイサービス等、同じ組織で訪問系、居宅サービスやガイドヘルプを担当させていたでいるています。このメリットは、放課後等デイサービスの職員が、放課後等デイサービスの休みの時、放課後等デイサービスを利用されている利用者のガイドヘルプに行かせていただくことがあります。施設内の姿を知っています。また訪問、居宅介護も同じ者が担当させていたでいき、家の中での姿を知っています。また、ガイドヘルプを担当させていたでいき、外での姿も知っています。他のメリットは、市の支給決定によって、1カ月6時間というような支給決定のところもあります。1カ月に1回の外出の場合、ほとんどのヘルパーの事業者では、担当ヘルパー1人をつけます。1カ月に1回のため、複数の人はなかなか難しいというようなことをおっしゃられます。では、予定を組む時に1人のヘルパーさんをお願いをしていると、そのヘルパーさんの予定が優先されてしまうことがあります。「本当は〇〇に行きたいのに、ヘルパーさんの予定がこの日はだめやから別の日に」となることが多いと聞いています。私たちは、施設の職員でも、居宅サービスの職員でも、利用者さんを知っている者が担当します。利用者さんの行きたい日に、行きたい場所に行けるようなサービスを提供しています。そのようなことが、放課後等デイサービス、生活介護と一緒に、居宅系や移動支援をさせていたでいる事業所のメリットかと考えています。また、相談支援では、計画相談498名、そして、障がい児278名の方々を

担当させていたでいる事業者です。

医療的ケアについては、全国的に課題だと聞いています。お盆や年末年始に帰省をされてくる障がい者がおられるご家族があります。守口市に東京、静岡、広島から帰省をされてきます。その方が、その帰省時だけ、私たちの事業所を活用されることがあります。住み慣れた地域で担当してくれる事業所がないのに、帰省した時に担当してもらえることは、ありがたいと言われたり、不思議な気分やと言われたりしたことがあります。

そんな日本の課題、医療的ケアを積極的に受け入れている事業者の代表である私の経歴を聞いていただきたいです。私は高校を出て、1年間浪人をし、予備校にいくために、親からお金を出してもらってました。そして一浪して建築関係の大学に入りました。その時、アルバイトでホテルのウェイターに行きました。そのホテルのウェイターが楽しく、学校に通うよりもアルバイトのシフトを優先させるぐらい楽しかったです。大学2年生まで通いましたが、ホテルのウェイターが楽しく、大学は中退しました。大学を中退するほど熱中したアルバイトですが、正職になったかという、正職員にはならず、フリーターとして27歳まで過ごしました。そして、ある時、ホテルは、サービスを提供するより、できれば自分として使う側になっていこうというような野心を持ちました。ホテルを使うような業界で何だろうと思いました。そのホテルでよく見ていたので華やかな業界である化粧品メーカーに就職させていただきました。営業に配属されましたが、名刺でご挨拶をすると、化粧品という単語と私の顔を見て、「似合わない仕事をしているな〜」とよく言われました。10年ぐらいその仕事をし、そこから転職をし、次はITの仕事に就きました。パソコンのことやシステムのこと全然知らない中、営業だったら一緒だと言われ、ITの営業に行きました。でも、そこでもすぐに音を上げてしまい、辞めました。その後、浄水器を製造するメーカーに就職しましたが、自分の中では、営業というものに一貫していましたが、仕事の人生はぶつ切りだと感じていました。

その浄水器の事業所が、高齢者の介護の事業所を別の事業として運営されていました。入社したばかりの私は、まだまだ浄水器の商品知識がなく、営業として全然役に立ってない時、介護の事業所がとても忙しいため、介護の事業所に手伝いに行くように言われました。その時に自分の仕事の人生が一気につながるような思いがありました。ITなくして福祉なし、また女性が活躍する世界で10年間経験があったり、ホテルで教えられた礼儀を生かせたりと自分の仕事の人生がつながり、この仕事は、すごく面白いと思って取り組みだしました。その時に障がい者を取り巻く法律が措置から契約に変わっていききました。

私は、転職を繰り返し、自分なりに持った仕事観ができました。仕事とは、人のお役に立ち、その対価をいただくことという感覚を持つようになっていました。営業の仕事であっても、正確な情報を必要としていたでいる人に的確にお伝えすることが、結果、お役に立ち、売り上げにつながるのだと考えました。そこで、福祉に入った時、福祉とは、困っている人のお役に立つことということは、仕事と一緒に思っていました。そして、福祉事業とは、その対価をいただき、成り立たせていくことである。そうい

う感覚を持ち、障がいの措置から契約へと法律が変わる時、すぐやるぞという気になった記憶があります。

でも、私は、福祉の経験が全くなかったのですが、措置から契約に変わる時、行政が直接、措置制度で担当していた利用者を事業者を引き継ぐということがあり、「事業所アピール会」というものがありました。その「事業所アピール会」では、10年選手の人も、20年選手の人も、自分の事業所のことをPRされていました。素人の私は、障がいの方は、10人十色っていうじゃないですか、また機嫌のいい時と悪い時では違う訳ですから10人百色も10人千色にもなるのではないですか、それなら全く知らないけれども、教えていただければしますよというふうに、やる気だけは十二分にあるということをお伝えしました。そして、多くの利用者さんを担当させていただくような流れになりました。その後、運営母体の会社から高齢者介護の事業所であり、障がい福祉を中心にする事業所ではありませんと言われ、私は人事異動で営業職に戻るようになりました。でも、自分のキャリアが一つにつながり、ほんの短い間でありましたが、障がいの方々とかかわらせてもらい、その世界にどっぷりとはまりました。結局、その会社では、自分の思いがつかげなかったため、一念発起して、自分でやろうとしたのが平成15年の支援費制度が始まった年の12月ということになります。創業したときは、私自身まだまだ障がい福祉のことについては素人でした。でも、「仕事」とは人のお役に立ち、「福祉」とは困っている人のお役に立ち、その対価をいただくことだという気持ちを強く持ちました。そして、他社から断られてしまいましたという利用者が多くきてくれることになりました。そこで、自分たちには現状できないですが、自分たちの知っていることについて、「私たちのレベルは今この程度です」とすべて正直にお話しし、それでもお役に立てますかとお伝えしました。それでも担当させていただける利用者が増え、いつの日か、あそこの事業所は重度専門ですよと言われるようになりました。私は、重度専門と周りから言われるのであれば、重度の方を多く担当しますというスタッフの募集広告を出しました。すると、そんな重度の方々を担当したいというスタッフが集まってきました。それで、素人である私のもとに、重度の利用者さんと重度の方を担当したいというスタッフが集まって始まりました。

2年後、その当時ご自宅で入浴できない方が、近所の高齢者のデイサービスでお風呂に入れてもらっているとおっしゃっておられる方がいました。その方は、お風呂に入りに行っているだけにもかかわらず、高齢者の制度のため、そこに4時間も6時間もいなければいけません。「高齢者が、嫌いなわけではありませんが、次から行きたいとは思わない」と言われました。そんな利用者の思いを聞き、当時の身体障がい者デイサービスをスタートしました。この当時、入浴設備と言っても、本当に家のお風呂のようなものですが、その設備のある障がい者専用の通所というのは、守口市や門真市では、私たちだけでした。なかったところをスタートさせたという形になります。その後ですが、必要とされてどんどん周りの市に事業展開をしていきました。

2009年門真市障がい者福祉センター、2011年オールケア大日と新設していきました。これは、既存の施設の定員がいっぱいにな

って、次に学校を卒業してくる方の進路をつくるために新設してきました。少し違うのが2013年のオールケア旭の新設です。この施設は大阪市旭区にあります。守口市は大阪市の隣なのですが、私たちの計画は、大阪市に背を向けて北河内地区を広げようと考えておりました。それがある時、大阪市旭区の方が私たちのところに相談に来られました。その内容は、障がいがある児童が一人おられて3社のヘルパーステーションが担当されていました。その児童が体調不良により入院され、医療的ケアが必要になって戻ってこられました。3社のヘルパーステーションは3社とも医療的ケアを理由に解約されていきました。困り果てたご家族が私たちのうわさを聞いて来られました。私たちの考えは、ヘルパーステーションは近所が一番、時間の変更等、細かな対応が出来るところが一番ですよとお伝えしました。私たちが担当しても移動に時間がかかってしまうこと等もあり、契約をして逆に迷惑をかけてしまうようなことになれば申し訳ないと思うので、近所で探して下さい。とお伝えしましたが、2回目も来られて、「事業所が見つかりません。」と言われていました。3回目は支援学校の先生と一緒に来られて、「やっぱり見つからないです」と言われました。そのことをスタッフと一緒に聞かせて頂いて、大阪市内でもそんなに困っているのなら、「ヘルパーで担当させてもらうより、事業所を出します。」と伝えた。そして、その方に「お一人を担当するだけでは、私たちが持たないですよ！」と言ったら、「紹介する。」と言ってくれました。また、考え方を伝える幹部スタッフは、既存のところから異動させてもほとんどの方は現地での採用になりますので、初めから「この人がいいとか、あの人が嫌だとか、言わないでください。」に対して「一緒に育てる。」と回答いただいて、事業所をスタートしました。事業所をスタートした場所が、支援学校の近くだったこともあり、今では在校生も卒業生も多くご利用いただいて、まるで分校やな～と言って頂いています。

次に2015年の吹田市での展開ですが、ここでも大阪市旭区とよく似たケースがありました。守口市からは離れたところになるので、私たちの計画にはなかった地域です。吹田市民の人工呼吸器をされている現在関西大学大学院に通われている方です。高校時代の成績は、学年一位を常に確保される学業優秀な方でした。関西大学を受験され合格された時、大学からは、教室の移動や食事・排泄等の介助は、大学側ではできない旨を伝えられました。福祉サービスの活用の為、市の障がい福祉課へ相談に行かれると長期にわたる通勤通学は、福祉サービスを受けられないと伝えられました。「勉強をしたいと考える障がいを持っている者は、家族がつきっきりにならないと勉強もできないのか?と感じた。」と言われていました。この方を応援されているボランティア団体から依頼があり、私たちも力になりたいと動きました。障がいのある方の通学を福祉サービスで提供している実績がないのか、いろんなところに問いかけました。私たちのところに見学に来ている多くの事業者、各市町村、そして大阪府等々。すると大阪府大東市で、重度訪問介護で大学に通うために福祉サービスとして提供している実績を見つけました。それをもって、吹田市と話し合いをして、重度訪問介護として支給決定されるようになりました。私たちの

役割はこれで終わりと考えていたのですが、その方から、自分を担当してもらえぬ事業者がありませんと言われ、それなら事業所を新設しようとなり、吹田市に進出しました。今では、吹田市立総合福祉会館の生活介護事業を吹田市からの委託事業で担当させて頂くようになりました。

去年から今年にかけては、社内で企業主導型保育であったり、オールケア学院であったりをスタートしました。介護の資格を受けに行くと、99%高齢者介護の勉強をされるようです。そこで私たちが学院を運営し、勉強している時から障がい福祉に興味を持つような研修ができるように考えた学院です。それと、学院としては今年からスタートしていますが、以前から医療的ケア研修事業者にはなっていました。この医療的ケアを介護職員でも、研修を受ければできるというようになったのが、平成24年だったと思います。私たちはすぐに事業者になりました。今までに職員200名以上の者が、医療的ケア研修を修了しています。法律が変わった時、利用者にとってプラスになるのであれば、すぐ動くというのが私たち民間の考えです。事業者として、医療的ケア研修は、大阪府内で3番目の登録でした。放課後等デイサービスの重症児対象の法律ができたときは、大阪府内では指定権者第1号でした。また、指定権者が大阪市内でも第1号でした。法律が利用者さんにとって、いいように変わったらすぐ動くというのが、民間であるフットワークの軽さだと考えています。

では、私たちが考える障がい福祉とは、「その人の歴史作りをしていくこと」、そのように考えています。いろんな経験を積み上げてもらい、その人自身の歴史を作る、そんな応援をしていきたいと思っています。大きな枠で医療、介護、福祉といわれますが、私たちだけの考えですが、医療というのは調子の悪いときに治療を目的に行き、治療を施していただき、よくなればお大事にと見送っていただくことだと思っています。高齢者の介護は、自分自身に十二分の歴史のある方が、「ここがあかん」、「あそこがあかん」と不自由なところが出てきたとき、不自由なところがあっても地域で生活ができるように、介助、介護を目的にするのが高齢者の介護です。では、障がい福祉は、これからまだまだ成長していく皆さんにいろいろな経験を積み重ねていただき、その人の歴史作りをしていく。オールケア流としては、歴史作りをすると同時にその人の心を豊かにしていきたいと考えています。その人の歴史を作っていくとき、重症児の放課後等デイサービスでよく見られることですが、子どもに専門職の大人が何人もつき、手厚いサービスというようなことを、致し方ないときは、もちろんあると思いますが、そういうかたちの方が多くのように思います。でも、その人の人生の歴史を作っていくというのは、決まった人が周りにいるのではなく、人対人のふれ合いではないかと、私たちは考えています。

事業所では、専門職の看護師や保育士等の大人が対応させていただきますが、やはり同世代のつき合いは、大切だと考えます。また、地域の若い方から高齢の方まで、いろいろな世代の人との接点は、大切だと考えています。

今日、二つのことを紹介させて頂きたいです。一つは同世代とのつながり、学童とのつながりです。二つ目は、いろんな世代と

のとふれあい、それは私たちが主導した地域でのお祭りを紹介させていただきます。まずは同世代の人達との接点で、事業所のすぐ隣にある小学校に学童との交流をさせてほしいと話をさせて頂きました。前例がないことなので、断られました。しかし、すぐに諦めるのではなく、何度も伺わせて頂きました。その学校に通う子供の親から紹介してもらい、その子の担任の先生に話をし、また、そこから学童の先生に繋いでいただき、そして教頭先生、校長先生、教育委員会へと話をしていきました。毎回、前例がないと断られながら、また、断る理由の一つは、地域の小学生がその場所に行くと、インフルエンザを持って行ってしまったら命にもかかわるので、安全を考えていこうと言われた。それでもあきらめなかった。声を出し続け3年目を迎えたころに、地域の探索で、うどん屋さん・クリーニング屋さんを訪問する、その一つに同世代の子供たちの通う放課後等デイサービスがある。という形で実現することが出来ました。

子供たちの柔軟さをその時に教えられました。大人主導で2回程度、交流を図ったら、学校の帰りに事業所に寄ってくれる子供がいて、障がいのある児童に向かって、「〇〇ちゃん、私ピアノ習っているねん。弾くから聞いてね。」と演奏してくれる子がいたりしました。

教育委員会は、前例のないことを嫌がられましたが、私たちの担当者がしつこかったと思います。それが私たち流です。

次に地域の幅広い世代の人との交流を持つために行ったことがお祭りです。初めのうちは、自分たちの想い、それは障がいがある人と地域の人との交流を、ふれあいを深めたいとの想いで自分たちがするお祭りの案内をして、事業所で開催するのですが、障がいに興味のある人が少し参加いただけるだけでした。2回目3回目と重ねていくと少しずつ参加者が増えていくのですが、思うようにはいきませんでした。その時にスタッフが、「私たちが私たちのことを知ってほしい、参加してほしいと思うのなら、まずは自分たちが地域のことを知らない」と考えて自治会に入って、行事に参加して、役がまわってきたら担当させて頂いて、そんな中で「私たちこんなことやっています」と伝えていったときに地域の多くの人達を巻き込んだお祭りが小学校のグラウンドをお借りして開催することが出来ました。

1日20人の生活介護です。契約の方は、30～40人おられますが、スタッフは約25人ぐらいです。放課後等デイサービスの定員は、5人のところ、スタッフは5人ぐらいです。その一事業者が開催したお祭りは、障がいの人も、地域の人も本当に当たり前におられるような形で開催することができています。

お祭りを開催するのに大きなテントが必要ですが、そのテントは、各自治会や小学校のものを12機貸していただき設置しています。そのテントに障がいの人も地域の人達も当たり前のようにお祭りを楽しんでいます。地域の500人を超える人達に参加して頂きました。

そんな会社の私たちの経営理念を聞いてください。

一つずつ読ませてください。

・経営理念

オールケアライフの我々は、福祉の事業を通じて、多くの人々

のお役に立ち、心の安らぎと豊かな生活環境をつくり、有意義な人生を送る同士の結合体である。

・基本信条

明るく、楽しく、素直に生きよう、そして多くの人々のお役に立とう。

明るくとは、常に善い行いを想うこと、

楽しくとは、相手のためになることを語ること、

素直に生きるとは、善いことはすぐに実践すること、

お役に立つとは、よく勉強すること、

・経営方針

炎のように燃える心で介護に関してはすべてを解決するという積極的な行動により、経営基盤を確立する。

1. 地域に密着した事業を展開し、貢献する。

1. 高能率・高賃金・高収益の努力主義とする。

1. 介護に関する全ての事業に参入する。

・行動指針

すべては意識（こころ）から成る。

1. 感謝することから 勇気と行動が生まれる。

1. 反省することから 成長が望める。

1. 納得する行いから 幸せは訪れる。

1. 真（まこと）を行うことから 和が生まれる。

1. 心を清くすることから 輝ける未来がひらける。

・スローガン、利用者の満足を得よう

1. 愛の心で実践しよう。

1. 常に笑顔で働こう。

1. 全てに感謝しよう

・オールケアライフマン心得

1. 責任、私は納得いく仕事をします。

1. 思考、私は創意、工夫、改善をします。

1. 環境、私は整理・整頓・掃除をします。

1. 理解、私は人の話は最後まで聞きます。

1. 信頼、私は常に努力し、約束は守ります。

常に学習を行い、人格の向上に努めます。としています。

私たち事業者は、障がい福祉という人対人のありがたい仕事をさせていただいていると考えています。仕事を通じて私たちがすべきことは、自分自身を人として成長させていくことです。その為このような理念や方針にして、日々、各全事業所の朝礼時に唱和をして、自分を高めていくようにしています。

スタッフの中には、家庭でも実践したものもあります。「私は人の話は最後まで聞きます。」を自分の子供に実践しました。子供の話は一つ聞くと、つつい全部分かったかのように、子供に先走った注意等をしていましたが、改めて「それで」、「それから、」と聞いていくようにすると、次から次への話をしていったそうです。そして「それであなたはどうするの?」と問うと自分で答えを出し、最後までやり遂げたそうです。仕事を通じての学んだことが、家庭にも役に立ったと言って喜んでいました。

次に心豊かな考え方です。私たちは、利用者の歴史作りを応援していこう。歴史を作っていく中で、その方の心を豊かに育てることができたらということをよく言っています。人の心を育てよ

うと思うと、それを担当させていただく私たちが本当に豊かな心を持たないといけないというようなことを言います。ですが、「豊かな心とは何だろう」と思います。私たちがよく社内で行っていることは、なおしていたお金が何処かに行ってしまったら必死になって探すよね、財布が、可愛がっているペットが何処かにいってしまったら、必死になって探すやろ。目に見えるものはなくなったらすぐにわかるやん。それが大切なものやったら一生懸命探すよね。そしたら人を想う思いやりの気持ちってどうやろう。なくしてしまったことすら気付かず探しても出来ない。そんな人って今、多くなっているのと違うかな。私たちはそれにしっかりと気付いて、もし自分を優先してしまう気持ちがあるならば、やはり人を思う気持ちをしっかりと持とうということを行っています。

去年、大阪に大きな地震と台風がきました。その後に支援学校の先生が私たちに対して、「有事の時に送迎中やったらどうする? そんなマニュアルがあるよね、応援できることがあったら言うてくださいね、」とってくれます。私たちも、現状のマニュアルはあっても常に改良していかなないとあかんと考えていますので、先生からのお声は有難かったです。

それに対して、地域の学校ですが、人工呼吸器を使用されていて、支援学校に通いたいのですが、バスに乗れなくて、また家族が送迎できなくて、地域の学校に通われている方がおられます。現在中学2年生で、有事の時だけでなく送迎中の急変時の対応マニュアルを作っています。どの場所で急変が起きたらどこに車を止めて、どのように対応しようとマニュアルを作成しています。そのことで打合せに伺った学校の校長先生は、一旦門を出たら私たちの責任ではないので戻ってこないで下さい、と言われます。もちろん責任の所在は大事ですが、人を思いやる気持ちがあるのかどうかは疑問に思います。

私たちの事業所では、平日頃から「心豊かに考えているやろか」と合言葉のように言っています。

また、私たち事業所のお盆や年末年始の営業は、お盆は平日扱いと年末は大晦日まで営業して、年始の三箇日お休みさせていただきます。一昨年の年末が土日になり三箇日と合わせると5連休になりました。私は「久々の5連休ですね。」と言ったらスタッフから大晦日の31日の日曜日に臨時営業の希望が議決で上がってきました。その訳は、「ここに通っている人で、ここでだけ入浴されている人がおられます。私たちが5連休するとその人たちが5日間入浴できないことになります。三箇日は、休ませて頂きますので、大晦日にお風呂の目的だけで営業します。また、スタッフは有志だけで、利用さんもお声かけして、希望される方だけで、行います。」とのことでした。私は喜んで判子を押ししました。人をおもいやる気持ちをもってサービスを提供させて頂いています。

次に、学び続ける姿勢、私たちは常に人として学び続けていけないといけないと思っています。また技術、知識、スキル面でも学び続けていけないといけないと考えています。それは利用児さん、利用者さんの心を豊かに育てていくため、その人の歴史作りを応援していくために人として私たちが成長していく必要があります。そのように常に思い続けて実践してきています。ただ、私たちがいくら実践しても、かなわないのがお母さんたちです。私

たちのスタッフは、通所していただいている施設の中、そして居宅サービス等の家の中の姿、また外出先での姿、たくさん知っています。でも、その子どもたちが、一番心が安らいでいるだろうというときは、お母さんがニコニコしているときです。お母さんの心が安らいでいるときは、子どもたちは本当にニコニコしています。

私たち重度の方を多く担当しているので、発語のない方、また表情の変化のない方も多く担当させて頂いています。ある大学新卒のスタッフがオムツの介助時、10人10色で、なかなか覚えられない。一生懸命やっても間違えて、でも大切なことなので、間違えたら叱られて、辛かったでしょうね、「もう絶対やめる。」と考えていたようです。「でも1年は頑張ろう。」と思っていたら、8か月目ぐらいに少しずつ、その人の気持ちが分かってくるんですよ。今、この人がこのように感じている、何となく通じていると感じる時があります。作業でしていた時は、「この仕事辞めよ」と思っていたが、心が通じていると感じることが出来たときには、「やめろと言われてもやめないぞ。」と思うほどになります。そんな気持ちをもって、心を込めてサービスの提供にあたります。そして、「この人の心を豊かに」と感じてサービス提供にあたって、お母さんがちょっといらいらしている、子どもたちは心が安らいでいないようなことがあります。例えば発作が増えたり、いろいろなことがあったりします。お母さんが心安らいでいる時にニコニコしています。お母さんには絶対になかない。

お母さんが、心安らいでいると家族ってまとまっていくのではないのでしょうか。それって子供に障がいがあるともなからうとも一緒ではないのかなと感じます。

私たちのスタッフでも家庭でイライラすることがあって出勤してきたら、もちろん作業は出来ると思うけど、作業でサービスを提供するようなそんな失礼なことはないと思います。

常に自分が心豊かにどんな出来事があっても自分の心を豊かにするのが、私たちの理念です。

スローガンに「愛の心で実践しよう」とあります。愛の心って、やさしさや厳しさ、お互い助け合い、補い合うことだと思います。また、一番は最後に許しあうことが愛。そんなことをスタッフとともに常に学んでいます。いろんな出来事、外の出来事で一喜一憂して、あの人がこんなこと言ったから許されない、家族の中でご主人がこんな態度をとったから許されへん、若しくは自分が本当にしたいことがあって思うようにいかなので、自分のふがいなさに自身に対してイライラする。でも子供たちの心を育てるためには、お母さん方みんなが常に自分がどうしたら心豊かにもてるだろうか、どうしたら心が安らぐだろうか、それを学び続けていくのが障がいの方を取り巻く環境じゃないとあかんのじゃないかな～と思います。心豊かな心安らいでいる家族に囲まれて、行ってきますと学校に行きます。心豊かな先生方に囲まれて教育を受けて、そして私たちのような施設に来られて心豊かな支援員に囲まれて、歴史を刻んでいく。時には同世代の交流があって、時には地域の方々との触れ合いがある。そして本人を心豊かにしていく。そんな障がい福祉の世界を実現していきたい。と思います。

心豊かな話になるのかどうか分かりませんが、どの事業者で

も、専門職の看護師等が不足しているという状況はあると思います。私たちもやはり看護師が、不足することがあります。そんなときに考えたことが、看護師がいなければ、自分のところで作ろうかと考えました。福祉職でおかつ新卒で飛び込んできたスタッフが2年3年働き、医療的ケアの方がたくさんおられると看護にも興味を持ちます。そしてその職員に「看護学校行く？3年間学校行って看護師になって帰ってくる？」ということを行います。すると本人は「なる」、「やる」と。3年間、正社員のままとすることは、もちろん給料を支払い、学費はもちろん会社が負担し、3年間学校に行ってくださいます。そして、看護師として帰ってきてもらいます。福祉の気持ちがわかる看護師として帰ってきてくれます。そんなとき、高校新卒であれば21歳や22歳ですね。大学新卒だとしたら25歳なのです。男性もいますが、やはり女性が行くほうが多いです。スタッフにもご家族、お父さんお母さんがおられますので、いろいろな心配をされます。学校に行かせてもらうのはいいが、途中でやめたり、遠方に嫁いでいたりしたらという相談を受けます。その時の私たちの答えは、「私たちが選んで行っていただいていますので、何が起きてもお母さん、お父さん、気にしないでください。万が一挫折した時は、私たちの見る目がなかったと思うので、一切気にしないでください」と伝えています。では、東京に嫁いでいたらどうしようということについては、「オールケアが、東京に進出するときに、一番に就職しに来てください。そこに住んでいるということだけは、私たちに教えておいてください。」と伝えています。そのようなことで、一切何も問わずに看護師になるというような形をとっています。今までに4人が看護師として戻ってきてくれています。現在、1人学校に通っている者がいます。来年受験する者もいます。そのほかに受験した者がいますが、看護の学校のレベルが上がっていて、勉強の現役から離れてしまうと、なかなか合格しません。看護師になりたいが、学校に合格ができないという者もいます。あきらめず勉強をしている者もいます。

そんなような形で、心豊かにということを入材の育成にも生かしています。

私たちは、福祉の取組と一緒にGOGOプロジェクトってというものをしていきます。社内ベンチャーです。GOGOというのは、もともとは55歳というような意味をもっています。福祉職に励んでいると、膝が痛いや腰が痛い等とのことで、その現場から離れざるを得ない人が出てきます。それが55歳ぐらいかなというようなことを見て、55プロジェクトという、初めは数字のプロジェクトでした。55歳になって膝が痛くなくても、腰が痛くなくても、社内で活躍できる場所を作っていこうというようなことで社内ベンチャーを立ち上げました。ですが若くして社内のベンチャーをしたいという人も出てきました。それならばということで、数字の55からGOGOに変えました。あとは農業もしています。元気米を作り、私の顔の似顔絵を描いて、張りつけています。お米の生産もし、ゆくゆく農業で十分成り立つようなことになりますと作業所も作っていきたくて考えています。

すみません、いろいろなことで横道にそれてしまいましたが、もう最後になりました。長いお時間、聞いていただいて感謝申し

上げます。どうもご清聴ありがとうございます。

質 疑 応 答

【佐賀県立金立特別支援学校PTA役員 田中】

私は、福祉事業所で、准看護師として働かせていただいています。職場としては、企業があんまり大きくないため、職員を看護学校に行かせるというような予算を出すことが、すごく大変だろうと思っています。そんなふうにお給料を出しながら学校に行く、学費も全部出されているので、その捻出とかをどのようにされているのかということが、すごいとお伺いしました。

【鎌倉 氏】

私たちがスタートのときは、資本金250万でした。本当に小さな事業所からスタートさせていただいています。そのときは、お金等回るものがなければ何もできないため、できる目いっぱいのことしてきたつもりです。看護学校に行きだしたのは、今からもう7年、8年ぐらいは経ちます。それ以前、例えば訪問系でスタートしたときは、そんなゆとりはないです。でも、サービスを提供していき、少しでも回りだしたときに、事業所で車を買って、福祉有償運送をしました。30分以内であれば500円というような形です。介護タクシーならば、片道行くと3000円かかる所があり、

往復6000円必要です。でも、そのときの思いとしては、病院ぐらい気軽に行ってもらったほうがいいと思いました。自分たちができることは、車を買って、福祉有償運送をやっていこう。そのぶんぐらいのゆとりはあるかと思い、させていただきました。目の前のできることを目いっぱいさせていただきました。その結果、私たちにとってもありがたいことで、上向いていったのです。そして資格を取る支援ができるようになったというような形です。今できることを目いっぱいやっていくということがいいのかなと思います。



全 体 会

日 時 令和元年 8 月 23 日 (金) 11:20 ~ 12:15

会 場 なら 100 年会館 (大ホール)

司 会	奈良県立奈良養護学校教頭	小 嶋 一 祥	
1 分科会報告	第 1 分科会「学校」 第 4 分科会「進路」	第 2 分科会「地域」 第 5 分科会「医療」	第 3 分科会「福祉」 第 6 分科会「機器」
2 全体講評	全国特別支援教育推進連盟理事長 全国特別支援学校肢体不自由教育校長会会長	宮 崎 英 憲 氏 田 村 康 二 朗 氏	

◆分科会報告◆

第 1 分科会

第 1 分科会「学校」では、秋田県立秋田さきり支援学校から「地域とともにあゆむPTA活動を目指して」というテーマで発表がありました。

「あきた総合支援エリアかがやきの丘」にある発表校PTAには、専門部の他に任意の「おやじの会」もあり、「かがやきの丘祭り」の出店販売や、施設での学校紹介パネル展示等で、活発に発信・理解啓発をされています。祭りは800人の参加者を超えたり、PTAのストレッチ教室に昨年度初めて地域の方2名が参加されたりと、つながりが広がっていると実感されています。参加の難しさ等の課題も考えながら、近隣学校PTAや町内会との連携、防災も視野に入れ、今後の地域とのつながりを目指されていました。

ワークショップでは「PTAと地域が、つながりをもつために工夫または実践している点」について、情報交換と話し合いを持ちました。活発に意見交換がなされ、多くの学校で、お祭りやバザー、子どもたちが栽培した野菜の販売等で、PTAと地域とのつながりを広げられている実践が報告されました。また、地域の方と一緒に防災訓練に取り組まれているという学校、地域のボランティアの方によるサポーターズ組織があり、PTAのイベントや授業に入って下さっている学校もありました。このような活動を通して、子どもたちの様子を自然に知ってもらう機会を増やしていきたいと多くの学校が望んでいると感じました。

第 1 分科会では、大阪府立堺支援学校前校長、宝塚医療大学講師、橋本輝幸様よりご助言を頂きました。PTA発足の経緯や求められる役割、PTA活動の現状を踏まえた上で、「特別支援学校PTAの特色」「PTA活動の今日的課題」「特別支援学校長経験者としてPTAに思うこと」をご講義頂きました。「PTA組織は学校運営を支えてくれる力強い組織である。特別支援学校の教育環境の整備も含めた教育力向上には欠かせない存在であり、換言すれば障害のある子供たちの充実した教育、ひいては健やかな成長に

は必要不可欠な組織であると、強く思っている。」と、橋本先生から、PTA組織の意義の大きさを学ぶことができました。「地域とともにあゆむPTA活動」を、みんなで考えることができた分科会となりました。

以上で、第 1 分科会の報告を終わります。

◆分科会報告◆

第 2 分科会

第 2 分科会のテーマは「地域」です。

東京都立多摩桜の丘学園から「子供たちと地域の未来のために、共生社会の形成にむけてPTAができること」というテーマで発表がありました。

多摩桜の丘学園は、肢体不自由教育部門と知的障害教育部門を併置した都立特別支援学校です。重症心身障害施設では、在宅、病院訪問教育にも取り組んでおられます。特色ある教育活動として「さくら運送」（高齢者の買い物支援活動）や「花と緑のデリバリー」（花や苗を地域の方に届ける活動）の紹介がありました。地域との交流活動として、「桜の丘夏祭り」「四校交流会（地域の学校との交流及び共同学習）」「副籍交流（居住地校との個人交流）」の紹介がありました。質疑応答では、夏祭りが始まった時期や内容、復籍交流をしている児童生徒の割合などの質問がありました。

グループワークでは、2つのテーマについて話し合いました。1つ目「それぞれの地域で目指している共生社会の理想像とは何か」では、「災害の時に声をかけ合い、子どもから大人まで一緒に遊び、働き、障害があるなしにかかわらず、自然な関わりができる関係、福祉サービス制度を地域の区切りなく利用できる社会」などがあげられました。2つ目「共生社会を作るために工夫されている地域交流を情報共有する」では、「親子で地域の学校の行事に参加することで、存在を知ってもらう」「学校間交流、障害児者の余暇活動の場をPTAの有志によって立ち上げ、地域ボランティアで参加し、関わりを深めている」「地域の情報誌を登録して防災

訓練などの情報をもらい、参加できるようにしている」などの活動紹介がありました。

株式会社オールケア守口代表取締役吉田広美様よりの指導助言では、オールケア守口の取り組みとして、職員向けの救命救急講座に地域参加型の防災訓練、3年がかりで役場と交渉して実現した地域の小学校のグラウンドでの「ふれあい祭り」等の紹介がありました。また地域との交流を通して得たこととして3つ挙げられ、「利用者さんの素直な表現力が人の心を動かすこと」、「わかってほしいと思う時こそ、自分から相手を知る必要があること」、「当たり前前を当たり前前にする」を述べられました。多摩桜の丘学園の発表については、4つの視点「地域に貢献、地域を活用、地域と共同、地域へ発信」を大事にして、それぞれ地域の一員としてお互いを知り合い、共にコミュニティを作り上げていくことが大切であるという助言をいただきました。

これで第2分科会の報告を終わります。

◆分科会報告◆

第3分科会

第3分科会のテーマは、「福祉」です。

提案発表校の長野県花田養護学校から、「信濃医療福祉センター連携による成果と課題」というテーマで発表がありました。「医療機関併設の肢体不自由特別支援学校」「医療的なケア・サービスの利用」をキーワードとして、「花田養護学校の概要・特色」「PTAについて」「信濃医療福祉センターについて」などのご報告がありました。成果として、学校併設の医療機関に入所しているため緊急時の対応、訓練、入浴があり安心な点などが挙げられました。今後は、花田養護学校のような医療センターとの併設施設が行政特区のようなモデルケースの対象となり、新しい福祉環境が整い、全国へ広がることを希望されていました。

グループワークでは、「障がいの重度別によって利用できる福祉サービスとは何か?」「今後の福祉制度はどう変化していくのか?」、「学校の卒業に向けて、障がいの重度別によって、行政、福祉サービスとの連携、どう変化していくべきか?」をテーマに話し合いました。保護者の立場から、入浴サービスに対するニーズが大変多く、またカットに対する希望の声も聞かれました。放課後等デイサービスについては、医療的なケア・サービスや肢体不自由に対応できる事業所の少なさ、地域によってかなりの差があること、学校卒業後に向けて放課後等デイサービスから生活介護への移行がスムーズにできれば、といった声などがあがっていました。

指導・助言では、厚生労働省の鈴木久也様より、「障害児支援施策の動向について」のお話がありました。障害福祉サービスについての詳細な資料の提示と丁寧な説明を頂きました。現在の施策の流れのキーワードは「共生社会をつくる」ということでした。今回の発表のケースについても、福祉・教育・家庭の連携の大切さを強調されていました。三者の連携のために施設・学校・保護者の話し合いの場が設定されたことが1つの成果であるという御助言をいただきました。「子どもとその家族を支えることが社会の

役割であり、そのために個々の声を地域や国にあげてもらいたい」というお言葉で締めくくられました。

以上で、第3分科会の報告を終わります。

◆分科会報告◆

第4分科会

第4分科会のテーマは、「進路」です。

京都府立丹波支援学校から、「子どもも親も主体的に切り開く進路～福祉事業所説明会「開けてガッテン」の思いを継承して～」というテーマで発表がありました。福祉事業所説明会「開けてガッテン」は、PTA、福祉事業所、学校の三者共催で行われ、昨年度で13回目の開催となりました。参加した保護者からは、卒業生の保護者の話から子どものことを理解し、子どもが輝ける進路を探すことの大切さを再認識することができたとの意見が多数ありました。今後も、保護者が「開けてガッテン」がスタートした時の理念を継承し、主体的に進路について情報を収集し、合点がいくな進路を考えていく必要があるとお話がありました。

グループワークでは、二つの内容について話し合いました。「全国的に見た重度重複障害の方の高等部卒業後の進路状況と進路実現を図る上での課題」では、進路状況については、福祉サービスの利用が増えている、医療的ケア児は受け入れてくれるところが少ない、理由として事業所の人手不足や看護師の不足などがある、利用者と事業所側のニーズの差がある、人とのつながりをどんなふうに育てていくのか地域の連携を考えていく必要があるなど、たくさんの意見が出ました。「高等部を卒業された重度重複障害の方の生活、就労のニーズについて」では、地域によってサービスの差があり、税収や都会と地方の差がある、利用できる施設の数はどの地域も不足していて、卒業後2か所を利用しなければいけないなどの意見がありました。どのテーマでも活発に意見交換がなされました。

助言者の厚生労働省の鈴木秀一様より、進路を主体的に考える上で、キーワードとして、「情報の共有」「つながり」が大切であるとお話がありました。PTAのつながりから情報を得られることで、主体的に進路のことを考えるきっかけになり、学年を超えた情報のバトンパスを行うことのできるPTAの活動は大切であるということ、進路はほかの誰のものでもなく自分のものとして主体的に考え、行動できる力につながっていくということ、一人では何もできないことが多いので、ネットワーク、つながりが大切となってくるが、PTA活動がそれを担う部分も多い、という御助言をいただきました。

以上で第4分科会の報告を終わります。

◆分科会報告◆

第5分科会

提案発表校は、島根県立松江清心養護学校です。研究協議題は「医療を必要とする子どもたちのために—PTAの取り組み—」でした。

松江清心養護学校は、児童生徒数が69名で、自宅からの通学生が63名、訪問教育対象児童生徒数が3名、隣接する施設に入所して通学している児童生徒数が3名で、うち医療的ケアを必要とする児童生徒が17名です。児童生徒のほとんどが、隣接するセンターでリハビリを受けているため、センターとの連携も重要となっています。子ども達を支える「医療」体制がある中で、PTAとして、何ができるかを考え、アンケートを実施されました。アンケートを実施する中で分かったことは、医療的ケアの有無にかかわらず、「健康管理」という点で、大変共感できる意見がたくさんあったということでした。課題としては、近年、サービスの充実により、放課後等に保護者が顔を合わせて話す機会が減っているということです。PTAのできることは限られていますが、いつも情報共有や気持ちを共有できる仲間として、活動を考えていきたいとのことでした。質疑応答では、PTAとセンターとの連携はセンターでの情報交換会にPTAも参加し、情報共有をされているというお話や、PTAの組織についても話がありました。役員会を学校行事に重ねて実施することで、出席者が増えていたり、医療的ケア児の保護者も積極的に役員に立候補されたりしているとのことでした。

グループワークでは、3つのテーマに沿って話し合いを行いました。どのグループでも医療的ケアについての情報交換が活発にされていました。医療的ケアのある児童生徒の登校について、保護者の付き添いがどこまでされているのかは、学校によってかなり違いがありました。毎日の健康管理の情報交換の仕方についても学校により保護者負担の大きいところもありました。また、保護者同士の交流については、交流会を設けている学校もありますが、保護者の思いが届かなかったり、通らなかつたりすることもあり、参加数が減少しているところもあるようです。

助言者の奈良県立医科大学付属病院の西久保先生からは、先生自身の経験をもとにお話いただきました。長期入院を経て在宅医療になり、人工呼吸器や気管切開が外れ、元気に過ごしている事例がありました。病院より家、家より学校というのが、子どもはもちろん、保護者の心身の健康にもつながることをお話いただきました。子どもの健康が一番ですが、親の身体、心の健康を保ち、充実させることが大切であるということをおっしゃっていただきました。

以上で、第5分科会の報告を終わります。

◆分科会報告◆

第6分科会

第6分科会のテーマは、「機器」です。

提案発表校は、佐賀県立金立特別支援学校です。発表では、車いすをはじめとした、子どもの学習と生活支援に関わる「機器」をテーマとして、学校内に設置した「支援機器室」についての報告がありました。現在、学校には学習や生活に様々な支援が必要な児童生徒が多く在籍しており、移動、移乗、姿勢保持など様々な生活の場面で支援を必要としますが、そのほとんどが人的支援であり、支援者の身体的負担が悩みや課題となっていました。そ

の解決として、現在どのような手段があるかをアンケートで調査した結果、外部機関や詳しい教員に相談するという、保護者が支援機器について学ぶ機会が限定的であることがわかりました。そこで、学校で支援機器の相談をしながら、さまざまなシミュレーションをすることができる「支援機器室」を設置されました。車いすだけでなく、入浴介助用の機器やベッド移乗のためのスライディングシートなど、様々な支援機器が設置されている様子を写真で見せて頂きました。PTAの取り組みに支援機器に関する研修を計画・実施していくことで、適切な機器を使用するための知識を高め、卒後の生活にも生かしていきたいと発表されていました。

その後のグループワークでは、「子どもにあった機器を選定するために何ができるか」等を中心に話し合いがなされました。保護者が支援機器について研修する機会は少ないという意見が多い中、PTAの研修会でICT機器をテーマに取り上げる学校もあるとのことでした。また、さまざまな機器を気軽に試す機会があることで、子どものこれからの可能性が広がるという意見があげられました。視線入力で操作できるものなど、子ども目線の機器に加え、介助者の負担軽減ができるような機器があれば、子どもと介助者のお互いが幸せになるという意見も発表されました。

国立特別支援教育総合研究所の吉川知夫様より、指導助言を頂きました。学校で使用していた機器を、卒業後に継続していくことに課題があり、卒業までに学校から保護者や進路先に伝える機会を設定することが大切であるとのことでした。また、それぞれの子どもの合った支援機器を選択するためには知識が必要であり、相談できる窓口があることで安心感が持てるため、外部の専門機関との連携が重要であるというご助言をいただきました。

以上、第6分科会の報告を終わります。

◆全体講評◆

全国特別支援教育推進連盟 理事長

宮崎英憲氏



それでは宮崎から、講評をさせていただきます。初めに、研究主題についてです。「えがおひろがるみんなの輪 奈良から始まる新しい時代」ということで、今回の大会が行われました。美しく人々が心を寄せ合う中、文化が生まれ育つという意味で、令和という時代が開かれたわけです。このテーマを作るにあたり、歴史の街奈良から共生の町奈良へというスローガンをもとに、このタイトルをお作りになったという話を伺いました。まさに、奈良から始まる次の時代というようなことを、私ども自身もシェアできるのではないかと考えました。

令和元年度の肢体不自由特別支援学校のPTAと校長の合同大会が、ここで行われたこと、大会実行委員長さんをはじめ、本大会

にかかわられました多くの皆様に、大会の準備、そして細かいお心遣いをいただいたこと、快適な環境で2日間を過ごすことができたことを、改めてお礼を申し上げます。

昨日の懇親会の際、大会実行委員長さんが一肌脱ぐということで、ベリーダンスを踊られました。ベリーダンスは、「どこで発祥したのですか？」と田村先生に聞きますと、ネットで調べていただき、どうもエジプトで始まったらしいです。非常に古い発祥を持つダンスだそうです。これも何かのえにしかというふうに思いました。私は音楽が何かが始まるのかなと思っていましたら、ベリーダンスでしたので、これも歴史を育む一つの方策かなと思ひ見させていただきました。ありがとうございました。

さて、今日のお話の中で私は、少しショックなことがございました。オールケアの鎌倉様からお話をいただきました。「障がい福祉と人格向上」というお話でしたが、障がい者目線でいろいろと動くと、基本にあるのが医療的ケアを受け皿にする組織を作ることだと。その人の歴史を作ることが障がい者福祉にとって、何よりも大事だと。昨年の講演の中でお話をされたことも、医療的ケアということがキーワードになっていたように思います。と同時に、学校の前例主義ということ、やはり私たちは排除し、柔軟な対応を今後していかなければいけないだということ、改めて反省しました。そして、今後の教育の在り方についても、一石を投じたお話かなというふうに思いました。

さて基調講演では、菅野先生からたくさんのお話をいただきました。六つの分科会にかかわるようなかたちで、今の文部科学省の施策を考え、構成を練っていただきました。子どもたちの学びの充実に向けた国の施策動向について、今日はお話をします。実はこの資料は、菅野先生の資料でございます。特別支援教育を中心とした昨年末から3月までの動きです。昨日のスライドにはありませんでしたが、文部科学省の障害者活躍推進プランが、この4月に出されたものです。1月に浮島副大臣のもとに、障害者活躍推進チームというのが設置され、障がい者の積極的な活躍の場を拡大するのだということで、設けられた中身です。

一つ目は、障がいのある方々が、働く環境を作るという、文科省における障害者雇用推進プランです。これは昨年の8月の反省に基づいた中身です。私がかかわりを持つ課でも、今年4月から重度の筋ジストロフィーの方が働いていらっしゃいます。非常にタフだというふうに、スタッフからはお話を聞いております。何回か私もお目にかかりましたが、大変頑張っておられます。あちらこちらでそういう動きが始まっているのだと思っているところです。

二つ目は、学びを支えるということです。これは、今の学習指導要領にかかわる動きと連動するものだと思います。

三つ目は、生涯学習推進プランというものが、動き始めているということです。四つ目、五つ目は、2020オリパラに向けた動きの一つです。一つは芸術活動の推進です。それから五つ目は、スポーツの活動の推進です。あまり話題になっていませんが、六つ目が非常に大事なところだと思っておりますが、障害当事者の教師採用に関することです。障がいのある方が教師として、活躍することを推進するプランについては、もっともっと中身を充実さ

せて欲しいと思います。文部科学省でも、今後検討していただけるものと思っております。実は、障がい当事者の教員採用者数というのは、絶対数がものすごく不足しています。なおかつ大事なことは、大学で教職課程を履修する学生数が大変少ないという実態があります。今2万人余の障がい当事者が大学で学んでいます。教員免許を取る人が、その1割いるかないかという状況です。ここを拡大していかなければいけないため、大学としても今後考えていく必要があるだろうと思っております。これが推進プランとして、やっと動き始めたところですので、私どもも注目したいと思っております。

もう一つは4月に、次のステージになる文科省の初等中等教育の総合的な検討です。一つ目が、義務教育の在り方。二つ目が、高等学校教育の在り方。三つ目が、外国籍のある方の教育の在り方。四つ目が、教師の在り方と教育環境の整備ということです。この教育環境整備の中で、特別支援学校について、検討をされなければいけないだろうと思っております。それは何かというと、各幼稚園、小学校、中学校、高等学校には、施設整備指針というのがございます。特別支援学校だけは、今のところありません。それが学校作りを、ある意味で柔軟にしているところもあります。ただし、環境として子どもたちにとって十分であるかどうかというのが、大きな課題になってきますので、これも注目していかなければいけない中身だと思います。

医療的ケアに関することですが、一番のポイントは、学校の実施体制のことです。先ほど分科会の中身にありましたように、教育委員会が作るガイドラインに基づいて、学校ごとの実施要綱を策定したり、安全委員会を設置したりするということがあります。かなり温度差があるところでもあります。これについては連携協力をしながら、学校毎の取組の必要があるというふうに思っています。

学習指導要領については、小学校、中学校、高等学校等との教育課程の連続性です。お互いに補い合うことができる。それから各教科の目標内容を取り入れることができるなどの、工夫がされていることがあります。『はげみ』については、昨日もご紹介がありましたが、日本肢体不自由協会が作られています。この8月、9月号の合同誌は、学習指導要領改訂を特集したもので、すごくよくできた本だと思います。もう一度私どもも学びたいというふうに思っています。

分科会報告は、丁寧に分科会ごとに、ご説明をいただきました。この点は、非常によくできた中身だと思ひ、学ばせていただいております。この冊子が年々充実して、中身が濃いものになっています。それぞれを読ませていただき、どこでもお互い学び合うことができるような内容になっていることに、感激をしているところです。この分科会の作り方については、私が今から30年少し前、第30回大会の主幹校として対応したときから、この作りになっていますが、分科会運営が大変進化していると改めて思っているところです。

まとめて5点お話をします。1点目は、今申し上げましたように、発表要旨がものすごくよくわかりやすくなっていると。よく整理されていると。大事なことがあるのですが、こういう発表の

ときに、基本情報がきちんと用意されているかどうか。それから周到な発表準備、かなり発表者が、校長先生をはじめ、さまざまな先生方と打ち合わせをして、対応されたのだということが、よくわかる中身になっております。積極的に校長先生方も、参加されていることに、大変感銘を受けました。2点目はチームワークのよさを感じたということです。日頃の連携の大切さ。活発な活動の表れが、こういうところに出ているのだというふうに思いました。3点目は分科会運営、これは5点目ともかかわりますが、本当に充実した分科会運営ができていた。そういうことから他校の実践を学ぶことができるのだというふうに思いました。主体的で対話的で深い学びというのが、まさにできた分科会ではなかったか。そして基本情報に基づいた情報交換が行われていたと。校長先生方ごとにこしながら、PTAの方々とお話をされている様子に、まさに私はリスペクトいたしました。5点目は分科会運営、年々進化をしてきていると。それから指導助言の先生方が、最新情報に基づいて、丁寧なご指導をされていることに本当に感謝申し上げます。本当にありがとうございました。

私は一言だけ申し上げます。学習指導要領の中、総則の中に、第6節学校運営上の留意事項というのが入っているということです。それは何かというと、吉川先生も少しふれておられました。第5節学校運営上の留意点で、家庭や地域社会との連携及び協働の重要性が書き込まれたということです。この言葉は、今回の分科会の協議にも通ずることだと思います。ここの点的法的根拠になるものが、学校教育法の43条です。学校運営情報提供義務が規定されているものです。PTAと学校は、極めて密接な関係でなければならないというのがこの規定です。つまりPTAと学校の連携が、一段と重要性を増していくものだと思います。

今、PTA不要論などが叫ばれているご時世でございますが、ますます子どもを育てるために、学校とPTAが一体化し、それぞれ独自の動きがあるものも、連携していくべきだと思います。その点から一つ申し上げますと、ぜひ学校と一体となって子どもを育てていくPTA活動。全肢Pの会長さんの話の中で、一日の4分の3の時間は保護者が保護・支援しているというお話だったわけですが、連携をしていきたいものだと思います。

そしてもう一つは、例えば第2分科会の多摩桜の丘などの地域貢献活動、あるいは地域を活用するという視点など、共生社会を目指したPTA活動というのが、非常に大きくクローズアップされていくときだと思います。こうした観点をより意識した発表が、これから期待されるのではないかと考えています。「えがおひろがるみんなの輪 奈良から始まる新しい時代」を受けて、神々の里島根に、この精神が受け継がれていくことを、ご期待申し上げます。2日間にわたって、私もたくさんのお話を学ばせていただきました。全国各地での皆様のご活躍とご健勝をお祈り申し上げます。私の講評に代えさせていただきます。本当にありがとうございました。

◆全体講評◆

全国特別支援学校 肢体不自由教育校長会会長 田村康二朗氏



今、私の大先輩である宮崎先生から、分科会を中心に詳しく総評いただきました。主催者を代表して御礼申し上げます。私からは、これからのPTAへの期待、そしてPTA不要論まで語られる昨今、改めて令和の時代のはじめに、全肢P連、そして全国大会の意義をお話させていただきます。

では、3つのステップでお話しします。①PTAの始まりから現在まで。②全肢P連だからできること。③災害対応とつながる支援です。

最初のステップでは、PTAの世界史をぎゅっと詰めて30秒位でお話ししましょう。明治30年(1897)に、アメリカ合衆国でバーニーさんという御婦人は、生まれつきの我が子の無垢の寝顔を見つめながら、命の尊さとともに、親の心に沸き出す、厳かな責任感を自覚し、強い感動を覚えたのです。この尊い命を守り、あどけない子を健やかに育て、望ましい環境に迎え入れるため、母親の組織を作る決心をされたのです。友人のハーストさんの協力を得て、ワシントンで全米母親大会を発足させました。バーニーさんは機関誌の中で、「全米母親議会は信条・人種・身分の差別なく、全ての親と子の家庭のためにあるのです。」と述べています。その後、活動を続ける中で父親も必要だということになって、「両親の会」になっていき、遂には先生にも入っていただくとなりました。さらに発展し、「全国保護者教師議会」、さらに「全米PTA連合会」へと発展していったのです。これが今のPTAの原型です。その後、バトラーさんという方が、非白人系等の様々な方も活動に関われるようにと活動されました。その功績を讃え、バージニア州議事堂に肖像が飾られているほどです。この3人の女性が積み上げてきた活動が、その後、多くの国に広がっていったのです。

PTA活動を通して、幼稚園の設立、「子どもを働かせない」の願いを児童労働法の制定、健やかな成長を願って保健サービスの実施、栄養不良なお子さんが多数いた時代だからこそ「十分な食事と栄養のため学校給食の実施」、さらに病気から多くの命が失われたことを悲しみ、「予防接種の実施」等…。PTAがつながる中で、子どもを取り巻く環境は大きく改善していきました。

では日本では、どのように入ってきたのでしょうか。戦前には父兄会や後援会型の学校協賛組織として存在していましたが、敗戦後、GHQの占領下では、文部省を通じて、アメリカ型のPTAを紹介する副読本が配られたりする中で、アメリカ型のPTA活動である「学校と保護者が話し合いながら子供達の健全な育成を支える活動」が広がっていきました。

では、特別支援学校では、どのように広がっていったのでしょ

うか。肢体不自由校のPTA活動は昭和33年発足した全肢P連＝本会がその始まりです。この頃、全国に数校しかなかった養護学校の校長が集い全国養護学校校長会肢体不自由教育部会を組織し、部会長を置きました。これが今の全国校長会の前身です。この部会の7校と全肢P連と一緒に立ち上がりました。

1回目の全肢P連大会は、当時の光明養護学校で開催。ごく少数の参加だったとのこと。翌年には、部会ではなく、独立した肢体不自由養護学校会長として「校長会」が正式に発足しました。これが昭和34年です。ですから今年で校長会はちょうど60年目を迎えました。還暦です。

教育環境の充実を目指して、全肢P連は会員の声を教育福祉行政に、例えば最近で言えば、総務省主催の情報化社会に向けた充実策を検討する会議に澤村会長が特任委員として選ばれ、全国の会員の生活を踏まえながら積極的に発言されています。

また、「学校における医療的ケアの実施に関する検討会議」では、前会長が積極的に発言されていました。その中では例えば東京都で始めた、「医ケア児の為に専用通学車両」これは看護師が同乗して、医ケアのあるお子さんを学校まで送迎する仕組みです。先ほどの医療的ケアに関するレポートがされた分科会でも話題となったように、通学籍で学校教育を受けられるようになれば、本人にとっては心身の大きな励みとなり、さらに健康が増進するとの発言が会議の中で共感を呼び、「最終まとめ」という報告の中では、その内容も取り込まれています。

また、連合会が会員の声を集約した要望書は、全国特別支援教育推進連盟が取りまとめてくださり、国にダイレクトに伝えてくださっています。

大会宣言文は、会長と校長会長が直接お渡ししていくことで、私どもの会員の思いをお伝えしています。

交流の場の提供、地域地区大会支援、通信での情報発信、そしてお子さんたちの励みになるように、会長賞などの表彰も行なっています。大会等は研修の場でもあります。各校からの実践報告から学ぶ活動のヒント。単に発表を一方通行で受けとめるだけでなく、聞く側がまたグループでワークをし、お互いに発信をし、たくさんヒントを参加者が持ち帰れる分科会重視の大会デザインも、全肢P連が工夫を積み重ねてきたものです。

さて最後の「災害対応・つながる支援」についてです。福井大会で広がった「みんなの支援の輪」、「困っている学校があるので。皆で応援しましょう」と急遽情報発信させていただきました。これが機運となって全国の仲間より、たくさんの義援金が集まりました。この託された義援金を全肢P連と全肢会長（校長会）は連携協力して直接支援を行いました。

校舎が水没した岡山県立倉敷まきび支援学校」には私が直接訪問し、託された義援金を受け取っていただきました。その後も、北海道の地震による停電被害のあった会員校へ、そして台風や強風被害を受けた会員校にも義援金をお送りさせていただきました。さらに全肢P連と全肢会長が連帯して全種別の特別支援学校の校長が加盟する全国特別学校校長会にもご相談をしました。広域で多岐にわたる被災地に支援をお届けするために、義援金を集約できるように義援金集約口座の開設をお願いしました。結果とし

て総額で一千万円を大きく超える義援金が、個人、PTA、学校、教職員、大会、種別校長会、種別PTA団体、各種障がい者団体から集まり、各地区の校長会を通じて被災校の校長先生に種別を越えて渡され、学校の復興だけでなく、困っている保護者のご家族等にも活用されたそうです。大きな支援の輪ができました。全特長会様に本当に感謝しています。

さて、大きな被害を受け、水没をした倉敷まきび支援学校の復興を指揮されている佐藤一法校長先生からメッセージが届いていますので、岡山支援学校の河田校長先生に代読していただきます。

「昨年7月の西日本豪雨災害におきまして、本校は水没いたしました。全肢長会の田村会長はすぐに岡山まで駆けつけてくださいました。そして様子を昨年全肢P連の福井大会でお伝えくださり、さらには義援金の呼びかけまでしてくださいました。田村会長の発した「全肢は一つ」の言葉。倉敷まきび支援学校の復興を思い願う気持ちを、ご参加の皆様方が酌んでくださり、それぞれの地元に戻り、伝え呼びかけていただいたことが、大きな大きなうねりとなって、全国からたくさんの義援金と温かいお心、励ましのお言葉を頂戴しました。本当にありがとうございました。災害後、高等部だけは急場しのぎで、運動場に建てたプレハブ校舎で学ぶことになりましたが、小学部は岡山南支援学校、中学部は倉敷支援学校、肢体不自由部門は早鳥支援学校と、復興までの間は県内の支援学校の力添えをも得ながら、それぞれの場所で学んでまいりましたが、ついにこの9月から倉敷まきび支援学校に全員集合して、授業再開する運びとなりました。本校の子どもたち、保護者、教職員一同は、仲間に支えられることで、人は大きな困難を乗り越えることができると信じ、これからはつらくても顔を上げ、常に思いやりの心を持ち、強くたくましく生きていくことが、皆様方への恩返しだと思い、新しい一歩を踏み出してまいります。本当にありがとうございました。以上でございます。」

「離れていても肢体校PTAは一つ。」新しい時代が奈良から始まったのです。今日の大会の様子を伝えるニュースが、YouTubeに載っています。皆様方がしっかりメモを取りながら研鑽している様子です。「つながる、支え合う、学び合う2019奈良大会」をさらに「2020鳥根大会」、そして「2021大分大会」へつないでいきましょう。

閉 会 式

日 時 令和元年 8 月 23 日 (金) 12:15 ~ 13:00

会 場 なら100年会館 (大ホール)

司 会	奈良県立奈良養護学校教頭	小 嶋 一 祥
1	閉式のことば 奈良県立奈良養護学校 P T A 奈良大会実行委員	高 田 千恵美
2	大会宣言 全肢 P 連「奈良大会」実行委員長 奈良県立奈良養護学校 P T A 会長	植 月 智 子
3	開催地校長あいさつ 全肢 P 連「奈良大会」副実行委員長 奈良県立奈良養護学校校長	平 井 克 季
4	次年度開催地校長あいさつ 鳥根県立松江清心養護学校校長	浅 野 博 行
5	閉式のことば 奈良県立奈良養護学校 P T A 奈良大会実行委員	高 田 千恵美

◆開催地校長あいさつ◆



奈良県立奈良養護学校校長

平 井 克 季

閉会にあたり、「奈良大会」の大会事務局として、一言お礼を申し上げます。

皆さま、「奈良大会」の2日間はいかがだったでしょうか。まずは、開会式でご臨席を賜りましたご来賓の皆様、各分科会におきまして日頃の貴重な活動実践をご紹介いただきました提言者の皆様、また、温かい心のこもったご助言をいただきました指導助言者の皆様、基調講演とともに、本大会をコーディネートしていただきました菅野先生、会員研修で私たちに寄り添ったお話をいただきました鎌倉先生、すばらしいパフォーマンスを披露してくれました王寺工業吹奏楽部の皆様、さらには、本大会をコーディネートしていただき、まとめとして最後に全体講評をいただきました宮崎先生、すべての皆様に対し、心から厚く御礼申し上げます。

あわせて、県内外からご参加いただきました会員の皆様、大会を支えてくださった関係者の皆様、すべての皆様方に深甚なる感謝の意を表します。さらに、「保育」の様子も見に行かせていただきましたが、ゲームを楽しんだり、せんとくんと写真撮影をしたりと、子どもたちは楽しくすごしてくれていました。子どもたちの力強さにも感謝いたします。多くの皆様方のお力添えなくして本大会を実施することはできませんでした。おかげさまで、この2日間で予想を上回る500名以上の方々にご参加いただきました。本当にありがとうございました。

「初春の令月にして、気淑く風和ぎ」と元号「令和」の由来となりました万葉集のふるさと、古都奈良で令和元年に開催できたことも、何かの縁を感じます。

大会テーマを「えがおひろがるみんなの輪奈良からはじまる新しい時代」と定め、開催いたしました。そのテーマに即したイベントが奈良にはございます。それは、古都奈良の夏の夜をいろどる「燈花会」という行事です。奈良公園に2万本以上のろうそくが美しいあかりの花を咲かせます。その中で、自分のためだけのあかりをとす「一客一燈」というものがあります。自分の祈りを込め、自分のためだけにともった一つのあかりは、いつのまにか、それぞれの願いが、たくさんのあかりの中に溶込んで、みんなのために輝きだします。一人ひとりの願いは、みんなの願いにつながるという、本大会の趣旨にみごとにマッチしています。世

の中すべての人がこのような思いをもち、実現できるような世の中になるように切に願います。

大会運営におきまして至らない点もあったかと存じますが、皆さんと、直接、顔と顔を合わせて言葉を交わす大切な機会を持つことができたことは、大きな収穫であると感じました。

結びに、本会がこれからも更に充実・発展していきますことを祈念し、重ねて本大会にかかわっていただいたすべての皆様方に感謝を申し上げます。ここに来年度の島根大会にバトンをつなげることによりまして、私からの閉会の挨拶とさせていただきます。2日間、本当にありがとうございました。

◆ 次年度開催地 ◆ ◆ 校長あいさつ ◆

島根県立松江清心養護学校長 浅野博行氏



令和2年度本大会を担当いたします島根県立松江清心養護学校でございます。来年度の大会は、島根県、「どこ?」と思われた方が、少なからずいらっしゃるのではないかと思います。私たち島根県民にとりまして、島根県を全国の皆さんにイメージしていただくというのは、容易なことではなく、いろいろと苦勞をいたします。出雲大社というと知っていただいていると思うこともあります。

ご縁という言葉をも、大変大切にしている島根県でございます。出雲大社、縁結びの神様を祀り、10月神無月には全国から神様が出雲大社にお集まりになるというふうにいわれております。「ご縁の国島根」というキャッチフレーズで、人と人のつながり、ご縁というものをとても大切にしております。ぜひ、出雲大社と島根県を結びつけ、覚えていただけたらと思っております。出雲大社大鳥居前には、竹内まりやの生家であり、旅館竹野屋がございます。そうしたさまざまな人たちが活躍している島根県でございます。また、来週からいよいよ全米オープンテニス大会が始まります。錦織圭選手は、島根県の松江市出身の選手であります。グランドスラム大会は、ジョコビッチ、ナダル、フェデラーの3強の壁がどうしても破ることができなく、苦勞しておりますが、ぜひともその壁を乗り越えて、栄冠を手にしてくれるよう応援をしているところです。実は、彼のおじに当たる人物が、島根県の特別支援学校で現職の校長をしております。そういったご縁もあり、「圭くん」と言いながら、私どもは応援しております。もし、錦織圭選手を応援していただけるのであれば、ぜひ島根県ということ思いながら、応援をしていただけるとありがたいと思っております。来年は、オリンピック、パラリンピックの年でございます。来年のこの大会で、皆さんの応援により、錦織圭選手が、リオ大会に続いて2大会連続のメダルを取ることができ、「あ

りがとうございました」というお礼のご挨拶ができることを願っております。五輪でつなぐ日本から、奈良から始まった新しい時代を、日本から世界に広げていくことができるといいなと思っております。そして、ご縁の国島根で、全国の全肢P連の皆様のご縁、えにし、しっかり結ぶことができる大会となりますよう、鋭意準備をする所存でございます。どうかたくさんの皆様においでいただき、島根県を訪れていただけたらというふうにも思っております。そうしたお願いをいたしまして、来年度開催地の担当としてのご挨拶とさせていただきます。どうもありがとうございました。

◆読み上げ◆

全肢P連「奈良大会」
実行委員長
奈良県立奈良養護学
PTA会長

植月 智子



大会宣言文

本連合会は肢体不自由の子供を抱える保護者が、互いに手を携え、我が子が学ぶ肢体不自由特別支援学校の教育が、より良いものになって欲しいとの共通の願いを胸に、その輪を大きくしながら今日に至っています。全国各地域を開催地に、約60年に及ぶ歴史を積み上げてきた本大会は、大会参加者の保護者同士が直につながり、絆を確かめ合う場であります。そして日々積極的に取り組んできたPTA活動が、子ども達の幸福な未来の実現を願う、いつの時代も変わらない保護者の思いであることを再確認する大切な時間なのです。

時代と共に変わりゆく社会の中で、その時々課題と向き合い、学び、考え、活動に繋げる。今の私たちの活動もまた、未来の子ども達へ繋がる願いなのです。

平成26年に我が国は、「障害者の権利に関する条約」を批准いたしました。学校教育においては、インクルーシブ教育システムの構築という、条約の理念を踏まえた特別支援教育の在り方の基本的な方向性として、中央教育審議会初等中等教育分科会は、平成24年7月に、「共生社会の形成に向けた、インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）」をとりまとめています。

平成28年4月には、「障害者差別解消法」が施行されました。障害者差別については、社会環境の整備とともに国民一人一人の障害に関する知識・理解の不足、意識の偏りに起因する面が大きいと考えられています。内閣府を中心とした全行政機関が各種啓発に一層の取り組みと、国民各層に理解を促進してほしいと切に願います。これにより、障害のある児童生徒が、その年齢及び能力に応じ、可能な限り障害のない児童生徒と共に、その特性を踏まえた十分な教育を受けることができるインクルーシブ教育システムがさらに推進されていくものと確信しています。

本年、全国肢体不自由特別支援学校PTA連合会ならびに全国特別支援学校肢体不自由教育校長会は、8月22日・23日の2日間、奈良県において、第62回PTA・校長会合同研究大会『奈良大会』を開催し、「肢体不自由のある子どもたち一人一人の生きる力を育むために、PTA活動はどうあるべきか～えがおひろがるみんなの輪 奈良から始まる新しい時代～」を主題に研究協議を重ねました。

本年は改元後、第一回目となる記念すべき令和元年度大会となりました。昭和から平成へと連綿と受け継ぎ、大会を通じて培った全国の会員の連帯感（＝みんなの輪）を再確認し、令和元年から始まる新たな時代の幕開けです。東京2020オリンピック・パラリンピックの開催は、社会にある様々なバリアに気づかせ、国籍、年齢、性別、障害の有無等、あらゆる違いを超えて共生していく社会づくりの大きな契機となるものです。令和元年が時代の後押しを受けて、ともに手を携えて支え合い、よりよい環境づくりと、笑顔広がる未来の実現に向けたスタート元年としていきたいという強い思いが大会参加者全員のものになりました。

本研究大会において、共通理解に至った以下の重点事項を挙げ、関係機関が一致協力し、すべての子どもたちの幸福な未来を実現していくことを願い、ここに宣言いたします。

- 一、乳幼児期から生涯に渡り、教育・福祉・医療・労働等の各関係機関が協力しながら、子どもたち一人一人のライフステージごとのニーズを踏まえた「個別の支援計画」を作成し、計画の実施、評価を通して、障害の重度・重複化、多様化に対応する特別支援教育の充実を求めています。
- 一、特別支援学校で作成される「個別の教育支援計画」を活用すると共に、福祉等の関係機関との連携に努め、子どもたちの自立と社会参加のために、地域への橋渡しや卒業後への移行支援が充実するように求めています。
- 一、障害のある子どもと障害のない子どもが共に学ぶ機会を増やし、居住地域での小・中学校との交流及び共同学習を推進し、地域生活の基盤づくりを進めていきます。特に、居住地域の小・中学校との交流及び共同学習の一層の推進を求めています。
- 一、医療的ケアを安全に実施するため看護師の適切な配置を進めるとともに、看護職以外の教職員が一定の条件の下でたんの吸引等が実施できる制度の活用を図り、子ども達の教育を支えるため医療的ケアの更なる充実を求めています。
- 一、障害のある子どもが等しく教育を受ける権利を確立するために、義務教育国庫負担制度及び特別支援教育就学奨励費制度の堅持・充実とその財源の確保を求めています。

- 一、特別支援学校は、その専門性を活かし、近隣の幼稚園や小・中・高等学校への相談支援や巡回指導などのセンター的機能の充実を求めていきます。
- 一、特別支援教育の一層の充実を図るため、特別支援学校等の教職員の専門性の向上を図ります。このため、独立行政法人国立特別支援教育総合研究所との連携を推進します。また、O T ・ P T ・ S T等の外部専門職との連携を求めていきます。
- 一、肢体不自由児や医療的ケアの必要な障害児・者が利用できる、短期入所、放課後等デイサービス、児童発達支援センター、児童発達支援事業所や通園、通所施設の整備を進め、地域で安心して生活ができるよう、事業の拡充を求めていきます。
- 一、障害児を育てる家族の為の「家庭支援」「兄弟姉妹支援」の制度の充実を求めていきます。
- 一、卒業後の自立や社会参加に向けて、自立支援協議会の活用を図りつつ、相談支援事業を拡充し、就業や日中活動へ通う障害者のグループホーム等の生活の場の確保を求めていきます。また、労働関係各機関等と連携を図り、生徒の就業促進を働きかけていきます。
- 一、公共・民間の施設・交通機関のバリアフリー、ユニバーサルデザインを活用した建物や設備の整備が進むよう働きかけていきます。
- 一、自然災害等に備えて、学校、家庭、関係機関と連携・協力し、総合防災マニュアルの策定をはじめとして、地域社会において障害のある子どもがいついかなる時も安心して、安全な生活ができるよう必要な施策の実現を働きかけていきます。

令和元年8月23日 全国肢体不自由特別支援学校P T A連合会